

Title	白氏文集金澤文庫本の復元について：巻三十三を中心にして
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1974
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.11 (1974. ) ,p.183- 310
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000011-0183">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000011-0183</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 白氏文集金澤文庫本の復元について

— 卷三十三を中心にして —

太 田 次 男

曩に筆者は、白氏文集金沢文庫本について私見を述べ、その本文は、校合注に従って多くの個所で改変され、書写直後の原文（校訂による改変の加えられる以前の本文。この語に就ては後述する）と、改変後の本文との間には著しい相違の存すること、従って、この本を他の写本や刊本と校比するような場合、厳密に言えば、原文と改変後の本文とを、二種の異なる本文として區別して取扱う必要のあることを述べた。<sup>(1)</sup>

そして、更に、卷三十一について検討を加えた結果、この巻の底本は、従来一般に考えられていたような、唐鈔本に連る惠蓀系の古鈔本ではなく、宋刊本であると見做して略々間違はなく、しかも、原本文の中に見られる欠筆のある文字から年代を判断すれば、実物の現存しない北宋刊本である可能性も存することを明かにした。<sup>(2)</sup>

現存金沢文庫本の各巻巻末識語、及び、本文そのものの筆致からすれば、本文の書写は少くとも三人以上（唯寂房・奉重・但馬房という三名の名前は識語にみえる。但し、名前が不明で、しかも、この三人とは異筆の本文もある）に

より行われ、諸種の事情があつてか、その書写は必ずしも巻次順には行われていない。書写された本文には、少くとも二種（うち、一本は宋刊本、他は古鈔本系）の本文によって、校合が行われているが、この校訂作業の進め方も、本文書写時と同様に、巻次とは直接無関係に行われている。

後に述べる如く、校訂者は全巻を通して豊原奉重一人とみてよく、校訂の過程に於て、これから取上げる巻三十三は、巻三十一と、本文に関して極めて近い関係にあることが既に気付かれたものと思われる。何故ならば、金沢本の他の巻の本文は、「摺本」（宋刊本、以下同じ）とある校注と、何れもかなり大きく相違するのにな、この二巻の本文は、共に、「摺本」とある校注とかなり近いからである。この両巻が他の巻に比べて異質であることは、近時の研究に於ては無論、既に説かれている。<sup>(3)</sup>

いま、既に巻三十一に関して行ったと同じ方法、操作によつて、こゝに、天理図書館蔵本<sup>(4)</sup>である文集巻三十三について、その原本本文の復元を企図し、併せて、校訂者によつて加えられた校訂作業の全過程を辿り、復元された本文の系統についても考察する。巻三十一に関する前稿と関連する事項のうち、こゝで補訂を要する場合には、当該個所に於て訂正を加えるが、特に、前稿では未だ不充分であつた校合注に関する事項なども、金沢本全巻との関連に於て、出来得る限り実物に即して、更に、詳細な吟味を加えることにする。

## 一

先ず初めに、この巻三十三の尾題の次の行に小字双行にて書入れられている本奥書（図版に掲げる写真にみられるように、これは惠尊の本奥書である）が本文と如何なる関係にあるかについて検討を加える。若し、この本奥書と本

文とが一筆であるならば、遑って考えれば、この本文は、惠尊系本文である可能性をもつが、若し異筆と確認されれば、この本奥書は、校訂時に、他本から移写された可能性が強く、従って、本来本文とは直接関係が無いことになる。比較のため、本文の一部と、奥書とを図版に示す(図版1参照)。

この写真でも略々明かな如く、本文と本奥書とは別筆である(後述するが、「寛喜三年四月……書了」の一行は、本文書写者の筆であり、尾題、本奥書、及び、「貞永二年……」以下「建長四年……」までは、校訂者、豊原奉重の筆と認められる)。とすれば、本奥書の頭にある「本云」も、この本奥書が、この本文の底本に元來存したことを示すよりも、他の本から本文とは別個に、移写されたものとみるべきであろう。そこで、次にこの本奥書の転写の時、及び、その筆者が問題になる。

この写真で、更に、もう一つ気付くことは、一筆である本文と、尾題の七字とが、これ亦、明かに異筆であるといふことである。恐らくは、本文書写の際、尾題を書き落してあり、校訂の際に、補われたのであろう。実は、この尾題の筆跡が、本奥書の筆を解明する手懸りになるので、先ず、この尾題の筆跡から検討する。

金沢本各巻の本文、及び、その巻の尾題を比較すると、この巻三十三を除けば、両者総て一筆である(外に、巻十七は尾題を欠き、そのまゝ補われていない)。識語に明かな如く、巻三十三の本文は唯寂房の筆になり、尾題のみ補筆された。この尾題の筆跡と同筆のものを他巻に求めれば、巻二十二・五十四・六十三の三巻のそれが該当し、この三巻は、本文・尾題とも、すべてこれと同筆である。参考のため、これを図版にて示す(図版2参照)。

各巻の識語、及び、本文の筆致そのものからみても、唯寂房の書写にかかる巻が最も多い中で、ここに示した三巻の本文は、無論首尾題をも含めて、明かに唯寂房のとは異筆であり、この本文の筆者について、三巻の夫々の書写識

語をみれば、

(卷三)  
寛喜三年三月廿六日書了 右衛門少尉豊原奉重

(卷五四)  
貞永二年四月十九日書了 / 右金吾校尉原奉重

(卷六三)  
寛喜三年六月五日書了 右金吾校尉原奉重

とあり、何れも、豊原奉重の筆であることが分る。

従つて、尾題「文集卷三十三」も奉重の筆と判明すれば、当然、次の行の本奥書「本云会昌……」なる小字双行の筆、及び、その次の行の校合識語の筆と、尾題の筆との関連が問題になる。何故ならば、尾題の一行のみが、本文とも識語とも、全く別筆ということは、稍々奇異に感ぜられるからである。

とすれば、差し当り、尾題と本奥書二行の筆を比較し、これが同筆であることが証明し得られればよいわけである。写真でみれば、一見、この両者は別筆であるかにみえるが、果してそうであらうか。

成程、一見すれば、尾題と本奥書二行とは、別筆のごとくみえるが、よく見れば、全く異質の筆とも思われない。尾題の方は比較的丁寧に書かれ、一方本奥書は稍々行書体に近くなっていることが、比較を妨げているに過ぎない。そこで、前に示した、尾題と同筆の本文をもつ卷二十二・五十四・六十三の三巻の本文中に、稍々行書体になつた箇所、或いは、望み得べくば、小字双行の箇所などで、字の大きさも同程度の箇所に於て、本奥書と同じ筆致の字を求めるところにする。

三巻のうち、この条件を満し易い卷五十四を先ず取り上げる。この巻全体を通して調べると、巻の半ば以下に、稍々筆の乱れがみられ、従つて、筆致の比較に於て、条件が近く、好都合である。その上、途中に、本文と同筆と思わ

れる継足し部分もあり、それがまた、本文よりも幾分行書体に近いので、その筆致も併せて比較の対象になし得るからである。継足し分を一応別とすれば、無論、全巻一筆で書かれている。

卷五十四の本文は、本文の文字としては稍々細筆であり、且つ、丁寧な書かれてはいるが、それでも、後半になるに従つて、速筆になったためか、筆が稍々乱れ、正にそれに伴つて、卷三十三の本奥書の筆致に類似する個所が認められる。これは、処々に挿入されている小字双行の注文に於て、類似は一層顕著になる。いま試みに、この本奥書の個々の文字と類似のものを、卷五十四全巻の中——特に後半——に求めれば、その殆んどすべての文字に就て、同筆と認められるものを見出すことが出来る。これを実物に即して、写真によりその一端を示せば、図版3の通りである(便宜上、卷五十四本文中の該当文字に限らず、同筆の卷二十二、六十三をも並置した。また、卷三十一本奥書、卷三十三の裏書の文字をも、卷三十三本奥書と同筆であることを証するために併列した。写真傍に註の数字のないのは、卷三十三奥書の文字、数字は卷数を示す)。

ここに示された比較からすれば、卷五十四本文の筆(卷二十二・六十三を含めて)と、卷三十三本奥書のそれとは、一筆であると思倣して、略々間違いないであらう。

この両者が一筆であることを更に明瞭にし、また、その年代をも推定せしめるに足るのが、同じく、卷五十四に加えられた、継足し部分の筆致である。

後にも触れる如く、卷五十四は底本となるべき鈔本が見出し得なかつたので、摺本を底本として書写した旨が識語に明記されている。従つて、他巻と異なり、昔家の古鈔本が、識語にもその旨を明記して校合に使用され(尤も晋家本が校合に使用されるのは、卷五十二にもみられるが、ここでは識語にその旨は明記されていない)、摺本には収

められていない篇が「菅大府卿本以下有十五篇詩而摺本無之」という注記通り、「晩起<sup>とち</sup>」の次に、「松江亭携楽観漁宴宿<sup>とち</sup>」以下十五篇の詩として継足されている（数字は作品番号。花房英樹『白氏文集の批判的研究』所載「綜合作品表」及び平岡武夫校定『白氏文集』（二）に拠る。以下同じ）。この部分の料紙は同巻の他の部分より稍々厚手の斐紙が使用され、界高のみ、白界（前の部分と同じ高さ）で示されている。従って、字の大きさも本文の部分よりも幾分小さく、行間も縮められ、一行の字数も当然多くなっている。

ところで、こゝに、筆致の上で、稍々疑問の個所がある。この菅家本からの継足し分直前の篇、「晩起」の題の書かれた行までは、巻頭よりこゝまでの本文の筆が同筆で続いているので、これを除き、題の次の、本文三行をみると、次の菅家本よりの継足し分と、筆致は極めて近く、両所同一人の筆ではあるが、三行すべての字には稍々擦れが認められ、次の菅家本よりの継足し分の字と同時に書加えられたのか、稍々疑問を懐かせる。つまり、この三行は、貞永二年の本文書写、寛元五年の菅家本よりの校注書入・本文の継足しの行われた後の、これに続く、建長四年校訂時の筆ではなからうかという疑問である。しかも、この継足しの三行は同筆同時の筆であるのに、第一行の紙とは別に、二・三行の二行分のみは、同質の料紙ではあるが、明かに、改めて、継足<sup>つぎ</sup>されている。

更に、菅家本継足分の、はじめの部分の上欄には、前述の如く、「菅大府卿本以下有……」と菅家本よりの継足しであることが明記されているが、「晩起」の上欄には、「摺本有題無詩」とのみあり、その通り、本文の詩篇は、題とは別に、前述の通り別筆で補校されたが、それが何本より補われたのかは、全く触れられていない。とすれば、この本文三行のみは、或いは、最後の建長四年の筆である可能性もあり得る。菅家本よりの加筆と、建長四年の筆との間には十五年の距りがあり、とすれば、擦れた、稍々歳月の経過を思わしめる筆になるのも当然であろうという推論を

加えても、強ち無理とはいえない。

然しながら、尚、念のために、「晩起」の本文三行と、菅家本よりの継足し分と、その文字を詳細に比較してみると、「晩起」の三行を建長四年の筆と見做し、菅本家の寛元五年の筆との間に、果して、それ程明瞭な差異があるかという疑念も生ずる。

若し「晩起」の本文三行が建長四年の筆とすれば、この本文三行は、菅家本々文にも欠けていたということになる。後に述べる如く、建長四年に校合に使用された一本も、唐鈔本に連なるわが古鈔本系の本文であり、当然、菅家本と同系統であるわけである。それにも拘らず、菅家本にこの「晩起」の本文を欠くと見做すことには、稍々無理がありそうである。また、改めて、上欄の「摺本有題……」と「菅大府卿本……」の書入文字を比較すると、両筆は同筆であることは勿論、同時に書入れられたと覚しく、墨色も極似していることに気が付いた。

とすれば、「晩起」上欄の「摺本有題……」の書入れも、菅大府卿本よりの継足しの際に、同時に書入れられ、三行の本文も、その時同じく補校されたと見做すことも充分可能であり、本文の系統上の問題をも踏えて考えれば、この方が余程筋が通っている。

そこで題「晩起」までと、継足しの本文三行、菅家本よりの継足しの部分の、夫々の料紙の質を更によく調べる。と、巻首より題「晩起」の次の一行までは同質の裴紙ではあるが、それに続く二行分の紙は表面が滑かでなく、又、菅家継足し分は、最も厚手且つ表面は最も滑かである。「晩起」の本文三行のうち、二・三行に特に字の擦れが認められるのは、この紙質の相違の為であろう。そこで、改めて、継足し三行分と、菅家継足し分を蛍光灯の光で透視して比較すると、後者の墨色の方が稍々淡いが、これは、後者の紙質が厚手、且つ、表面が滑かであることによるのか



も知れない。それ故、「晩起」本文三行の文字―特に二・三行―と、菅家本継足し分のそれとを異時とする推定は、文字の擦れなどという外形的相違に稍々執する見解として、撤回すべきであろう。

以上、この問題を縷々採り上げた真意は、時を同じくして書かれた文字ですら、字の大きさや紙の質など、その時の種々の条件の相違により、書かれる文字にも幅があることを示す好例として取上げたわけである。

とはいえ、本文を最初に書写した貞元二年と、菅家本より継足した寛元五年との間には十五年の距りがあり、同一人の筆であっても、明かに筆致上若干の相違が生じていることが認められる。例えば、本文である貞永二年の筆に於て特に目立った「分」「又」「秋」などの、斜下に延ばす字画の個所に認められる、斜に細く延びる鋭い筆勢も、継足し分の、寛元五年以降になると、次第にその影を潜め、寧ろその先端を太く止めるような筆致へと変化がみられ、時の経過が、筆致の変化の上に如実に示されている。

以上のことを踏えて、菅家本よりの継足し部分、及び、「晩起」の継足し三行と、卷三十三本奥書の文字とを比較すれば、こゝでも、同筆と認められる文字を見出すことが出来る。そう判定する為に、これを図版3と同様の方法により、遂一検討したが、同筆であると断定するに足る結果が得られた。

以上、奉重の、外的条件の相違による、可変的な筆致を種々検討した結果、これらの筆と、卷三十三尾本奥書とは、すべて一筆であることは最早動かすことは出来ない。

卷五十四の外にも、奉重の筆になる卷は、卷二十二・六十三にもみられ、外に卷十七の本文の一部にも認められる。卷二十二・六十三は、夫々、寛喜三年三月、及び同六月に書写され、卷五十四と同様、卷三十三の本奥書と同筆であることが、明かに認められるので、これ以上縷説しない。

最後に、同じく奉重の筆と認められるもので、見逃すことの出来ないのが、卷三十三「王元輔可左羽林衛將軍知軍事制 183」の裏に増校された「廬元輔可吏部郎中制 379」の筆致である。(183)篇の末行左旁上部に「。有裏或本」(この文字を奉重筆と断定する迄には至っていない)と書入れられているので、「或本」より裏書されたのであろうが、この本が何を指すかは未詳である。卷三十三首に、

中書制誥 舊体 凡二十八道<sup>廿一</sup>

とあり、別に二篇多い本文を有する一本も存したことが知られる。この裏書一篇は或いは「イ」本の二篇のうちの一篇と重複するかも知れないが、元来は別個の本に収められたものであろう。つまり、「イ」本よりの二篇は共に、補われずに、逸せられたものと考えられる。<sup>(7)</sup>

この卷三十三の料紙は比較的薄手であり、裏書の墨が、まゝ表にまで薄く滲透し、その文字も表から明かに認められる程である。裏書を写真により示す(図版4参照)。

書写者は料紙の質をも考慮したのか、写真にみられる通り、裏書は小字細筆である。そして筆致からすれば、前記奉重筆の卷二十二・五十四・六十三の本文と一筆であることは疑を容れる余地はない。(判定に当り、こゝでも、裏書各文字を、卷二十二・五十四・六十三全巻に亘って、詳細に比較検討した)。但し、この三巻の筆致の何れに比しても、最も丁寧且つ美麗である。その意味で、筆者は、これは最後の建長四年の筆とみるよりは、貞永二年正月の校合時に於て、底本に附載されていたものか、或は、「或本」と呼ばれる他の本から増校、裏書したものと推定する。後にも触れるが、「或本」よりの加注は卷三十三全体で五個所にも足らず、また、この本に関しては、校合識語にも全く触れられていないので、如何なる本か明かではない。<sup>(8)</sup>

卷三十三に關連して、更に一つ、前述の如く、これと同じく底本を摺本とする卷三十一のうち、既に前稿に於ても触れた継足し分で、本文とは異筆の部分にも言及しよう。

筆者は前稿に於て、この卷三十一にみられる継足しの四篇及び編目に継足されたその篇名、並びに、惠蓐本奥書の三個所の筆を同一と認め、本文は唯寂房筆、惠蓐本奥書は底本に初めから書入れられていたものではなく、継足し分を収める、系統を異にする古鈔本から転写されたものと推定した。但し、前稿書了の時点に於ては、それが何人の筆であるか、未詳のまゝ保留し、同時に、卷三十一・三十三夫々に記載の惠蓐本奥書の両筆は異筆であろうと述べた。

この両卷の校合作業は殆んど相前後して行われ、底本の同系統であることと相俟って、客觀的条件からすれば、切離すことの出来ない關連を有する筈である(両卷の校訂時に関しては註(9)参照)。卷三十三記載の惠蓐本奥書を、卷二十二・五十四・六十三の本文と共に、奉重の筆として認めたいま、卷三十一の惠蓐本奥書をも再検討すれば、時代に伴って若干變化を示すこの奉重の筆と見做し得べく、図版5の写真の示す通り、卷三十一の前記継足し個所の筆も同筆と認めて差支えないであろう。いま前稿を訂正する。

従つて、卷三十一惠蓐本奥書にも、卷五十四に継足された、筆にみられる特徴が明瞭に認められるので、当然、卷三十一・三十三の惠蓐本奥書が同じく奉重筆であるという点でも、同じく、前稿を補正しなくてはならない。

金沢本各卷の書写奥書をみれば、唯寂房書写の卷の、同人による書写奥書のみは、次行以下とは明かに異筆であることが認められる。次行、「朱点」「委点」等の終了を示す月日、更に、唐本との比較終了月日、並びに貴所の本よりの校合・移点の記事は、行書体であり、時に草書体に近く、各卷にみられるその筆致をすべて一筆であると断ずることを憚からしめるが、そのうち、卷二十二・六十三など数卷の、比較的楷書体に近い字で書かれている書写奥書の各

行を仔細に検すれば、各行がすべて同筆であり、恐らくは、これも奉重筆と認められる。

これは後述するが、更に、卷三十三に施されている校合注・音義注その他の書入れの総ての筆致を検討した結果、若干不明の箇所を留めはするが、その大部分が奉重の筆であることが認められる。うち、保留の箇所も異筆であることを積極的に認め得るものは全く見当らない。これは、この巻の校合が、殆んど総て奉重の手によって行われたことを示す。そして、この点に関しては、他巻に於ても殆んど同様である。

これ迄の記述に於て、「奉重の筆」或いは「奉重の手」という表現を使ってきたが、それは必ずしも豊原奉重の自筆を意味するものではない。奉重の名を冠して、実際に校訂作業を行う人が別に存することもあり得るからである。

然しながら、卷四十七卷末識語(図版6参照)のうち、「自校<sup>(9)</sup>」という個所が注目され、朱筆のこの一行の筆致は無論「奉重」の二字をも含めて、金沢本各巻の識語と一筆であり、これは同時に、卷二十二・五十四、六十三本文の筆致とも同筆として先ず間違あるまい。また、卷四十七の校合注総てを検討した結果からしても、加注の文字は、何れも、奉重筆として扱ってきた筆致に一致する。とすれば、奉重筆として扱った筆は、正しく豊原奉重の自筆と断定してよからう。

以上、奉重の筆を金沢本全巻に亘り点検した結果からすれば、奉重の白氏文集金沢文庫本の書写並びに校訂に対する活動は、本文の書写こそ多くはないが、その主な仕事は本文の校訂作業にあり、現存本だけに限っても、卷十四の加点のとき、寛喜三年(1331)二月二日から、卷五十九への貴所の御本よりの移点が終了する建長四年(1252)三月八日まで、断続的にはあるが、延べ二十年を超える歳月を費して、殆んど独力を以てこの校訂事業を行ったものと推定される。後註<sup>(9)</sup>に表示した通り、この校訂作業は彼の手によって、かなりの速度を以て果されたのである。

金沢本の書写並びにその校訂作業の基本問題にも触れ、論点がやゝ多岐に分れたが、ここでの論述の主眼は、飽迄も、卷三十三の惠尊本々奥書と本文との関係の検討にあつた。以上の結果から、前稿に於ける卷三十一の場合と同様、この本奥書は元来本文とは無関係であり、校合の段階に於て古鈔本から——恐らくは第三次校訂時に於て——豊原奉重の手により転写されたものであることがほぼ確認される。

註 (1)(2) 拙稿「大東急記白氏文集金沢文庫本の復元的研究」(上)〔かがみ一五号〕。同「白氏文集金沢文庫本私見——卷三十一を中心として——」〔史学〕四四—三)

(3) 平岡武夫校定『白氏文集』(二)〔京都大学人文科学研究会〕序説参照。

(4) 『経籍訪古志』によれば、この卷三十三は卷二十八と共に、曾て、「求古楼蔵」本(校斉所蔵本)であり、この二卷のみは、粟皮表紙であり、大東急記念文庫蔵本のそれとは異なる。

慶應義塾図書館蔵白氏文集那波古活字本〔平安堀氏時習斎蔵〕「賜蘆文庫」「松方文庫」の朱蔵書印を押す)卷三十三尾に、朱筆にて、

右一卷校斉所蔵以金沢古鈔本天保甲午十一月十四日/与村尾融対机校読(五年)

とみえる。筆者は、この本の所蔵者兼校訂者新見正路であり、校斉の歿年は翌六年である。

(5) この巻の初めから「晚起」の題の書かれた行迄は同筆であり、次行である本文の第一行はこれとは異筆、次で二・三行は第一行と同筆である。この異筆三行分が別紙で継足されるのならば、至極当然なこととして納得出来るが、何故か、二・三行分のみが、同紙で継足されていて、第一行は題「晚起」までの紙に書かれている。

この説明として、私見では、この巻の一紙の長さは四九・六糎あり、「晚起」の次の一行分(各行の幅は二・一〜二・二糎)であり、それより稍々幅広く二・九糎ある)を残して、丁度、次の紙を継ぐ個所に当っている。本文書写に当り、上欄註

記にある通り、この巻の底本である刊本は、本文(本文書写時では、この本文が何行分あるか分らない筈である)を欠いていたので、書写者は取敢えず、最後の一行分のみを空白にして、次の紙を継いだのであろう。

原形に復して考えれば、次の菅家本よりの継足し分は、この書写時には未だ継足されていないから、菅家継足し分の後の「鸚鵡」(1504)がこれに続いていた筈である。

系統の異なることから起る、この本文の欠落は、後に述べる如く、菅家本により増校された。処が、空白は一行分であるが、この本文は、実際には三行を要する分量である。そこで、二行分の紙が継足され、この計三行に、題「晚起」までの筆致とは異なる奉重の筆により、菅家継足し分と同じ時に、書加えられたものと推定される。

(6) 巻十七は寛喜三年三月十三日、唯寂房により書写された。但し、本文中、「風雨晚泊」より「送蕭鍊師步虚詩十首巻後以二絶継之」までの十六篇は奉重筆である。その他、後述するように、巻三十一・三十三をはじめ、他の巻に於ても、本文中欠字を補うような個所に奉重の筆がみられる。二の注(1)参照。

(7) 裏書的一篇は、文苑英華本巻三八九・全唐文巻六六一にも収められている。尚、文苑英華本には、「制」としては他に「授庾敬休監蔡御史制」「授徐綰兵部員外郎李光嗣右司員外郎制」がある。巻三十三の他の一篇は、この中の何れか的一篇であるかも知れない。

(8) 「或本」よりの校合注は、巻三十三に五ヶ所(1583, 1584, 1589, 1592, 1592)に施され、うち「。有裏或本」の注を含め、四ヶ所の筆致は奉重筆とするには稍、疑いが残る。もう一ヶ所の朱筆は細筆であり、(1583)の裏書の筆致に完全に一致する。

(9) 文集金沢本巻四十四は現在しないが、この巻末識語が白氏文集元和古活字版巻四十四末尾(大垣市立図書館蔵・慶應義塾図書館蔵・林読耕斎旧蔵神田喜一郎氏蔵・蓬左文庫蔵)に転写されている。

貞永元年七月廿七日書了 唯寂房書了／貞永元年八月八日自校朱了 右金吾校尉／嘉禎二年四月四日比較与唐／嘉禎三年十一月十七日／申請諫議桑門之御本校点了凡此点本并御本先度比較摺本每所相違若自摺本之改相叶御本之時不加点於摺本了／建長四年二月七日伝下貴所之御本重移点了

(注) \* 読耕齋本・蓬左本・慶應本「于唐本」に作る。

とあり、ここにも「自校朱了」とある。この四字を含む校合了の識語が書かれた貞永元年八月八日の二日後に同じく「自校了」という識語が卷四十七に書入れられている。「自」が加えられている識語はこの二巻の外には現存本には認められない。

(40) 白氏文集金沢文庫本の校訂作業の全体を、諸種の点でよりよく理解する一助として、各巻(但し、巻八・二十三・三十五・四十九は校合識語を欠くためこれを省く)の書写者、本文書写の順序、三次に亘る校合注の、各の、施された順序等を一覽表として掲げる。「本文書写順序」欄の旁注「田中」は田中穰氏蔵、「天理」は天理図書館蔵本、「大垣」は大垣市立図書館蔵白氏文集那波古活字本書入校合識語であり、同様、「読」は読耕齋本の、「蓬」は蓬左文庫本の、「陵」は宮内庁書陵部蔵本の、「慶」は慶應義塾図書館本の、夫々の書入識語を示す。旁注のない巻は大東急記念文庫蔵本である。

また、「但」「奉」は本文書写者を示し、「但」は「但馬房」を、「奉」は豊原奉重を、また、旁注なきは唯寂房の筆である。その他、「異」とあるは、以上の筆と異なり、しかも筆者名の明かでない巻である。

第一・二・三次校訂の欄の番号で、〔〕を附したのは、何れが先か明かでないものを、一応推定で示し、( )を施したのは、同日に校注が行われたことを示す。

(本文書写順序)

(第一次校訂順序)

(第二次校訂順序)

(第三次校訂順序)

1 卷一四寛喜三・正・二五 (田中) (282) (但)

1 同二・二 二加点了 (寛喜三)

3 嘉禎二・三・一一 (嘉禎二) (286) (但)

4 建長四・正・三 (實所御本校点文了)

- 2 卷 九寬喜三・二・二〇  
(寬喜三)(1)  
 2 同 同・二三点了
- 3 卷 六 "・二・二三  
(1)  
 3 同 同・二四朱点了
- 4 卷 二 "・三・三  
(1)  
 [5] 同 同月中旬校合移点了
- 5 卷 一七 "・三・一三  
(1)  
 [4] 同 同日校畢
- 6 卷 二 "・三・二一  
(1)  
 6 同 同・二八朱委点了
- 7 卷 二 "・三・二六  
(奉)  
 28 貞永二・五・五朱点了  
(貞永)
- 8 卷 二四 "・三・二六  
(寬喜三)(1)  
 7 同 同・二八兩点了
- 9 卷 二八 "・四・二  
(但)  
 3029 天福元・五・一一朱了  
(貞永)  
 "・同・二三委点了
- 10 卷 三三  
(天理)  
 "・四・一八  
 262422 貞永二・正・五校合了  
 "・同・一七朱了  
 "・二・二八委点了
- 11 卷 六三 "・六・五  
(奉)  
 2113 貞永元・一〇・二〇朱点了  
 同 同・二六委点了
- 12 卷 三一 "・一・二・一六  
 2523 貞永二・正・八朱点了  
 同 同・二・二六委点了
- 13 卷 四一貞永元・七・一九  
(貞永)  
 8 同 同・二〇校朱了
- 14 卷 四四 "・七・二七  
(大垣・誦・蓬・慶)  
 9 貞永元・八・八自校朱了
- 2 嘉禎第二春十日  
 比較唐本了
- 1 嘉禎二・三・八  
(貞永)  
 比較唐本了
- 4 嘉禎二・三・一一以  
 唐本聊比較校了
- 5 嘉禎二・三・一四以  
 唐本聊比較校了
- 6 嘉禎二・三・一七以  
 唐本比較了
- 6 嘉禎二・三・一七以  
 唐本比較了
- 7 嘉禎二・三・二二以  
 唐本比較了
- 8 嘉禎二・三・三三以  
 唐本比較了
- 10 嘉禎二・三・二六  
 比較唐本了
- 19 嘉禎二・四・二一  
 比較唐本訖
- 9 嘉禎二・三・二五  
 比較与唐本訖
- 2213 嘉禎二・四・一一比較唐本訖  
 嘉禎三・一一・一〇(吉田本)加点了
- 2314 嘉禎二・四・四比較与唐  
 嘉禎三・一一・一七(吉田本)校点了
- 2 建長三・二・二四  
 同)移点了
- 1 建長三・二・二二  
(貞永)  
 (貴所御本)移点了
- 3 建長四・正・一  
 同)校合文畢
- 5 建長四・正・五  
 同)重移点了
- 6 建長四・正・二一  
 同)重比較校了
- 7 建長四・正・二二  
 同)移点了
- 11 建長四・正・二四  
 同)重校点了
- 9 建長四・正・一七  
 同)重校点了
- 8 建長四・正・一五  
 同)重移点了
- 18 建長四・二・一九  
 同)重移点了
- 10 建長四・正・二三  
 同)移点了
- 14 建長四・二・四  
 同)移点了
- 15 建長四・二・七  
 同)重移点了



15 卷四七 "・八・三

10 同(真永元・一八)自校了

2415 嘉禎二・四・一五比較唐本訖  
嘉禎三・一・一九吉田本委点了

16 建長四・二・一二  
同重移点了

16 卷五二 "・八・二(異)

11 同(真永元・一八)二八校点了

16 嘉禎二・四・七聊  
比較唐本

21 建長四・二・二七  
同重移点了

17 卷五九(田中) "・九・二六

11 同(真永元・二七)朱点了  
同委点了

17 嘉禎二・四・一八  
比較摺本了

23 建長四・三・八  
同重移点了

18 卷六二 "・九・二七

2017 同(真永元)  
"・一・六朱了  
同二〇委点了

(19) 嘉禎二・四・二二  
比較唐本了

(18) 建長四・二・一九  
同重移点了

19 卷六一(大垣・陵・慶) "・閏九・一七

1914 同(真永元)  
"・一・〇・二六一校了  
"・一・一九委点了

18 嘉禎二・四・二〇  
比較唐本了

17 建長四・二・一八  
同重移点了

20 卷六五 "・一〇・一一

1816 同(真永元)  
"・一・二二校了  
"・一・一九朱了

20 嘉禎二・四・二二  
比較于唐本訖

19 建長四・二・二三  
同重移点了

21 卷六八 "・一〇・一九

15 同(真永元)  
"・一・二八一校了  
"・一・一九朱了

21 嘉禎二・四・二五  
比較于唐本訖

20 建長四・二・二四  
同重点了

22 卷三八 "・一二・二一

28 同(真永元)  
"・三・六朱墨点同点了

11 嘉禎二・三・二八  
比較摺本訖

12 建長四・正・二九  
同移点了

23 卷三九貞永二・正・二〇

27 同(真永元)  
"・三・五委点了

12 嘉禎二・三・二九  
比較摺本訖

13 建長四・二・二一  
同重移点了

24 卷五四 "・四・一九(季)

25 同(真永元)五・正・三借譜  
"・五・五・正・三借譜  
"・五・五・正・三借譜  
"・五・五・正・三借譜  
同重移点了

22 建長四・三・五  
同重移点了

二

前述の如く、筆者は前稿に於て、本文書写直後の金沢本各巻を原金沢本と称して、現在われ／＼がみる訂正の手が加えられた後の本文と区別して取扱うべきであると述べた。この見地に立って、この巻三十三についても、先ず、こ

れに加えられた校合の作業を、実地に跡づけて、原金沢本卷三十三本文を復元し、それが如何に改変されたか、その変化過程を述べる。この章では、先ず、本文の書写について、次で、校合注を中心にして、検討を加える。

卷末識語にある通り、この本文は唯寂房の筆に成った卷であり、前述の裏書一篇を除けば、大部分が一筆である。こゝで大部分という限定を加えたのは、本文中に異筆の個所が認められるからである。

大部な本の書写に際して、数人で分担することは普通よく見受けられ、また、ある写本が全卷殆んど一筆で書かれているのに、途中何篇かに、纏つて異筆が交る例も屢々みられる。ところが、この卷では、一、二行か数字、更に、その数も多いが、一字のみというように、挿入されたような形で、異筆が認められる。

本文の途中に異筆で文字が補充される個所の認められない他の卷を、蛍光燈で透視してみると、書出しの濃墨が次第に薄くなり、墨継ぎが行われてまた濃墨になる。こういう規則的な濃淡の変化が一種の調和をなしているのに、この卷では、突然淡墨の個所が現われるというように、極めて不規則であることがわかる。この卷の異筆挿入の一例を写真で示す（図版7参照）。

写真に示した例は、何れも比較的明瞭に異筆と認められる個所を選んだし、特に、「絶謁託」の「託」などは、本文の「偽」の上に重なっていて、三字が、明かに後補のことを示すが、中には見落す惧れがある程に、筆致並びに墨色からみて、一見、本文の文字と異ることが見分け難いこともある。そこで、全卷に亘り、裏から蛍光燈で透視して、異筆を確認した〔その後、この卷の精密な写真（三の註(1)参照）により再確認を加えた〕。この方法によれば、異筆の個所は、何れも、本文の文字より墨色が明かに薄いので、識別は比較的容易である。異筆と確認し得た個所のすべてを次に挙げる〔（ ）内が異筆の個所を示す〕。

(1) 冊廻鶻可汗加號 (文)

(2) ……賜紫金魚袋張愉 (可岳州刺史同制) 摺本無之

(3) 惠寧威 (制鱗恬) 草偃

(4) 仍以戎職留 (事憲) 簡章綬一加於諒

(5) 裴通除檢校左敬騎常侍 (兼) 御史大夫

(6) 亦能遏 (絶謁託) 偽振張紀綱 イ无(那波本、託)を「偽」に作る

(7) 升降揖讓進退閑 (習)

(8) 今之通事舍人近 (此) 選也

(9) 仲尼 (誨) 曰愛而 (恕) 可以容困

(10) 今醴泉人与 (補) 相 (類宜) 用此道往訓養之

(11) 不加優秩何 (厚吾) 風

(12) 言公度廉 (明) 有守

(13) 噫華陰 (当) 東道往来

(14) 敬長畏法无 (嫚乃) 官

(15) 先 (考) 其能然授以事

(16) 励精為理 (績) 茂課高

(17) 且 (移大) 郡稍展其才以 (昊) 早著戎功

(18) 習俗 (從) 宜宜守嚴道

(19) 多得其俊 (材樂) 告以善道

(20) 勉思所立各服乃官 (可依前件) 以下摺本无

(21) 尔当是命得不勉哉 (可依前件) 以下摺本无

以上の二十一例は、何れも、筆致並びに墨色(透視の結果)の両面からみて、後補であることは明かであるが、この外に、

(1571) 22 実来告予曰予 (一人) 実降冊命

(1574) 23 爾安 (得) 不副吾所急用爾所長

(1576) 24 宜展籌 (謀) 用光慰薦

(1585) 25 昔魏用崔琰毛 (玠) 典史曹一時之士

(1590) 26 唐州刺史 (婁) 彪 「婁」以前「婁」に改む

の五例は、透視の結果からすれば、明かに淡墨色であるので、補筆と思われる個所であるが、(2)までの筆致と同一であるか、稍々疑わしい個所である。

以上の例のうち、(2)までの二十一個所の補筆の筆致は、明かに奉重のものと認められ、(26)までの五例も、何れも奉重筆にかなり近くはあるが、これは、断定することを一応留保する。

この欠字の個所に補充された文字をみると、(3)(6)(10)などは、或いは、書写者が不明の個所として欠字にして置いたとも推察され、(4)(9)(11)(14)(16)(19)(25)(26)の諸例も、これと同類と見做し得る。また、(2)(20)(21)の三例は、何れも「摺本无」と旁注が施されているので、本文の系統上の相違（これは原本本文が何れも「摺本」と同じ本文であることを意味し、本文の系統を考察する上で貴重である。この点は後述する）として理解出来るし、(1)の例は書写者が書き落した個所であらう。

ところが、(5)(7)(8)(12)(13)(15)(17)(18)(22)(23)(24)の十一例は、本文の途中の字であるので、書き落としとは考えられず、また、書写に当り、字そのものも特に不明になる虞れがないような例であり、欠字になっている理由が稍々解し難い。ただ、(2)の個所をみると「明」の右旁に「摺本字不見」という註記が、曾て書入れられてあり、これが塗抹されている。この書入れの五字は奉重の筆と認められる。この旁注から判断すれば、本文書写の際、及び、嘉禎二年唐本よりの校合に当って、この個所の文字が共に欠落しており、最後の建長四年校合の段階に於て、始めて、補われたと解し得よう。とすれば、この欠字の個所は、本文の系統を知る上で、多くの示唆を与えることになる。

そこで、念のために、底本が宋刊本系であることの明かな卷三十一について、同様の欠字→補筆という個所が存するかを点検すると（前稿、卷三十一本文の検討に際してはこの問題には触れていない）、卷三十三の場合と同様の

個所が二十八個所に認められ、それが校合の段階に於て、異筆——これも卷三十三と同様奉重筆——によって補足されていることが分つた。こういう、底本に於ける墨釘と思われる個所の頻出は、卷三十一・三十三以外の卷には殆んど認められない。卷三十一に就ては、前稿で考証の結果、その底本が摺本であることが略々明かになった。とすれば、この卷三十三の欠字も、恐らくは、墨釘と推測され、底本が摺本であることの傍証にもなり得る。

文集金沢本卷五十四の卷末識語の中に、

此卷書写之本欠之間尋摺本書入之処摺本又摺消所々／多之（下略）

とあり、また同卷廿二校合識語の中にも、

嘉禎二年三月十七日以唐本比較之但証本之文／字所々摺乱銷幽也字体髣髴之所（下略）

（註） 旁点を施した「証」、本文原字を塗抹し、その上に加う。「証」と断定し得ず。

とある。

これは宋版本一般にも屢々認められるが、奉重が使用した宋版本には、「摺消」「摺乱」というような不明の個所が存したわけである。<sup>(1)(2)</sup>

とすれば、卷三十一・三十三と同様、卷五十四にも、本文と異筆の補充の個所が存してもよい筈であるが、この卷は本文書写者も奉重自身であるので、或いは元來は欠字の個所があつて、後にこれが奉重の手によって補われたのかも知れないが、本文と補填の個所とが同筆であるから、その個所を、筆致によって、特に識別することは必ずしも容易ではない。（尚、螢光燈を透視して、卷五十四全巻を点検した限りでは、後筆で補われたと認め得る個所は発見することが出来なかつた。）

以上、卷三十三本文にまゝ、異筆が混入することは、その底本自体に欠字があるものと推測され、これは、底本が摺本であると認められる卷三十一に於ても同様であることを考え併せれば、この卷三十三の底本も摺本と見做す推定も生れてくる。

但し、卷三十三の欠字の個所、中でも(5)と(24)の十一個所についてみれば、欠字の個所が稍々多きに失する感があり、その原因がすべて刊本に於ける欠字、つまり墨釘に起因するか否か、猶、疑問は残る。

これ迄に述べた欠字を補うことも、無論卷三十三の校訂作業の一過程であるが、更に、この巻の校訂作業の経過をここで全体として述べる。

一の註(9)、現存金沢本全巻の識語類の表が示す通り、若干の巻を除けば、金沢本本文が書写された後、間もなく、第一次校訂作業が始められる。例えば、

(卷心) 寛喜三年二月廿二日 唯寂房書写 寂有 / 同廿四日点了 未 右金吾校尉原豊重

とあるのは、寂有により、底本より訓点の施されない白文のまゝの本文が書写され、その直後に、その同じ底本の訓点が、奉重の手により加えられたとみてよからう。但し、後にも触れる通り、恐らく寂有書写の本文にみられる誤字、脱字等もこの段階に於て、同時に補正されたものと思われる。

こういう操作の順序は、卷三十三についても同様であり、唯寂房の本文書写が寛喜三年四月十八日に終了した後、「貞永二年正月五日校合了」「同十七日朱了」「同二月廿八日委点了」まで、本文書写と校合作業との間に若干距りがあるにしても、この貞永二年の校合や訓点の書入れ作業は、唯寂房が使用した底本からのものであり、底本とは別(3)の一本が校合に使用されたわけではなからう。その意味で、こゝでの「校合」とは、校合作業をも含むが、寧ろ、唯

寂房書写本文に対する、奉重の謂わば校正作業を主とする<sup>(4)</sup>と理解してよからう。次で、それより三年後の嘉禎二年三月には、唐本との校合、更にそれより十六年後の建長四年に、更に別の一本との校合が行われて、この巻の、二十年を超える校訂作業はすべて終了した。

そこで、この巻の行間に施されている複数の校合注を、巻末識語の校合日時と照合し、また、内容的検討をも加えつゝ、校合注の夫々が、三次に亘る校合作業の何れの時のものに該当するかを検討を加える。

先ず、この巻に施されている校合注の総てを分類すれば、次の様になる。

(イ)特にその典拠が示されない校合注　この巻の全巻に亘り、総て墨筆により百二十ヶ所に施されている。後に述べる如く、本文の誤写・欠字などが、この時に補正されることが特に多い。

(ロ)「イ」とある校合注　全巻に亘り朱墨両様があり、墨筆のもの百四十一ヶ所、朱筆のもの六ヶ所がある。「イ无」とあるものをもここに含めれば、墨筆のもの十五ヶ所、朱筆のもの七ヶ所がある。

(ハ)「摺本」とある校合注　全巻に亘り、すべて墨筆で二十四ヶ所に施されている。外に、「摺本無之」とあるもの一ヶ所、「以下摺本无」とあるもの二ヶ所がある。

(ニ)この外、以上の(イ)(ロ)(ハ)の三種に比して数は少ないが、「イ本」とあるもの二ヶ所、「一本」とあるもの二ヶ所、「或本」とあるもの五ヶ所がある。このうち、「イ本」のうちの二ヶ所の朱筆(1572)を除けば、他は墨筆である。

(ホ)二種の典拠を示す校合注　このうち最も多いのは「□<sup>イ</sup>摺本无之」とあるもので、三十二ヶ所にみられる。「摺本无之」の「之」は略されることもあり、また「イ」が常に右側にあるとは限らず、左右が入れ替っていることもある。但し、この「イ」と「摺本无之」とが、左右何れの側にあるかは、この小字双行注のうち、どちらが先に書入れ

られたかを知る上で、見逃すことの出来ない問題を含むので後述する。

他に、例えば「鳥鳥摺本」(目)とか、「響響摺本」(57T)という形で、二つの校合注が施されている例が、九ヶ所に認められる。

(v)これは校合注ではなく、音義注や語句の出典を示す書入れで、十六ヶ所に施されている。

以上が、訓点を除く書入れの総てである。これらの書入れの筆致を詳細に検討した結果、書入れの時期こそ別ではあるが、若干のものを保留する外は、その殆んどすべて奉重の筆であるものと認められる。これを写真で示す。(図版8参照)「金沢本全巻より集める方法を取らず、こゝでは、卷三十三のうち、行間に加えられた注と、同じく行間の注のうち、塗抹され肉眼によっては認め難い箇所を、新しく撮影した写真(三の註(1)参照)によって示す。これにより、塗抹された校注も、奉重の筆であることが明かに知られる。」

このうち、数の上からみても、(イ)(ロ)(ハ)が校合注の主要なものであることは明かであり、(ニ)のうち「□イ摺本」という校注も、数が多いが、これは(ロ)(ハ)が複合せられたものである。従って、三次に亘る校訂作業に於ても、(イ)(ロ)(ハ)三種の注の原になった三本の本文が、主として校合に使用されたとみてよからう。このうち、(ハ)は「摺本」であり、これは当然「嘉禎二年三月廿六日比校唐本訖」の「唐本」に該当するものとすれば、残りの(イ)(ロ)の、何れが貞永二年及び建長四年の校合に使用されたかの検討が必要になる。前述のごとく、貞永二年と建長四年の間は十九年の距りがあり、それに応じて、校合注を書入れた奉重の手も変化を示してはいるが、(イ)(ロ)の時代決定の決め手を、この筆跡の変化によって生ずる相違に求めることは躊躇される。ただ、副次的役割を負せることは充分可能である。

そこで、先ず校合注を個々に検討し、特に、本文と関連させて、意味や内容の上から吟味してみよう。



はじめに、特にその典拠が示されていない(イ)の校注百二十ヶ所の検討である。これを内容上、四つに区別することが出来る。

(1)唯寂房書写の本文にみられる誤字・脱字の補正。これは例えば、

(1572) 能事大〔團〕遠納忠貞誠↓「團」を「圖」に改む。諸本「團」に作る。

(1577) 能芟繁詞〔剡〕蔽句↓「剡」を「剗」に改む。諸本「剗」に作る。

(1594) 因改諒守壽命公〔幹〕〔字〕守泗↓「幹」〔字〕を「幹」〔守〕に改む。諸本「幹」〔守〕に作る。

(1571) 惟北之氣積厚而靈。發象生 諸本下の「靈」も有り。

(1583) 宜励初。副效寵任 諸本「終」有り。

註 初めの三例中にある( )〔 〕は、(1572)で言えば、( )内「團」は書写直後の誤字を示し、校合注「図」を施し、

この注に従い誤字を訂正するために、「團」を胡粉により塗抹し、その上に重ねて「図」に改めている。「 〔 〕」に入れたのは、その後、校注「図」も同じく塗抹してあることを示す。次の、二、三例も同様。以下、例文中の( )〔 〕も同じ。この塗

抹・訂正の操作は金沢本現存本全巻にみられ、本文検討上重要な基本的なことであるので、改めて後述する。

のごとく、本文書写者の誤写・脱字が補正されている例であり、これはこの巻全巻に亘り九十ヶ所を越え、典拠が示されていない校注のうちでは、この類の訂正が大半を占めている。

(2)これは無論誤写ではなく、本文の文字が正字で書かれていて、宋刊本をはじめ刊本類もこれと同字であるが、書写当時の写本類に一般に使用されている字体に改められた例であり、

(1585)〔寛〕裕 「寛」を塗抹し「寛」に改む。次で、校注も同じく塗抹す。名義抄「寛」を俗字とするも、正

字「寛」より先に記載す。

(1579) 柳傑標 この篇に「傑」が三ヶ所あり、最初の個所は「傑」に旁注はなく、直接加筆して「傑」に改む。

名義抄には、「傑」を正字とし、「傑」「傑」を俗字として載せる。

(1596) (賞)<sup>賞</sup>不敢忘 「賞」を胡粉にて塗抹し、その上「賞」に改む。校注も塗抹す。文集金沢本の他巻には、多く「賞」に作る。名義抄、両字共登載す。

という例で示される。これと同類の例は十九ヶ所にみられる。卷三十一とこの巻を除き、金沢本の他の巻では、何れも、この校注にみられる俗字体が、そのまま本文に使用されているので、この種の校注は殆んどみられない。その理由に就ては後述する。

(3) 以上(1)(2)の例は、書写された本文に対し、奉重が補正を加えた例であるが、これに対し、

(1572) (使)<sup>吏</sup>長子孫 原字の「使」を塗抹し、「吏」に改む。校注「吏」をも消す。諸本「使」に作るも、本文としては、この金沢本の校注「吏」が正しい。

(1578) 晉魏已還右(卑)<sup>減</sup>於左 原字「卑」を塗抹し、「減」に改む、校注をも消す。管見抄・文苑英華「減」に作る外は、諸本「卑」に作る。

(1590) 且移大郡稍展(奇)<sup>其</sup>才 原字「奇」を塗抹し「其」に改む。校注をも消す。金沢本・文苑英華「其」に作る外は、諸本「奇」に作る。

(1592) 故商以。<sup>下</sup>參其選焉 「下」、諸本無し。

などの諸例——同類はこの巻で二十ヶ所に認められる——をみれば、その数は多くはないが、本文書写上の誤りの単

なる補正に止まらず、本文の改変にまで及んでいる。但し、この、諸本にはみられない校合注の文字が如何なる本に抛ったのか、その典拠が示されず、また、手懸りになるような、それらしき書入も見当らない。

(4)次の類は、果してその全部をここに入れるのが適當であるか、稍々疑問があるが、さりとて、適當な分類も出来ないし、誤写の訂正が主であるので、(1)(2)に準ずるものとして、一応この部類に入れる。これは行間に校合注を加えることなしに、本文の文字を直接塗抹の後、訂正の文字をその上に書入れるか、或は、本文の文字に直接墨筆を以て加筆するか、又は、字画の一部を胡粉にて塗抹して、訂正されている例である。

①全→金(目)S1577) 宮→官(目)S1579) 失隊書→失墜咨(1571) 子→予(〃) 輸→輸(1577)

士→古(1574) 即→節(1579) 舍→合(1584) 再→用(1587)

②判→判(目)S1592) 无→无(1573・他にも頗る多し) 規→規(1573)

③京→京(1571) 景→景(1598) 職→職(1573・他に九例あり) 典→典(1580) 庶→庶(1578)

鐵→鐵(1595) 玄→玄(目)

以上のうち①は該文字を塗抹後、改めて、訂正された文字を書入れるか、又は直接加筆して訂正してある。②は字画の一部を塗抹して文字を訂正した例。(ハ)は誤りではない原文字を、当時通行の字体に改めた例であり、(但し、「玄」は欠筆の問題あり、後述する。)以上については、本文上特に問題はないが、

④(1574)分領者多会有(政)歳時罷走 本文の原字「政」の偏に加筆「故」に改む。文苑英華本・全唐文本

「故」に作る外は、諸本「政」に誤る。

(1593)夫自家所以(刑)国 本文の原字「刑」の旁に加筆「形」に改む。管見抄本「形」に作る外は、諸本

「刑」に作る。

(1595) 及領(擢)管漕運之務屬陵寢郊丘之礼 本文の原字「擢」の「羽」の部分に加筆「推」に改む。那波本、及び高麗本「擢」に作る。

この例は、訂正が誤写に止らず、明かに本文の系統上の相違に及んでいる。①②の個所の合計は六十九ヶ所であり、③は数からいえば、七ヶ所と、多くはないが、この、異系統の本文によって行われた本文の改変は、(3)の例と同様であり、校訂に用いられたその本文が何に拠ったか、ここでも、無論明らかではない。この例も、ここに分類するのは不適當であるかも知れないが、一応ここに入れる。

以上、典拠の示されない校注について、その総てを検討した結果、この中では、本文に対する誤字・脱字の補正が主であることが明かに認められる。

次に、「イ」とある校注について吟味する。対照の便のため、典拠の示されない校注の場合と同じ分類に、更に一項を加えて(1)―(5)(但し、(4)は該当注なし)に分けて述べる。

(1)唯寂房書写の本文の誤字・脱字の補正の例。

(1571) 宜乎有人有士<sup>士</sup> 本文の「士」は誤字。諸本「士」に作る。

(1574) 命諒守<sup>(酒)</sup> 本文原字「酒」を「泗」に改む。諸本「泗」に作る。

(1581) 朕方思<sup>(量)</sup> 吏以活元元<sup>(良)</sup> 本文原字「量」を「良」に改む。諸本「良」に作る。(但し、「良」が何故「量」に誤写されたか、若干疑問が存する。)

(1583) 通吏<sup>理</sup>之事 本文書写時の脱字ならん。諸本「理」あり。

などは、本文書写者の誤写・脱字が補正された例である。同類の例は五十ヶ所を少し超える。前項、典拠の示されない校注では、この類の注が最も多く認められた。ここでも、その数は必ずしも少くはないが、この類での中心的役割を果す程ではない。

(2) 典拠の示されない注の場合の(2)と同じく、本文の文字も誤字ではないが、当時通用の字体を校注とし、或いは、これに拠り本文を改めた例であり、

(1571) 日月之所照威綏仁薰薰イ 名義抄、「薰」の俗字として「薰」を載す。

(1578) 惟有立者可札イ以糾吏 名義抄、先ず「札」を挙げ、次で「糾古」として、本文原字をも載す。

など、十五例がみられる。前の遺漏が補われたものといえよう。

(3) これも、典拠の示されない注の場合の(3)と同じく、本文と異なる文字、或いは、本文に無い文字が、校合注として加えられ、後に、本文もこれに拠って改められる。或いは、補入もされている例である。

(1571) 予一人矣降イ〔鄰〕冊命 原字の「鄰」を塗抹し、「降」に改む。校注「降」も抹消す。諸本「鄰」に作る。

(1573) 人爵貴而身イ〔心〕益恭 原字の「心」を塗抹し、「身」に改む。校注「身」も抹消す。金沢本・文苑英華

本「身」に作るの外は、諸本「心」に作る。

(1596) 展四體而竭一心必信必イ 誠以下増本无 「必信必」の三字、「イ」本の外は、管見抄本三字を有するを除き、諸本無し。

(1598) 爾当是命得不勉哉可依前件以下増本无 「可依前件」の四字は、前述の通り、本文と異筆後補。金沢本・文苑英華

本この四字を有するの他は、諸本四字無し。

などはその一例であり、この巻で八十五ヶ所みられる。つまり、(1)(2)(3)項のうちでは、この、本文と系統を異にする

校合注が数の上では最も多く、これが、「イ」とある校注に於ては、主要なものであるといえる。前項の、典拠の示されない注の場合は、既述の通り、この類の数は比較的少ない。

(4)本文の文字に直接加筆して改める例は、一括して、典拠の示されない注の(4)に収めたので、該当例はない。

(5)これは前項にはないが「充入イ摺本无之。廻鶻イ摺本无之」のごとく、「イ」本にはあり、それに「摺本无之」という注も同時に、「イ」と双行で附いている校合注である。一例を示せば、

(1586) 重授李晟通事舍人。制王府諮議イ摺本无 この「イ」の注、及び文苑英華本に、四字を有する外は、諸本四字無し。

(1596) 崔元略イ摺本无 原字の「備」を塗抹し、「略」に改む。後、校注をも抹消す。この「イ」本、及び、管見抄

本「略」に作る外は、諸本「備」に作る。

(1596) 无忘増修可守。依イ前イ摺本无 兵部侍郎 この補入注、及び、文苑英華本「依」「前」を有する外は、諸本二字無し。

(註) (1586) の書入、「諮議 イ摺本无」、同じく、(1596) の「略 イ摺本无」、(1596) の「前 イ摺本无」は、原本では、夫々「イ」が「摺本无」の「摺」の右旁に、双行に書入れられている。いま、便宜上改めた。

の如くであり、この巻全部で三十数例がみられる。この例も、校注である「イ」本の原本が、卷三十三本文と系統を異にすることを示すと共に、この巻の本文と摺本のそれとが、本文上極めて近いことを明かに示している。

以上、卷三十三に施された校注のうち、数の上で、最も多い二種の注に就いて、内容にも触れて、これに検討を加えた。いま、この二種の注を更に比較検討する前に、既に校合時が明かであり、最早検討を必要としないものではないが、もう一つ、「摺本」とある校合注の内容を検討して、若干附言する。

この注の内容を検すれば、

(1577) 咨爾〔九摺本〕 姓廻鶻君登里羅羽録没蜜施句主録毗伽可汗

原字「丸」を塗抹し、「九」に改む。後、注も

抹消す。諸本「九」に作る。

(1578) 右散騎常侍上〔柱摺本〕 (柱) 国 原字「桂」の旁に加筆して「柱」に改む。注も塗抹す。諸本「柱」に作る。

(1577) 副使朝議大夫守少府少摺本 監 諸本「府少」の二字あり。

(目・1574) 賜紫金魚袋張愉可岳州刺史同制摺本无之 「可」以下七字は、前述のごとく、本文とは異筆、奉重による加

筆個所。校注の文字はそれと同筆。諸本七字無し。

などの如く、「摺本」とある校合注が本文の文字と異なる例は殆んど無く、校合注として施されるのは、たゞ、誤字の訂正、脱字の補入に止まる。外に、最後の例と同様「摺本无之」として、文字が奉重の筆により補われている例も、他に二例みられる。

以上、「摺本」とある校合注三十三ヶ所を吟味した結果からすれば、この卷三十三本文は、「摺本」とある本文と極めて近いことは明かである。

以上、卷三十三に施された、数の多い三種の校合注を、本文と比較しつつ、その内容を検討した。そのうち、典拠の示されていない校注と、「イ」とある校注とを比較すれば、前者は、誤写や脱字の補正がその主たる目的であるかにみえるのに反し、後者は、これにより、同じく誤字・脱字の補正という、謂わば基礎的操作も行われているが、その主たる目的は、校合であることが知られる。とすれば、これを卷末識語の日付に即して考えるとき、前者は、第一次校訂の貞永二年に、後者は、第三次校訂の建長四年に加えられたと見做すのが穩当と思われ<sup>(6)</sup>る。この建長四年の校合識語に、「重移点了」とあり、この「重」は校合・移点が既に一度行われたという意味に解してよからう。

この、二種の校合注の施された時を推定することは、単に内容の検討の上からのみでなく、本文への、三種の校注の加えられている位置の検討という、外形上の考察からも裏付けられる。

先ず初めに、これは校合注が施される場合一般に認められるように、この巻及び他の巻全体を通じ、校合注は原則として、先ず右傍に書入れられている。この事を認めた上で、本文の或る個所に複数の校合注が書入れられているときに、異種の注の書入れられる順序が、多くの例で共通する処から、典拠の示されない校注、「摺本」とある校注、「イ」とある校注の三種の校合注が、如何なる順序で書入れられたかを推定しようとするのである。

(1) 典拠の示されない校注と、「摺本」とある校注。

(1577) 威綏仁董罔不〔響〕化〔摺本〕 → 嚮 原字「響」を塗抹し、「嚮」に改む。右旁注「嚮」をも同じく塗抹す。これは、典拠の示されない校注「嚮」が先ず書入れられ、それに拠って原本文が改められた。次の校合の段階で、摺本が校比に使用された時、摺本の字は、本文原字と同一であるために、左傍に書入れられたものと認められる。この場合、先ず摺本の文字が注として書入れられることは有り得ないであろう。従って、これは明かに、典拠の示されない注が先ということになる。

(1580) 往者来者〔監〕予心焉 → 鑿 原字「監」を塗抹し、「鑿」に改む。右旁注「鑿」をも同じく塗抹す。これも前例と全く同様の例である。

(1580) 今以彪宦久年高〔勅〕於為政〔摺本〕 本文書写に際し、「高」の次の一字脱字がある。先ず、典拠の示されない注として「勅」が補入され、次の段階で、「摺本」とある注として「勤」がその下に書入れられた。「摺本」とある注の方が、後に書入れられたことは明かであろう。「勅」はこの注の外に、文苑英華本にみられ、その他は、諸



本「勤」に作る。

(1588) 故我以朝散贊善二大夫之爵加(号)爾身(号)→乎 原字「号」は無論誤写であるが、典拠の示されない注も同じく、誤読したのであろう。保留のつもりか、同じ字であるこの注字「号」は朱筆で書入れられている。次の段階で「摺本」とある注「乎」が書入れられ、これに拠って本文も「乎」に改められ、左傍の校注も消されている。右旁朱筆「号」も塗抹されたが、その上に、墨筆で「予イ」が新たに書加えられた。これは、「摺本」とある注が、典拠の示されない注の後に施されたものであり、同時に、「イ」とある注は、「摺本」とある注の更に後に施されたことを示している。

以上の例と同類は、この巻に外に数例みられ、典拠の示されない注と、「摺本」とある注の二つが書入れられる場合、「摺本」とある注が右傍に、つまり、先に書入れられたと推定されるものは一例も認められない。

これと関連して、若干の例を加える。

(1577) 風靡山立清寧一(方)→万 原字「方」の起筆「丶」のみ塗抹し、「万」に改む。諸本「方」に作る。

この改変は何かの誤りであろう。

(1579) 貯畜(才)行摺本→材 原字「才」に加筆して「材」に改む。この例と、文苑英華本の外は、諸本「才」に作る。

同じ例は、他にも二例認められる。原字に加筆、或いは字画の一部を塗抹して、これを改変する例に就ては前述したが、ここで、「摺本」とある校注の書入れは、無論、原字の改変以後であり、この改変作業が、前述のように、典拠の示されない注の書入れと同時にものと見做し得るとすれば、これらの例も、「摺本」とある注の書入れが、典拠

の示されない注の書入れ以後であることを推定せしめる資料になる。

(2) 「摺本」とある校注と、「イ」とある校注。

(目) 鄭摺本綱摺本鳥摺本重胤馬惣劉悟李佑田布薛平 本文原字の誤りは訂正されていないが、無論、「鳥」が正しい。これは、「摺本」とある注が、「イ」とある注より先に加えられていることを示すといえよう。(但し、校注「鳥」の「焉」の書き方は逆ではないか。稍々疑問が存する。)

(1582) 除糞善洗馬衛佐賜緋。同制。並摺本 (原本、注の「イ」は「摺本」の左傍にあり。いま、印刷の都合により、下

に移す) 校注のうち、「並」及び「摺本」は同時の筆であることは明かであり、それに比し左傍の「イ」は稍佃筆である。「摺本」「イ」の書かれている位置からみても、「イ」の方が後に加えられたといえるかも知れない。

但し、この個所を蛍光燈を通して、墨色を検討すると、「並」が稍々淡墨、「摺本」「イ」が共に同色で、これより濃墨である。この点では、「摺本」の方が「イ」より先であることを確認することは出来なかつた。(尚、現存刊本類で、この「並」のある本は一本も無いので、或いは、「摺本」は「摺本无」の誤かとも推測されるが、いまは保留する。)

(1586) 爵加〔号〕爾身〔号〕→乎 原字「号」は塗抹して「乎」に改む。これは既に(1)の例にも示したので詳細は略す。典拠の示されない注、「摺本」とある注、「イ」とある注(この注は、右旁「号」を塗抹した上に重ねて加えられている)が、順次に施されたことを示す好例である。

(1578) 惟有立者可摺本以摺本糾吏惟无〔段〕者〔段〕可以律〔段〕→暇 本文原字は恐らく「暇」を誤写したのであろう。「摺本」により「暇」が加注されたが、この段階では行間に併記するに止まり、本文を改変する迄には至っていない。次

に、「イ」とある校注「瑕」を加え、これにより、本文も「瑕」に改められた(但し、本文改変後は、左傍の「イ」とある注も塗抹されるのが通例であるが、仔細に点検したが、「イ」が塗抹されているに止っている)。尚、この個所を、宋刊本・朝鮮銅活字本は「瑕」に作り、朝鮮古活字本・那波本は「暇」に誤る。この例も、「摺本」とある注が、「イ」とある注よりも先に施され例である。

以上の例により、内容・外形の上からみても、「摺本」とある校注の方が、「イ」とある校注よりも、順序として、先に施されたことが知られる。

次に、この「摺本」とある注と、「イ」とある注との前後関係について、更に、傍証となるべき例を挙げる。

(目・1586) 重授李晟通事舍人。制王府諮議摺本无之 (原本では、↓「イ」が「…議」の斜右下に、「摺本无之」は少し左へ寄る)

(1576) 兼御史大夫充入摺本无。廻鶻弔祭冊立使制

(1578) 蓋所以摺本无。急賢俊扶政教

にみられる、補入注に「イ」「摺本无」という二つが附されている例である。既に述べた通り、全巻に三十二例がみられ、何れも、「摺本」「イ」とある校注の施される順序を知る資料となる。

その何れについても、校注の文字はすべて同筆であり、然も同時に書入れられたものと認められる。原則として(目・1586)の例の如く、「イ」が、補入文字の斜右下に書入れられ、「摺本无之」はその左傍に書入れられている。但し、「摺本无之」の書入れられるべき余白が狭い場合等には、(1576)(1578)の例の如く、「イ」の右傍に書入れられるが、理由もなく、妄りに左右が変更されている例は全く認められない。その書入れられた位置からみてもそうで

あるが、同時に書入れられているとはいえず、「摺本无之」が、順序として「イ」の後に書入れられたと認められよう。この「イ」「摺本无」の書入れの前後関係を、更に確認するために、この個所を蛍光灯の光線によって透視すると、次のことが明かに認められる。

(1) (1571) 宜。人〔補入個所 乎有<sup>イ</sup> 摺本无〕 補入の「乎有」が稍々淡墨、「イ」「摺本无」が、全く同程度で共にそれより濃墨である。この例は、外に十三例が認められる。

(2) (目・1569) 充。廻鶻〔補入個所 入<sup>イ</sup> 摺本无之〕 補入の「入」及び「イ」「摺本无之」の三ヶ所が同じ濃さの墨色で書入れられている例で、この例は、外に八例が認められる。

(3) (1574) 岳州刺。〔補入個所 史<sup>摺本无</sup> 補入の「史」が最も濃墨で、「イ」「摺本无」は全く同程度でこれより淡墨である。これは、この一例だけである。(原本、「イ」は「史」の斜右下、「摺本无」は更にその右)

(4) (1577) 祠曹員外。〔補入個所 郎<sup>イ</sup> 摺本无〕 補入の「郎」及び「イ」が全く同程度の墨色で、「摺本无」のみが、これより濃墨である。但し、筆致や字の大きさからみて、「摺本无」が後筆とは認められない。この例は、外に三例が認められる。

(5) (1569) 一心。誠〔補入個所 必信<sup>摺本无</sup> 補入の「必信必」及び「イ」が、全く同程度の濃墨、「摺本无」のみがこれより淡墨である。前項同様、「摺本无」が後筆とは認められない。これは、これ一例だけである。<sup>(?)</sup>

以上、(1)～(5)迄の例の中、(1)～(3)迄の例は、「イ」と「摺本无」とが時を同じくして書入れられたことを示し、(4)～(5)は「イ」の方が「摺本无」よりも先に書入れられたことを示す。「摺本无」の方が先に書入れられることを示す例は全く認められない。とすれば、(1)～(3)迄の例も、墨色は同じであって、一緒に書入られたにしても、必ずや書入

れには前後の順序がある筈で、

(1586) 通事舎人。制〔補入注 王府諮議<sup>摺本无</sup>〕

という同例でも、(目・1585)は(2)に、本文(1586)は(4)に属するという例からみれば、前者も「イ」が先とみるべきであろうから、「イ」と「摺本无」が同じ墨色である例は、すべて「イ」の方が「摺本无」によりも先であると思われべきと思われる。ここで、改めて、(1)と(3)迄の二十四例について、「イ」と、「摺本无」との、二つが書入れられている位置の方から再検討したが、何れも「イ」が先であるものと認められる<sup>(8)</sup>。

以上のごとく、「イ」と「摺本无之」とが、特に、(1)と(3)にみられる通り、同時に書入れられ、しかも、順序としては「イ」の方が先であるということは、「イ」とある校合注が書加えられた時、つまり、「イ」本による校合作業が行われている段階に於て、同時に摺本も参照されたとみるのが穩当であろう。先に述べた如く、金沢本の校合作業は、何れの回次も奉重の手によって行われた。とすれば、「イ」とある校注が書入れられる際、奉重の手元には、同時に摺本もあり、これが「イ」本の校合に当り、並用されたとみてもよいと思われる。

この点に関連して、ここに、次の二例を参考のために挙げる。(「歟」は原本、何れも「と」、いま改む。以下同)  
(1576) 授冊与節臨軒遣之〔庶<sup>、庶</sup>〕乎遠而有光華→庶

これは明かに書写者による誤写であり、恐らく典拠の示されない校注を加える段階に於て、先ず「庶 歟」という注が加えられた。但し、これは校注者自身の判断によるものであったのであろう。最終的判断は保留されていたと思われる。処が、他に根拠が見出せたのであろう、この「庶」に合点を施し、更に「歟」も、斜線を以て抹消されている。この、合点と抹消の二筆は、同時に行われたことは、筆致から明らかである。次で、原字に加筆されて「庶」に

訂正され、校注も塗抹された。この例では、「糜」に作る別の本があった為、合点を施してこれを示し、次で、「歟」をも抹消したのであろう。更にもう一例に、

(157c) 以爾虞動循道理語必信直勵其志節有類行成

がある。諸本「動」に作り、「勤」に作るのはこの注一例があるのみであって、「動」を誤と遽に断ずることは出来ない。この校注も前例と同様に、恐らく典拠が示されない校注が加えられる段階で書き加えられたものであろう。歟が、この「歟」の上に「イ」と、異筆で書加えられているのである。二筆は重っているので、注意して見ない限り、「イ」の下の字は見落される。但し、透視してよく見れば明瞭に二字を認め得るし、下の「歟」と「勤」とは筆致からみて同時に書かれ、上の「イ」は肉太で、「勤」とは異時に加えられたことが判明する。とすれば、これは典拠の示されない注(或いはその段階での書入)と、「イ」とある注との、前後関係を示すに足る例といえよう。

この例を考慮に入れつゝ、「イ」「摺本无」の前後を考えれば、典拠の示されない注が、「イ」とある注よりも先であり、また、それと共に、「摺本」とある注よりも先である。しかも、校合識語をみれば、明かに第二次校合に摺本が使用されているとすれば、自ずから、「イ」とある校注が、第三次の校合時に施されたということにならう。

とすれば、「イ」「摺本无」という二つの典拠をもつ補入注に於て、「イ」が先、「摺本无」が時間的に後であるにしても、「イ」本の校合時に、摺本も手元にあって参照されたとすれば、筋は通る。つまり、第二次校合時に使用された摺本が、そのまま奉重の手元に留められ、引続いて、第三次の校合時にも併用されたということがいえよう。

以上、諸種の観点より、三種の校合注の書入れられた順序について検討を加えた。その結果からすれば、次の如く、略々決定してもよいであろう。第一次の校合が、貞永二年に行われ、この時には、書写された本文の補正が中心

であり、従つて、施された校注には、「イ」その他、何も書き加えられなかつた。これ迄、根拠の示されない注、と呼んだのがこれに当る。次で、嘉禎二年に、摺本による校合が行われ、この巻の本文が、計らずも宋刊本系統であつたため、校注は他巻に比すれば多くはない。これ迄、「摺本」とある注、と呼んだのがこれに当る。そして、最後に、建長四年に、「貴所之御本」といわれる、唐鈔本に連るわが国古鈔本系の本による校合が行われ、原本文はこれにより、かなり多くの個所に於て改変を加えられた。「イ」とある注、と呼んだのがこれに当る。

最後に、校合注の分類に關して、若干の補足を加える。

これ迄述べてきた典拠の示されない校注と、「イ」とある校注は、二つの異つた本に拠るものであり、別系統の本に相違ないが、実際に校合注として書入れられているものを個々について検すれば、果して二種が正確に區別して書入れられているのか、稍々疑わしい個所も認められる。二種の校注を、唯、機械的に分類することは、必ずしも當を得ていないと思われる。いま、この点に關する若干の例を挙げる。

(1576) 而不致於急官要職者(安)<sup>〔解〕</sup>(司)以紀綱庶政

本文原字「安」「司」の二字のうち、「安」のみ塗抹し「將」に改め、「司」(元來は「可」の誤写であろう)は加筆して「何」に改む。校注も消す。この訂正個所の外、管見抄本・文苑英華本・全唐文本は「將何」に作り、刊本系本は何れも「安可」に作る。「可」に加筆して「何」に改められたことが、何れの校合時に於てあるか、加筆或は字画の一部を塗抹して本文の原字を改変する場合は、その根拠を示そうにもその術がない。この「司」の場合は、恐らく、「將」と共に「イ」で表わされる本に拠つて「何」に改められたのであろう。加筆或は字画の一部を塗抹して原字を改変する作業は、前述の如く、一応、典拠の示されない校注書入作業の一環として分類した。改変内容をみれ

ば、その多くは、この分類で妥当と思われるが、ここに挙げた例からすれば、或は「摺本」による校合時に、或は「イ」本による校合時に属するものも、当然含まれ得る可能性が存する。それ故、その実数を確認しようとしても、それ程意味がない。この場合は、上の「将イ」との関連で判断したが、総てを決定分類することは容易ではない。

(1573) 重酬輔導以綬綴精粹辯博有先儒之風

章綬の「綬」、諸本「綬」に作るが、金沢本のみ、すべて校合注として「綬」を書入れ、或る場合には、これにより原本文も改められている。この篇中、他に三ヶ所があり、何れも「イ」を附するが、ここに挙げた例の場合のみに、「イ」が無い。恐らくは付け落したのであろう。この例からみれば、この巻の中、同様に、「イ」を落とすという例は他にも存するものと推定される。

(1585) 鄭綱納可吏部尚書制

管見抄本「綱」に作る。諸本「綱」に作る。この篇のうち、他の個所では、校注「經」を書入れ、これに拠り本文を改め、注も抹消してある。また、この個所の外、(1591)では、本文の「鄭綱」に加筆して「綱」に改めてある。ここに挙げた例では、「イ」のみを塗抹してある。「イ」本による校合時に抹消されたと解すべきであろうか。

以上の例からすれば、特に、典拠の示されない注と、「イ」とある注との間で、若干の数の異動入替があるべきで、従って、その加注個所も、概数では大きく変えることは無いとしても、最終的に確定数を挙げることは出来ない。

註(1)卷三十一にみられる本文と異筆の個所「( )内の文字」は次の通りである。但し、古鈔本よりの継足し四篇「張徹宋申錫並可監察御史制1514」「郭豊貶康州瑞溪尉制404」「第十二妹四人各封長公主制570」「王建除秘書郎制556」は除く。

- (1) (1515・題) (揚子留後殿彪授金州刺史兼侍御史河陰彪は次筆)

令韋同憲授南鄭令韋弁授絳州長史三人同制)



- (2) (1517) 刑獄有未合(於) 理者
- (3) ( ) 固不(專於掌) 侍奉讓詔命而已
- (4) ( ) 中大夫行諫議大夫雲(騎尉榮陽果陽果開國男  
食邑三百戶鄭覃清) 節直行
- (5) ( ) 先臣之風(藹然猶在自居首諫益勵譽擢) 領  
是職
- (6) ( ) 知吾(獎骨鯁) 之臣來諫(諍) 之道也
- (7) (1518) (尒) 等苟佐吾丞相
- (8) (1520) 或先加寵而後責(功蓋宜便) 有後先
- (9) ( ) 司会(踰) 月綱柔甚張
- (10) (1521) 崔戎可戸部員外郎(制)  
の二十二所があり、この外、墨色は確かに前後と異なるが、筆致の上から、異筆と断定することを留保する例として、
- (11) (1522) 受寵有憂色(納) 忠多苦言朕心知之(何用)  
不可
- (12) (1523) 昔我太宗(文皇帝嘗) 謂尚書丞百職綱維
- (13) ( ) 因命(戴<sup>曾</sup>曹魏徵) 及杜正倫劉洎輩
- (14) ( ) 分居左右官(修事) 理人到于今称之(故我)  
前命崔從持左綱
- (15) ( ) 衆口(籍) 籍頗為得(人况) 丞宜端諒勤敏
- (16) (1524) 尚書工部員外郎上(柱) 国  
[以下摺本无]
- (17) (1532) 可兼御史中丞(餘如故)
- (18) (1535) 今吾用汝猶前志也(環) 拱之職得不勉歟
- (19) (1517) 讓詔命(而) 已
- (20) (1518) 命虞仲戎向会等為庶寮(俾) 咨度焉
- (21) (1520) 其(道) 不一或先施勞而後受賞
- (22) (1522) 善其職者(多登) 大任
- (23) ( ) 可守(尚書) 戸部侍郎
- (24) (1535・題) (姚) 成節授右神武將軍知軍事制
- の六所が認められる。

この卷三十一は宋刊本を底本とした巻であり、この原本文に欠字の個所が生じた一因は、或いは刊本そのものの欠字、つまり墨釘に依るものとするにしても、数が稍々多きに失し、それだけが唯一の原因とすることを躊躇せしめる。何故、卷三

十一・三十三の両巻に限って、原本文に欠字が多いかは、猶、疑問点として留保せざるを得ない。

ただ、少くとも凶逆の異筆補充の個所は奉重の筆とみて略・間違ひなく、校訂時に補われたものであろう。(19)と(24)の該当個所の字も奉重の筆に近い。

(2) 白氏文集の版本に於ける欠文の例としては、那波古活字版にみられる七十三行に亘る例がある(卷三十一・1585—1589)。この刊本の底本と見做される朝鮮刊本も同個所を欠く。これは朝鮮刊本の祖本である宋刊本に於て既にこの個所を欠いていたのであろうか。

(3) 金沢文庫本の現存本全巻に就て、本文書写了から第一次校合作業了迄の時間的距りを検すれば、大部分の巻は、本文に例示した巻六の如く、その間は極めて短期間である。ところが、卷二十二・六十三(共に本文書写者、奉重)、卷二十八(本文書写者、但馬房)と、本文の書写者が唯寂房ではあるが、卷三十一・三十三の二巻は、第一次・第二次終了迄かなり永い。この最後の両巻に、或いは、奉重は校訂に關して、特別の意識が働いたのであろうか。

(4) 金沢本各巻の卷末識語をみると、第一次校訂終了についての表現は様々であり、殆んど巻毎に相違する。これを挙げれば、

「朱点了」(卷六・二二) 「点了」(卷九) 「校合移点了」(卷二二) 「加点了」(卷一四) 「校畢」(卷一七) 「朱委点了」(卷二二) 「兩点了」(卷二四) 「朱了・委点了」(卷二八・六二) 「朱点了・委点了」(卷三一・五九・六三)

「朱墨兩点了」(卷三八) 「委点了」(卷三九) 「校朱了」(卷四一) 「自校朱了」(卷四四) 「自校了」(卷四七) 「校点了」(卷五二) 「比校了・朱了」(卷六五) 「校了・朱了」(卷六八)

とある。各巻毎に異なつた表現であるが、各巻の校合や訓点に關する内容的点検をすれば、殊更、相違はみられず、何れの巻に於てもほぼ同様に、誤写・脱字の補正、校比、訓点を加える作業がこの段階で行われたとみてよからう。

(5) 字形からすれば「量」「良」が誤られることは考えられず、また、前後の行にも「量」の字は無い。無論諸本のうち「量」

に作る本は一本もみられない。

但し、これと同じような誤写例がこの巻にみられるので、若干挙げれば、

(1586) 況以時制之年知好請老 「好」、校注に拠り「終」に改む。諸本「終」に作る。

(1573) 皆重任清母子无愛焉 「母」「子」(「子」に見せ消ちを施す)、校注により「秩」「予」に改む。「母」は諸本「秩」に作り、「子」は朝鮮版本のみ「子」に誤る。

(1597) 況公侯之厚約有通才 「厚」、校注に拠り「後」に改む。諸本「後」に作る。

などがあり、これらの誤写された文字は、何れも本文の正しい字に比し、特に誤られ易くはない。

(6) 「建長四年正月十五日伝下貴所之御本重移点了」の傍点部を、注(4)と同様、金沢本各巻の建長四年識語の当該部のそれを比較すれば、

「移点了」(巻六・九・二二・三一・三八・四一) 「聊比校校了」(巻二二) 「校点又了」(巻一四) 「重移点了」(巻一

七・三九・四四・四七・五二・五四・五九・六二・六三・六五) 「重比校々了」(巻二二) 「重校点了」(巻二四・二八)

「重点了」(巻六八)

とあり、巻三十三と同様「移点」とのみ記す巻が多いが、「比校」「校点」とある巻もみえ、それらの巻の、校訂の加えられ方をみれば、何れも同様とみられるので、建長四年の校訂作業も単に「移点」のみが行われるに止まったとみるよりは、校合等の意味も含められているとみて差支えないであろう。

(7) 補入注のうち「イ」「摺本无」の二つの典拠が加えられているものの総てを、本文で述べた(1)(2)(4)(3)(5)は夫々一例宛であるので、既に例として挙げてあり、除く)に分類して示せば、次の通りである。

(1) (1571) 為。登「補入注 君摺本无」 (1573) 給事。官「補入注 中摺本无」(「實際は「一」が「中」の右下にあり、) (1575)。

- 御史府〔補入注 故摺本无〕 (1576) 可使。命〔補入注 故摺本无〕 (1576) 各於。任〔補入注 其摺本无〕 (實際は「イ」が「其」の右下にあり) (1578)。決百事〔補入注 会摺本无〕 (前項に) (1579) 奉。上〔補入注 其摺本无〕 (實際は「イ」が「其」の右下にあり) (1582) 賜緋。同制〔補入注 並摺本无〕 (實際は「イ」が「並」の真下にあり、「摺本无」は「並」の右下にあり、「摺本无」が先) (1592) 故。以下〔補入注 商摺本无〕 (1594) 四州刺史。制〔補入注 同摺本无〕 (「イ」が「同」の右下より、稍々) (1594)。課前詔〔補入注 理摺本无〕 (1595) 可守依。兵部侍郎〔補入注 前摺本无〕 (1598) 澧州諸軍事。〔補入注 守摺本无〕 (「イ」が「守」の右下にあり、摺本无) (「イ」は更にその右にあり)
- (2) (目・1586) 通事舍人。制〔補入注 王府諮議摺本无之〕 (全体が淡墨) (1576) 充。廻鶻〔補入注 入摺本无〕 (「入」の右下にの右、太く滲んだ界線) (1578) 所。急賢俊〔補入注 以摺本无〕 (「以」の右下に「イ」あり、その) (1596) 章弘景。〔補入注 等摺本无〕 (1596) 而。一心〔補入注 竭摺本无〕 (余白少なき為か、「竭」の真下に「イ」) (1596) 服命。而揚之〔補入注 時摺本无〕 (「時」の右あり、その右に) (1596) 而揚之〔揚〕の校注(補入注に準じ) 颺摺本无 (「颺」の真下に「イ」あり、) (1596) 可。前件〔補入注 依摺本无〕 (「依」の右下に「摺本无」あり) (「依」の右下に「イ」あり) (摺本无) (「依」はその右にあり)
- (4) (1585) 通事舍人。制〔補入注 王府諮議摺本无〕 (1589) 可華。陰泉令〔補入注 州華摺本无〕 (「イ」が「州華」の右下) (1597) 公侯之厚〔厚〕の校注 後摺本无 (「イ」が「後」の右下、「摺本无」はその右にあり)
- (8) 卷三十一についても、略々同様であり、同じく螢光燈の光を通して墨の濃淡を点検した結果は次の通りである。「その後精密な写真(三の註(1)参照)により再検討した」(番号の内容は卷三十三の場合に同じ)
- (1) (補入文字が稍々淡墨、「イ」摺本无) がこれより濃墨) 三例
- (2) (補入文字、「イ」摺本无) が同程度の墨色) 三例
- (3) (補入文字が最も濃墨、「イ」摺本无) が同程度でやや淡墨) 五例

(4) (補入文字、「イ」が同程度の墨色、「摺本无」のみがこれより稍々濃墨) 二例

(5) (補入文字、「イ」が同程度の墨色、「摺本无」のみが淡墨) 一〇例

であり、この巻でも、補入文字と「摺本无」の二つが同色の墨色という例は全く認められない。これは、卷三十三と同様、「イ」の方が「摺本无」より先に書入れられたことを示している。

## 三

筆者は大東急記念文庫に所蔵される白氏文集金沢文庫旧蔵寛喜三年—貞永二年写本十九軸を度々閲覽する機会を得た。そして、行間に施されている多数の校合注の中、屢々その注が塗抹されているのを認め、ときに、その胡粉が剝落して、塗抹された文字が明瞭に読み得る状態のものも多く、なかには、胡粉が尽く剝落して、唯、水に濡れた跡のみを留めて、文字そのものは、曾て塗抹されたとは気付かぬ程に、他と全く同様にみえるものも、多数認められた。この場合は、特に曇った日など、その個所を見落す危険が多分に存するし、偶々料紙そのものも汚れている時などは、曾て塗抹されたのか否か、判断に迷う個所も尠くはない。これは、校合注のみに限らず、本文に就ても同様であり、或いは、墨筆にて、本文原字に加筆することにより、これを改めた為、他に比して著しく肉太に見える個所があり、或いは、本文原字を胡粉を以て塗抹して、その上に、新たに別の文字を書加えてある個所もあり、しかも、その胡粉が半ば剝落している為、その上に書加えられた文字の墨も、一緒に剝落して、上の文字そのものが殆んど解読し得ぬ有様の個所も、屢々認められた。

また、或る時には、写真と照合しつゝ、全巻に亘り、朱筆のヲコト点・句読点、及び、墨筆の仮名を確認しようとする

したが、この訓点も屢々胡粉を以て塗抹され、また、巻により（特に卷十七に於て顕著である）、朱筆のヲコト点・句読点が同一個所に重ねて打たれたらしく、朱星点が殊更大きくなっている個所も認められた。これは、二種の点本が使用された為であろう。或いは、朱点の朱色が稍黒味を帯びているので、仔細に点検すると、ヲコト点・句読点の何れをも含めて、朱筆の下に更に墨筆のそれが既に施してある個所も認められた。逆に、これは星点を胡粉にはよらずに抹消したのであろうが、朱点の上に、小さく墨を施してある場合も屢々見受けられた。

行間の書入れて塗抹されたものは、これまで、全く気付かれざるまゝに、見過されてきたものが多いが、塗抹の胡粉の下に隠された、校訂上の幾つかの貴重なる事項を、再び、蘇らせることが出来た。

この、本文、校合注等に於ける塗抹が何を意味するのか、初めはその真意を充分理解し得なかつたが、屢々実物を手に行っている中に、校訂の一方法として筋道が立っていることを知った。殊に、京都大学人文科学研究所の平岡武夫氏より、文集金沢本大東急記念文庫蔵本十九巻及び天理図書館蔵本一卷（卷三十三）計二十巻の略々原寸大に近い引伸写真の贈与を受け、昭和四十六年春より同年末にかけて、全巻に亘り、実物によって調べ得ることは、細大漏らさず、この写真に記入する仕事を続ける過程に於て、金沢本の校訂の仕方に就ても、一層理解を深めることが出来た。

校合注については、文字が重なっていないので、塗抹が完全であっても、透視すれば、比較的容易にその文字を確認することが出来る。ただ、本文中、胡粉で塗抹した上に新たに書加えられた墨筆文字で、胡粉の剝落に伴つて解説を殆んど不能にしている個所や、本文の原字の字画が多い場合などは、それを胡粉で塗抹した上に書加えられた文字とが重なつて、解説を困難にしている場合などは、赤外線写真等、より正確な科学的手段により解明されることを要する個所として、猶、推定の域に留まつている。<sup>（一）</sup>かなり詳細に、これら校訂時に於ける改変を調査した心算ではある

が、時に疑問が生じて、改めて、実物に当り直さねばならないこともある。

何れにせよ、塗抹による本文改変や、原文字に加筆するなど、複雑な校訂の手が加えられているこの金沢文庫本は、ただ、実物の実地調査のみが、研究を推進させる唯一の手段であることを示すのである。

この校合注の塗抹や、本文の改変などについて、具体的な操作は既に前章に於て数多く例示した。ここでは、それらを踏えて、先ず、金沢本に於ける校訂の仕方に就て、この巻三十三を通して即物的に考察し、併せて、ヲコト点・訓点の塗抹改変についても若干言及する。

金沢本巻三十三本文行間の校行注のうち、例えば、

(1578) 晉魏已還右〔、減〕(卑)於左→減

本文原字「卑」に見せ消ちを施し、後、これを塗抹す。その上に、校注

に拠り新たに「減」を加う。校注も抹消す。この校注の外、管見抄本・文苑英華本「減」に作る外は、宋刊本はじめ、諸本「卑」に作る。

をみれば、「卑」に作る本と、「減」に作る本とは、明らかに本文の系統を異にする所に起因する相違である。それにも拘らず、その一方である原本本文の字を抹消して、他方の、異系統の字を新しく本文に採ることは、二種の本文の混淆を紹く結果になるが、こういう例は他にも多数認められる。

ところが、他方では、

(1580) 嗚呼歿而未知則已苟有知者也イ則頭揚之孝追寵之榮可以達昊天而貫幽寥矣 始め「者」に見せ消ちを施す

も、後、これを抹消す。つまり、「者」は本文としては生きている。この校注の外、管見抄本「也」に作る外は、

諸本「者」に作る。

(1581) 兵後人困乞廉貞吏貞以撫之 「白」に作るのはこの校注のみであり、(尤も、この篇、管見抄には収められず、又、文苑英華本にも無い篇である。那波本(慶応)書人「貞乍白イ」諸本「貞」に作る。

(1593) 劉約故大保濟師之子大尉總之弟也 ここでも「師」に作るのはこの校注のみである。諸本「保」に作るが、これは明かに誤りである。(これも管見抄・文苑英華本に無い篇である)

の如く、本文・校合注を共に抹消せず、単に併記に留める例もあり、これと同例も亦尠くはない。

以上二つの例は、校訂に当り、異本の扱い方に二つの異った仕方が併用されていることを示すものであり、これを如何に解すべきであろうか。そこで、卷三十三に施された総ての校注をこの二つの異なる仕方に従つて分類し、校訂者の意図について検討を加える(この場合、補入注は除外する)。

(イ) 典拠の示されない校注 これは、既に確認した通り、貞永二年加注されたものである。百二十ヶ所の注のうち、塗抹されているもの百四ヶ所、塗抹されないもの十六ヶ所である。前者のうち、稍々性質を異にする二ヶ所を除く他は、すべて、これに拠つて本文も改められている。

つまり、校注に従つて原本文が改変されれば、その校注も既にその役割を果したことになる、抹消されるのが当然であり、その場合、注のみ抹消されずに行間に残されている事があれば、それは消し忘れと見做して差支えなからう。また、如何なることを意味するのか明かではないが、百二十ヶ所のうち、五十四ヶ所の注に合点が施され、三ヶ所の朱筆の外は、総て墨筆である。

(ロ) 「イ」とある校注 これは建長四年に加注された。百三十六ヶ所のうち、塗抹されたもの七十五ヶ所、されないもの六十一ヶ所であり、(イ)と比較し、抹消されない注の数が多し。塗抹された注のうち、特例三ヶ所を除けば、こ



れに拠り本文も改められている点では(イ)と同様である。また、塗抹されない注により本文が改められているのが一ヶ所ある。(イ)と同じく、合点が施され、朱筆のもの八ヶ所を除き、他の七十二ヶ所のは墨筆である。合点の数は(イ)より多い。

(イ)「摺本」とある校注　これは、嘉禎二年に加注された。二十四ヶ所のうち、本文を改変の後、塗抹されたもの九ヶ所、塗抹されていないもの十四ヶ所であり、前の(イ)(ロ)の場合とは逆に、後者の数の方が多い。

「合点は四ヶ所に施され、うち一ヶ所は朱筆である。但し、塗抹されない注に合点は全く施されていない。

その他、「一本」「或本」とある校注が、夫々、一ヶ所宛あるが、数が少ないので省略する。

以上、(イ)(ロ)を併せ考えれば、校注として行間に施されている半数以上は、これに拠り本文を改変した後、塗抹されている。とすれば、この巻に於ける加注の主目的は、これにより、先ず本文の誤字・脱字を補正し、更に諸本を校勘して、新しく、曾てない最も優れた校定本を作るにあつたことが知られる。

こういう目的であるにも拘らず、加注されながら、塗抹もされず、本文をも改変せずに、唯行間に並記されている注も、猶、尠からず存するとすれば、それが、塗抹された注と如何様に相違し、塗抹されない明確な理由が存するか否かを検討する必要がある。

先ず(イ)(典拠の示されない校注)にみられる十六ヶ所の注に就て個々に検討する。

(1)「蔗」(1571, 1572)、「典」(1577)、「傑」(1579, 〃)、「寵」(1580) (夫々「荒」「典」「傑」「寵」の書入注。金沢本他巻を含め、当時の鈔本に一般にみられる)などの十二字は、同類の字が、「イ」とある注に於ては、塗抹され、本文をも改めているので、それらの例に準じて考えれば、特に塗抹しない理由は認められない。

(2) 「綏」(1573, ミ)、「韶」(1576)の三字も、他篇では塗抹され、本文をも改めているので、(1)と同様である。  
(3) 「恩」(1580)は、校注の方は塗抹されていないが、本文の方は既にこれに拠って改められているので、注の方は塗抹漏れとみてよからう。

とすれば、(イ)の十六字は、何れも、塗抹せずに残すだけの積極的な理由は全く見当らないことになる。

次に、(ロ)「イ」とある注)のうち、塗抹されない個所についてである。これは最も数が多く、六十一ヶ所(重複する分を除けば、実際は五十七ヶ所である)にみられる。その内訳を整理して分類すれば、

(1) 「脩」(1571)、「典」(1573)、「紕」(1578)、「弁」(1582)、「熏」(1571)、「振」(1576)、「夫々」(「備」「典」「紕」「昇」「董」「張」に対する書入注。うち、「張」のみは既に改められている。)の六例は、既述の通り、同類の注は多く塗抹され、これに拠り本文も改められている。

(2) 「綏」〔三ヶ所あり(四, 1573)、内一ヶ所(1573)は、これに拠り本文は既に改められている〕「昊」(四, 1580)は他の個所では塗抹され、本文もこれに拠り改められている。

(3) これは、次の「摺本」とある注についての(1)の項で述べると類似し、

(1579) 奉其上莅(上)下<sup>上</sup>其 本文原字は「上」、恐らくは第一次の校訂時に、「上」に加筆して「其」に改められた。原文字が「上」であった事を表示する為に、朱筆で「上イ」と傍記したのである。後に触れるが、こういう例は多い。或いは、「イ」本と校比し、これが「上」であったので、朱筆にて書加えられたものとも考えられる、という例であり、外に同類が二例存する。

(4) これは「廻鶻」(1571)、「甚開朕心」(1577)、「積中發外」(1580)、「承」(二)元(1579) (加筆して「丞」に改む)、「薛平

等」(1591)の五例で、明かに校注そのものが、「イ」本の本文に於ける誤写と思われる例である。

(5)その他、「瑕」(1578)、「綱」(1585・題)という校注の二例は、校語はそのまゝ残し、「イ」のみを塗抹してある。

後者は(1)に準じるものとみてよく、前者は、これに拠り原本本文は改められているので、塗抹漏れと認められる。また、「烏」(目)は次の「摺本」の項(3)で触れる。

(6)以上(1)～(5)までは、各項それぞれ少数であり、次の、これらを除く残り三十一ヶ所が、この項に入る。これを更に区分すれば、

①「凡<sup>廿一</sup>二十八道」(巻頭)、「朕在東宮時」(1573)、「加之謹敏」(1576)(慶應那波本書入「謹乍以」)、「廉貞吏」(1580)、「七十而致仕」(1588)、「大保濟士之子」(1597)などの如く、この校注以外に、同じ文字を有するテキストの存しない

場合、または、「尚書右丞」(1573・英華本同)、「照燭子道者」(1580・管見抄本同)、「歿而無知則已苟有知者則」(1580・管見抄本同)、「其弊頗甚」(1588・英華本同)など、古鈔本系の管見抄本か、宋刊本ではあるが、古鈔本に比較的近いと考えられる文苑英華本のみと同じ本文をみる個所であり、すべて二十四例がある。

この例の中には、  
 (1574) 扼淮壓<sup>湖</sup>湘之列城曰泗与岳 初め「湘」に墨筆にて見せ消ちを施す。とすれば、校注「湖」が本文になるが、後、この見せ消ちを塗抹す。

(1596) 勅某官柳某 初め「某」に朱筆見せ消ちを施し、後、これを塗抹す。

の如く、一度施した見せ消ちを、後に、更めて、塗抹するものが七例認められる。

本文原字を改める為に塗抹する前に、これに見せ消ち(墨又は朱筆「々」)」、或は、これに準ずる朱墨の斜め

線を施す例は、外にも頗る多く認められるが、それを改めて塗抹する例は、外には認められない。たゞ、極端な例として、これも「イ」とある注であるが、

(1506) 財終事集時乃。知<sup>イ</sup>功<sup>イ</sup>无<sup>イ</sup>

消ち(同じく「ミ」)を施す。諸本「知」無し。

の如き、二転三転の例もみられる。これらは何れも、本文に留めるか、抹消するかの、校訂上の判断に迷ったことに起因する例といえよう。

⑨前項の①を除いた残りは、

(1505) 重煩膏徳入領家郷 原本文「家」に作るも、諸本「家」に作る。

(1506) 安得循吏俾父子吾人乎 原本文「子」に作るも、諸本「母」に作る。校注「母」に施す墨筆合点のみを

塗抹す。

などの如く、恐らくは本文の誤写と思しく、校注により本文を改めることに、校訂上、判断に際しさしたる困難を伴わないと思われる例ばかりである。

以上、校合注のうち、塗抹もされず、従って原本文をも改めることなく、行間に並記されている注について、その理由を逐一吟味してみた。その結果、「イ」とある注」の中、(6)の④に入る二十四例に、校合時に於て、何れを本文にするかの判断を下し得ず、並記に留めた理由を認め得るだけであつて、他は、特に塗抹されずに留められた積極的理由は認め難い。

最後に、(ハ)「摺本」とある注」のうち、塗抹されない十四字に就てである。

(1)これは例えは、

(1571) 威綏仁熏罔不響化響摺本 ↓ 嚮 本文原字「響」、これを右注に従い「嚮」に改めたが、第二次校合により、唐本はその塗抹された「響」と同じであるので、加注された。

の如く、本文を如何に改めるかではなく、唯、塗抹された本文原字と同一の字をもつ本文が外にも存することを示すことに止まる。同一の例は外に九ヶ所あり、何れも塗抹する必要のない例である。

(2)「朕」(1596)。この字は、これに拠り既に本文原字は改められている例であり、恐らくは塗抹漏れであろう。

(3)「體」(目・1571)、本文は「廻鶻」で正しく、注の「體」は誤字である。「焉」(目・1591)、これは「鳥重胤」(但し、「摺本」に「焉」とあるのは稀で、恐らく、「摺本」「イ」が左右逆になっていると思われる。その意味で、「イ」

本による校訂時に、「摺本」「イ」本が、二本を揃えて校合されたことを示す好例である。)という個所で、無論、本文は誤り、注は何れも正しい。同篇本文は「鳥」(1581)に作る。外に「鳴」呼「(1588)は「鳴」に改められている例がある。「焉」「鳥」の何れとも決し難く、塗抹に至らなかつたのであろう。

(4)残るのは唯一つ「榮」(1585)である。「榮陽県」の個所で、「榮」に誤るのは、この外、文苑英華本・馬元調校本にみられる。これも、何れとも決し難く、塗抹に至らなかつた個所であらう。

以上、十四ヶ所の総てを吟味したが、(4)の一ヶ所を除けば、すべて、特に塗抹し得ないような問題を含む個所は全く見当らない。

とすれば、最後に、校合時に於て、本文に採り入れることを保留した、(ロ)「イ」とある注)の(6)の二十四例、及び、(イ)「摺本」とある注)の(4)の一例、計二十五例に就て、これと同程度・同性質のものであるのに、校注を塗抹

し、それに拠つて本文を改めている例が、他の個所で全く認められないか否かを検討する点が残る。

この巻の本文は、これ迄の諸例の校比からすれば、宋刊本に近い本文であることは、既に疑う余地は存しない。卷三十一・三十三・五十四の三巻を除く他の巻に於ては、刊本よりの校注が可成多数加えられているので、第二次校訂後は、校訂者も既にこれは承知の筈である。こういう性質の本文に対し、第三次校訂に使用された「貴所之御本」といわれ、校訂上「イ」本として扱われる本は、明かに古鈔本系の一本であつて、刊本系本文との間には、本文上かなり著しい相違がみられる。校訂に際し、若し「イ」本に最初から優位を認めるとすれば、事は頗る簡単であり、唯、単に「イ本」に従つて、本文を改めればよい。われ／＼は、わが国に伝わる古鈔本系の本文が、宋刊本系の本文よりも良質であることを、既に、承知している。然しながら、金沢本校訂の時代に於て、当時甚だ稀覯に属する宋刊本、或いはその系統の本にも増して、わが古鈔本の優れた価値を、果してどの程度認識し得たであらうか。

若し、兩本を相対的に、同程度に認め得たとすれば、その著しく存する相違個所を、校注として行間に並記することは容易に出来ても、最終的に本文を決定する校定作業は、厳密に言えば、それ程短期間には達成し得ないのではなからうか。

こういう事を考慮に入れつつ、校合注により本文を改変し、後、校注をも塗抹している個所、つまり、既に校訂の終了した個所を、改めて、見直すことにする。

(577) 唐有天下 (垂) <sup>[餘イ]</sup>二百載 → 餘 本文原字「垂」を塗抹し、「餘」に改む。後、校注をも抹消す。この注の外は、各本「垂」に作る。

(578) 北方之強代有君長作 (殿) <sup>[奠イ]</sup>玄朔 → 奠 本文原字「殿」を塗抹し、「奠」に改む。後、校注も抹消す。

この注の外は、各本「殿」に作る。

(1580) 孝恩之罔極者非〔吾イ〕「是」典也〔是イ〕→吾 本文原字「是」を塗抹し、「吾」に改む。後、校注をも抹消す。この注及び管見抄本の外は、各本「是」に作る。

(1586) 可延〔恩イ〕「賞」於弟姪→恩 本文原字「賞」を塗抹し、「恩」に改む。後、校注をも抹消す。この注の外、各本「賞」に作る。

(1597) 必待我哀榮之恩〔然イ〕「方」成尔始終之孝→然 本文原字「方」を塗抹し、「然」に改む。後、校注をも抹消す。この注、及び、管見抄本を除き、各本「方」に作る。

(1598) 今方其時司馬式〔之イ〕「卿」佐乎邦国→之 本文原字「卿」を「之」に改め、後、校注をも抹消す。この注の外は、諸本「卿」に作る。

こゝに挙げた例をみれば、若し初めから、「イ」本に優位を認めていれば別であるが、本文と校注とを対等に置いて校訂を行い、本文を定めるとなれば、この例の校訂・改変の作業はそれ程容易ではない筈である。

これらの例からすれば、校訂者は「イ」本に優位を認めているかにも見えるが、若しそうとすれば、先に挙げた、抹消されずに残った二十五例も、この例の如くに、処理出来たであろう。若し、特に「イ」本に優位を認めていないとすれば、二十五例と同程度の個所が、既に塗抹された個所にも多く含まれていて、その中に、もう少し、本文の決定に躊躇を示すような例があつて然るべき筈である。この点に関しては、依然として疑問が残る。

ついでに、これ迄述べた中で、疑問として残る点若干を、ここに纏めて挙げれば、

(1) 既に挙げた通り、巻頭、篇数記述の個所に、

中書制誥三 舊体 凡二十八道冊イ

とある。この本文は無論二十八篇であるが、「イ」本は三十篇をもつ本文であった。若し、第三次校合時に「イ」本と校比して、実際に二篇多いことが分れば、当然、その二篇は、増校されて然るべきである。ところが、それは行われずに、うち一篇のみが「或本」から補われて、当該篇裏に書加えられた。他の巻に於ても、継足しや裏書の形で増校は行われ、現に、この巻でも一篇は補われている。とすれば「卅イ」という校注は、校訂に当って、実際に三十篇をもつ本に拠って加えられた校注であるか、稍々疑問が残る。

これと関連して、この本文の底本となり、第一次校合時に使用された鈔本、及び第三次校合時の鈔本にも、夫々の本文に校注は加えられていたであろう。その校注は、第一次・第三次校合時に、如何に処理されているのか、それと分るような、特別な表記で明示する処置は認められない。

「イ」「摺本」とある注にしても、実は、内容上夫々異なる二種があり、普通の校注の外に、塗抹され、本文は既に改められているのに、原字と同じ文字をもつ本文があると、それに「イ」や「摺本」を附して校注とする場合がある。この二つの区別は、外形上は全く識別出来ず、唯、内容を吟味することによる外に手段はない。校注の拠るところの本文の表記の仕方がこの程度に曖昧に取扱われているとすれば、「イ」本の本文自体に施されている校注をも、同じく「イ」として書入れることはあり得ることゝ思われる。

(1573) 朕在東宮朝イ時先皇帝垂慈聖之徳

(1579) 今仍古制亦命領征鎮者必先礼聘イ而後升闈音、東イ

にみられる、「イ」とある夫々二つの校注は、或いは、この表われとみてよからう。



(2) こういう見方に立てば、この巻に於ける、第一次の典拠の示されていない校注の中に交る、誤字・脱字の訂正の範囲を越える、系統の相違の明かな本文による校注も、校注上の表記の仕方は同様であつても、或いは、別種の本文を示す校注であるかも知れないが、その根拠を知る手懸りはない。いまは、疑問として残す外はない。

(3) その他、極く少数の校注「或本」「一本」が如何なる本であるか、及び、校注に施されている合点（塗抹された校注の場合はより多く施され、塗抹されない校注にはこれより少ない）が何を意味するか、何れも明かではない。

これらの疑問点からみれば、この巻の本文と対校された本は、一応、校合識語にみられる通りではあるうが、その本文には、更に、その名を識語に留めない別の本も、実際には、幾本か使用されたものと推定される。この巻三十三に於ては、校合に使用された本と校注とが略々対応するが、他の巻では、例えば「江本」などと、校合識語には示されていないものが、数多く引用されていることから、この事は推察される。

以上、巻三十三にみられる校注の塗抹、それに伴う本文原字の改変を中心にして、校訂の仕方に就て述べた。

最後に、参考のために、この巻三十三にみられる校訂作業の仕方が、金沢文庫本現存の巻すべての巻に同様に行われているのか、或いは、各巻の底本の性質に従つて、夫々に相違がみられるのか、つまり、校訂者が各巻本文の相違をどの程度理解していたかをみる為に、若干の検討を加えよう。

一、巻三十一について　この巻が巻三十三と、その底本の性質、その他全般に亘り、極めて近いことは既に屢々述べた。この巻に加えられた校訂の仕方についても、これは巻三十三と全く同様である。

校注の種類も、典拠の示されないもの、「摺本」とあるもの、「イ」とあるもの、の三種が大部分であり、外に、「イ本」(三ヶ所)、「或本」(二ヶ所)、「一本」(一ヶ所)とあるものがある。

これらの校注の塗抹、本文改変の有無、併記などの状態についてみれば、典拠の示されない校注のうち、八十八ヶ所は塗抹され、そのうち六ヶ所を除き、これに抛り本文原字が改められている。塗抹されないものは、十四ヶ所に過ぎず、その大部分は、卷三十三の場合と同じく、「憲」「典」などと、本文の正字（「憲」「典」）に対し、当時通用の文字を注記したものが多く、結局、典拠の示されない校注は、その大部分が、塗抹され、且つ、これに抛り本文原字を改変しているとみてよい。

次に、「摺本」とある校注であるが、これも卷三十三の場合と同じく、その数は少なく、うち十ヶ所は塗抹され、本文原字もこれに抛り改変されている。塗抹されずに、行間に併記されるものは十八ヶ所あり、うち、六ヶ所は既述した、塗抹された本文原字を、改めて行間に留めるための注である。また、二ヶ所の校注は、注字の方が誤写されたと覺しきものであり、結局、行間に併記されるだけの意味をもつ校注は十ヶ所である。

次に、「イ」とある校注であり、うち、五十五ヶ所は塗抹され、これに抛て、本文もすべて改変されている。また、塗抹されずに行間に併記されているものは五十二ヶ所であるが、前記、卷三十三の場合と同じ方法に従って、この内容を個々に吟味してゆくと、二十五ヶ所が、併記されるだけの意味をもっている。

以上、卷三十一の校注を検討した結果、「摺本」「イ本」とある校注のうち、塗抹されずに併記されるものが、卷三十三に比して若干その数が多いという相違はあるが、校定された新しい本文を作ろうとする意図に於ては、全く同様のものが認められる。卷三十一と三十三が、その底本の性質に於ても極めて近いことを考えれば、この結果は蓋し当然であろう。

一、卷五十四について 底本が刊本である点で、卷三十一・三十三と同様であるので、比較の意味から取上げ

る。

この巻の校注の種類は、典拠の示されないもの（但し、この巻は本文も奉重の筆に成り、誤写が少ない事もあつてか、その数は比較的少ない）、「菅」或は「菅大府卿本」とあるもの（底本が刊本である旨が校合識語に明記されているので、「摺本」よりの校注はなく、その代りに菅家本による校注が加えられている。）、及び「イ」とあるものゝ三種類が主要なものであり、外に、「唱和集」とあるもの（これは、或いは、菅家本々文に施されている校注の転写かも知れない）三ヶ所、「或本」「一本」とあるもの夫々一ヶ所がある。

典拠の示されないものの中、塗抹され、本文原字もこれに抛り改変されている個所、三十八ヶ所、塗抹されず行間に併記されているもの、十七ヶ所であるが、うち、七ヶ所はこれり抛り本文原字が改められているので、これを塗抹に準ずるものと見做せば、實際は十ヶ所となる。

「菅」とある校注のうち、塗抹され、これに抛り本文原字も改められているものは三十九ヶ所であるが、塗抹されずに行間に併記されるのは七十三ヶ所であり、うち、二ヶ所はこれにより本文原字が改変されているので、これを塗抹に準ずるものと見做せば、七十一ヶ所となり、何れにせよ、後者の数の方が遙かに多い。

この傾向は次の、「イ」とある校注に於ても同様であり（但し、「菅本」と「イ」本とは共に古鈔本であると思われ、前者よりの校注が既に多く施された後であるので、その数は多くはない。）、塗抹され、これに抛り本文原字が改変されたもの八ヶ所であるのに対し、塗抹されず、行間に併記されるもの二十七ヶ所がある。（外に、同じく「イ」として、塗抹された本文原字を行間に残す為に、校異注が書入れられたもの二十一ヶ所があるが、これは無論数に入れない。）

以上で明かな如く、同じく刊本を底本にしながら（尤も、卷五十四は刊本を底本として本文を書写した人自身が校訂者であるのに対し、卷三十一本文は、何れかの段階に於て刊本を底本として書写されたものであり、卷三十一現存本々文の書写者及び校訂者は、この事を充分認識していなかったであろう。後に述べるが、これは卷三十三に於ても全く同様である。）、校訂の仕方に於て、卷五十四は、卷三十一・三十三とは相違し、新しく校訂された本文を作るといふよりも、校合注を施すことに主眼が置かれているといふべきであらう。

一、其の他の巻について 卷三十一・三十三・五十四といふ文集金沢本のうちでは稍々特異な巻に限らず、古鈔本系の巻々の校訂の仕方にも若干触れるために、卷十二を取上げる。この巻には、唐鈔本の重鈔であることを示すわが国入唐僧惠萼の本奥書も記載されている。つまり、本文が由緒深い巻である。

校注の種類としては、他の多くの巻と同様に、典拠の示されないもの、「摺本」とあるもの、「イ」とあるものの三種が主要なものであり、他に、「イ本」（四ヶ所）「一本」（五ヶ所）「或本」（三ヶ所）「或」（一ヶ所）「本」（一ヶ所）「江本」（一ヶ所）とあるものが、夫々若干みられる。

典拠の示されない校注のうち、百十七ヶ所は塗抹され、そのうち五ヶ所を除き、これにより本文原字も改変されている。塗抹されずに、行間に校合注として併記されるものは、十九ヶ所と極めて少なく、然も、そのうち五ヶ所はこれに抛り本文原字が改変されているので、塗抹に準ずると見做せば、十四ヶ所が残るに過ぎない。

「摺本」とある校注のうち、塗抹され、これに抛り本文原字も改変されているのは、三ヶ所に過ぎないが、これに反し、塗抹されず、校合注として行間に併記されるものは百九ヶ所の多きにのぼる。

「イ」とある校注は比較的少なく、塗抹されたものは一ヶ所も見当らず、塗抹されず、校合注として行間に併記さ

れるのも三十三ヶ所であり、うち、二ヶ所は塗抹された本文原字を留める為に注記されたものであり、また、一ヶ所はこれに抛り本文原字が改変されているので、塗抹に準ずるものとすれば、実際は三十ヶ所となる。

以上からみて、この巻十二は、先ず典拠の示されない校注に於てのみは、これを塗抹してこれに抛り本文を改めてはいるが、他の「摺本」「イ」という校注の大半は、これを行間に併記するに留めるのみであつて、新しい校定本文にまで纏める意図はみられない。というのは、この本文自体が比較的良質であり、それ故、本文と摺本のそれとが大きく相違し、飽迄も、現本文が主、校注は従として扱われているようにみえる。

いま、巻三十三の校訂の仕方に対する参考として、巻三十一・五十四の外に、巻十二を取上げた。巻十二以外の巻も、詳細に検討すれば各巻夫々校訂上相違する点はみられるが、略々これと傾向を同じくする。とすれば、巻三十一・三十三の両巻の校訂の仕方は、他巻と若干相違するということになるのである。

白氏文集金沢文庫本は、一部全巻が揃つた本を底本として書写されたものではなく、本文上系統を異にするもの、系統は同じであるが、既に本文上若干相違を生じたもの、これら諸種の本が取合せられて成立っている。従つて、各巻の校訂の仕方については、夫々詳細に検討し、その相違を明確にする必要がある。巻三十三の校訂に関する検討の結果、この巻が巻三十一と共に、現存金沢本の中で、特異な巻であることを、校訂者自から示しているといえよう。校合注の塗抹や、それに伴う本文の改変の問題に附随して、最後に、ヲコト点や訓点の改変についても言及して置きたい。これは校訂者が校訂に使用した本文を如何に評価していたかを、異る側面から知り得るからである。

この巻の校合識語に、

貞永二年正月五日校合了／同十七日朱了／同二月廿八日委点了

(六字朱筆)

建長四年四月十五日伝下貴所御本重移点了

とあるので、少くとも、点本から二度移点が行われている。他の巻に於ても、若干の例外の巻を除けば、これは同様である。

例えば巻十二などは、二本の点本に、詩文の切り方・ヲコト点（星点）の位置の相違、つまり読み方の違いや、送仮名の相違など、多くの相違点が見られ、恐らくは、後に施された点本に従って、塗抹や書加えが随所に行われている。また前述の如く、巻十七に特に顕著であるが、同一のヲコト点・訓点二度重ねて打たれている箇所も屢々みられる。

これに比すれば、この巻に対する二種の点本（貞永二年書写の本文及び建長四年書写の本文の点）には、それ程著しい相違は存しないらしく、従って、改変は他巻に比して極めて少ない。ヲコト点は星点・線点を含めて訓読に必要な最少限は施されているが、送仮名・読仮名が施されている箇所は比較的少ない。仮名には、細筆と稍肉太との二種があり、校注の筆致なども比較すれば、前者が第一次、後者が第三次校合時のものと推定される。但し、この両筆は、元来同一人の筆であるので、この総てを第一・三次に厳密に区分することは、それ程容易ではない。

いま、第三次、「イ」本により、これより前の訓点を改変している若干の例を挙げる。（ヲコト点は平仮名に翻記。）  
(1) 蓋・欲<sup>テ</sup>表<sup>レ</sup>二三子道・不<sup>シ</sup>虚<sup>ク</sup>行<sup>フ</sup> 而<sup>シテ</sup>明<sup>ニ</sup>予<sup>ハ</sup>一人<sup>ノ</sup>徳<sup>ニ</sup>无<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>報<sup>ス</sup>也 返点「四」はもと「三」「三」「三」は細筆（を改む。「三」はもと「二」「下」の「二」は細筆、上の「一」は稍々肉太筆）、「二」はもと「一」。「一」はもと無く、新たに加えられたものと思われる。「明」にヲコト点「こと」を「あるを塗抹す。「人」にヲコト点「か」あるを墨「・」にて抹消し、更にこれを塗抹す。

(1582) 欲<sub>レ</sub>使<sub>下</sub>天下<sub>ヲ</sub>知<sub>ル</sub>カ<sub>ル</sub>父・兄・忠順之若<sub>レ</sub>彼<sub>カ</sub>・而<sub>テ</sub>国家・報<sub>シ</sub>施<sub>ス</sub>之如<sub>シ</sub>此<sub>上</sub>也<sub>イ</sub>。可依前件 「上」「下」が細筆であるのに比し、「中」のみ稍肉太、「知」と訓「ラ」の間に無理に書加えた風にみえる。第三次に追加か。

(1590) 区<sub>レ</sub>区<sub>レ</sub>万州<sub>ノ</sub>・豈<sub>ヤ</sub>尽<sub>ル</sub>所用<sub>也</sub> もと「区<sub>レ</sub>区<sub>レ</sub>」という朱ヲコト点(「<sub>レ</sub>」は淡朱筆)の上に更に朱「たる」(濃朱筆)を加う。朱筆の色等より、同時期に於て訂正されたものではなく、第三次点に於て「たる」に訂正されたものと思われる。

(1595) 昔<sub>ニ</sub>先<sub>ニ</sub>皇<sub>ノ</sub>帝<sub>ノ</sub>知<sub>ル</sub>有<sub>ル</sub>材<sub>元</sub>和<sub>己</sub>来<sub>ル</sub>・応<sub>レ</sub>用<sub>不</sub>暇<sub>也</sub> 「不」の「シム」が塗抹されている。これも恐らく

第三次校訂時であろう。

(ミ) 今<sub>ニ</sub>方<sub>其</sub>時<sub>ニ</sub>司馬<sub>ノ</sub>・式<sub>ノ</sub>卿<sub>ノ</sub>佐<sub>平</sub>邦<sub>国</sub> 原本文「式卿」「佐平」に作るを、第三次校訂時に、「イ」本に抛り、「式之」「佐乎」に改む。(之)に作るのは金沢本のみである。「乎」に作る本は、他に宋刊本・朝鮮刊本・那波本がある。)はじめ「佐平」という訓を施してあつたが、「イ」本により「佐乎邦国」というヲコト点を施し、「タリ」は塗抹す。

以上が訓点に於ける改変の主要な個所であり、その数は他の巻に比して極めて少ない。これは、この巻に於ける訓点(ヲコト点を除き)そのものが少ないことと、点本二本の間の相違が余りみられないこととの二つに起因するといえよう。

二種の点本から、時を距て、移点するに當つて、読仮名等は併記することは容易であるが、(1573)(1582)の如く、返点に相違がある場合などは、後の訓点に従うのは止むを得ないし、こゝには挙げなかったが、句読点の打ち方が相違する場合なども、併記することは寧ろ混乱を招くことにもなる。これも、後の本に従うのは自然であろう。ま

た、(1396)の第二例の「とく」、本文が改変されれば、訓もこれに従って変るのは当然といえる。

用例が少ないので、断定的にはいえないが、この巻に於ける二種の点本よりの移点に関しては、特に後の本、即ち「イ」とある本をより尊重するという、明確な態度があつたとみるよりは、校訂者が二種の訓を処理し易い方法に従って、整理したとみるのが穩当であろう。

この巻のヲコト点を帰納し、また、訓の仮名を表示すれば、凶版9(三二〇頁)の如くなる。

(註) 星点は、無論、すべて朱筆によるが、線点は、「ヨリ」「モ」「セリ」(右・中央)「ク」を除き、朱墨両様である。音・訓読符、音・訓合符も朱墨両様である。

築島裕編「點圖集(稿本)」(昭和四七年)に拠り、こゝに施された点は「九、古記伝点(丙点図)」に該当する。但し、若干、点図に合わないものも含まれる。声点は稀に施され、濁音符は認められない。

白氏文集金沢文庫本各巻のヲコト点は、古記伝点ではあるが、線点には巻により異同が認められる。また、前述の通り、各巻、二本の点本より移点され、まゝ、ヲコト点が重ねて打たれている。この事に関しては、全巻に亘る精査が終了していないので、別の機会に一括して述べる。

註(1)筆者は昭和四十八年度、財団法人三島海雲記念財団より「白氏文集金沢文庫本の赤外線写真による復元的研究」に対し、学術奨励金を与えられた。

この申請のための基礎的調査として、東京国立文化財研究所の登石健三・橋本弘次両氏の御協力を得て、大東急記念文庫蔵白氏文集金沢文庫旧蔵本巻三十一につき、同文庫当局の御厚意により、再度に亘り、赤外線フィルムを始め、パンクロSS(バック)等を使用して、卷子本である同巻をガラスの台上に載せ、透過光線を利用するなど、種々の方法により実験的撮



影を行い、金沢本に対する略、妥当な撮影方法を見出した。この実験結果については、大東急記念文庫刊「かがみ」一九号所載予定原稿「古鈔本の調査と特殊撮影写真——白氏文集金沢本卷三十一による——」に報告した。

昭和四十八年七月三日、天理図書館当局の御厚意により、同館蔵卷三十三を、橋本氏に依頼し、パンクロSS（パック）のフィルムを使用して、同じくガラス台上に載せて撮影した。出来上った焼付写真をみると、行間校合注で塗抹した個所で、従来の写真では文字として識別し得ない個所も、充分に判読出来、また、何人の筆であるかも知ることが可能である。

この小論の初稿は昭和四十七年末に、一応、脱稿したが、印刷に附する迄に、猶、時間が存したので、新しく撮影した写真により、全篇に亘り、総点検することが出来、これにより、従来推定に止まっていた個所を、確認し得た個所も存する。

#### 四

前章に於て、金沢本に施された校訂の仕方についてみてきた。そして、その校合注には、校注として行間に併記する仕方と、一旦は行間に併記した後、それに拠って本文を改めるために、本文該文字を塗抹し、その上に校注の文字を改めて書き加え、その後、校注をも、改めて塗抹するという仕方との、二方式の存することが明になった。

そして、後者の場合、この方法によって、誤字が改められる程度のことは無論極めて多いが、単にそれに留らず、本文の系統を異にする、異種の本文の文字に改められている個所も尠くないことが分った。

また、校合注は施されていないが、或る文字に加筆して、これも、本文の系統からすれば、異種の本文の文字に書き改められることもあることも認められた。

いま、この巻の本文が、唯寂房の手により書写された「寛喜三年四月十八日」直後の、つまり、校訂作業の手が一

切加えられていない本文を卷三十三原本文と名付けるとすれば（この個所より以前の、及び、これ以後の使用例の意味もこれに同じ）、現在みられる本文は、誤字・脱字等も補正されると同時に、系統の異なる本文によって、かなり改変が加えられ、これまでに曾て存在しない、新しく校定された本文となったことは明かである。

そこで、前稿（卷三十一を対象とする）に於て行つたと同様の手続きにより、この卷三十三の、校訂以前の、原本文に復元し、その本文が如何なる系統に近いかについて、改めて検討を加える。

初めに、この巻の実例を以て、一応、改変の操作、並びにその過程を説明すれば（他巻の例については前稿参照）、  
(1578) 而不致於急官要職者（安）<sup>〔得し〕</sup>（司）以紀綱庶政而羽儀朝廷焉 原本文「安」「司」「司」は「可」の誤写で

あろう）に作る。「安」を塗抹し「将」に改め、校注「将イ」をも塗抹す。「司」に加筆して（但し、「何」に改める前に、「司」を「可」に改めている、第一次の加筆が認められる。「何」に改めるに当り、「一」をもう一度書き加えたものであろう）、「何」に改む。

この改変個所を、諸本についてみれば、南宋紹興年間刊本（これ以前の個所をも含め、以後「宋本」と略称す）・朝鮮刊本（これ以前の個所も含め、以後「麗本」と略称す）・那波本などの刊本はすべて「安」「可」に作り、この金沢本校注の外にも、管見抄・文苑英華本は夫々「将」「何」に作る。つまり、この個所は、刊本系本文から古鈔本系本文に改変されたわけである。

また、

(1592) 勉思所立各服乃官可依前件 以下摺本文 前述の如く、「可依前件」の四字は、本文書写者の筆ではなく、奉重の筆であり、校訂時に加えられたものである。

この四字については、宋本・麗本・那波本等、諸本何れも欠いている。こゝでも、系統上の改変が行われている。また、

(1579) 而傑等或(緣)<sup>[縁]</sup>(節)<sup>[勝]</sup>詞華或貯畜(才)<sup>才摺本</sup>行 (三ヶ所のうち、上の二ヶ所の改変個所は前々項と同様であり、省略する) 原本文「才」、これに加筆して「材」に改む。「才摺本」は「才」を「材」に改めた後に、「摺本」は原字と同じく「才」であることを示したのである。改変以前に、この校注が書入れられる筈がない。

この「材」についても、宋本・麗本・那波本等は何れも「才」に作り、この金沢本の外には、文苑英華本が「材」に作る。この改変は、偏が加筆されるだけであつて、何れの本に拠ったかは不明であるが、こゝでも、系統上の改変がみられる。

以上の諸例からみて、校訂時に於ける改変の手の加えられていない、原金沢本に復元し、その本の系統上の検討を加える必要のある理由が明かになつたものと思われる。

いま、金沢本卷三十三の原本文書写時に於ける誤字・脱字の補正個所や、校注が行間に併記されている個所等は除き、その改変が、本文の系統上の変更を及ぼす迄に影響する個所のみを終て挙げれば、次の通りである。「表中、(宋)は南宋紹興刊本の、(那)は那波古活字本の、(管)は管見抄本の、(英)は文苑英華本の、また、最下段所々に記入した「全唐文」は清嘉慶十九年刊全唐文本の、「唐詔令」は唐大詔令集卷一百三十卷適園叢書第四集本の、「馬本」は明馬元調校本の夫々の略称を示す。これら、校勘に関しては、平岡武夫校定『白氏文集』(二)(京都大学人文科学研究所刊)に負う処が大きい。「——」はその篇を欠くことを示す。「\*」印の施された個所は、後に註記を附した。

尚、校注にまゝ施された訓はすべて省略した。また、以下の表中の例は、既に、これまでの記述の中に出たものもあ

るが、全体をみる関係上、重複を敢て避けなかつた。」

- (目・1576) 崔元(備)(人) 惟素(上、本文原字を「略」に改む 下「張」に改む)
- (1571) 唐有天下(垂)二百載(本文原字を「餘」に改む)
- (ニ) 威綏仁薰(罔)不(響)\*「響」響摺本 (本文原字の「響」のうち「ち」「音」を「向」に改む)
- (ニ) 較雄鬪智莫(之)与京(本文原字を「尔」に改む)
- (ニ) 国朝已来霽(清)風沢(本文原字旁に「筆」「演」に改む)
- (ニ) 同和協比以(託)于今\* (本文原字に「訖」に改む)
- (ニ) 朕不(得)祇嗣大統(本文原字を「德」に改む)
- (ニ) 時(推)代嗣実来告予(本文原字に「推」に改む)
- (ニ) 実(鄰)册命(本文原字を「降」に改む)
- (ニ) 登里羅羽録没(密)(本文原字の「山」を「虫」に改む)
- (1572) 作(殿)玄朔賓于皇唐(本文原字を「奠」に改む)
- (ニ) 兵(匣)鋒刃(本文原字を「匣」に改む)
- (ニ) 使(使)長子孫(本文原字を「吏」に改む)
- (1573) 人爵貴而(心)益恭(本文原字を「身」に改む)

心	使	匣	殿	密	鄰	推	德	託	清	之	響	垂	備張	(宋)
心	使	匣	殿	密	鄰	推	德	託	清	之	響	垂	備張	(那)
														(管)
身														(英)
	使						得	訖			響			
	(唐詔)						(全唐文)	(唐詔)			(唐詔)			

(1574) 分領者多会有 (政) 〔本文原字、編のみ「古」に改む〕

(ニ) 中間又再為州 (救) 〔「將」は「救」の誤字か。〕

(ニ) 以難理之郡自試 (爾) 〔本文原字を「耳」に改む〕

(1576) 以 (耀) (焜) 絕域者 〔本文原字を夫々「焜」「耀」に改む〕

(1577) 宜率素履思 (求) 凶 〔本文原字を「玄」に改む〕

(1578) (安) (可) 以紀綱庶政 〔本文原字を「上」「將」に改む。下、加筆して「何」に改む。〕

(ニ) 若戮者宜 (上) 扶政 〔「上」は「尚」の誤写か。〕

(ニ) 尚書 (承) 掌。決百事 〔「承」に加筆して「丞」に改む〕

(ニ) 晉魏已還右 (卑) 於左 〔本文原字を「破」に改む〕

(ニ) 惟无 (暇) 者可以律人 〔本文原字を「瑕」に改めたるか。但し断定し得ず〕

(1579) 或 (縁) (節) 詞華 〔本文原字を夫々「縁」「節」の誤写か。改む。〕

(ニ) 或貯畜 (才) 行 〔本文原字に加筆。「材」に改む〕

(ニ) 揣摩思 (誠) 以待己 〔本文原字に加筆。「誠」に改む〕

(1580) 孝思之罔極者非 (是) 典也 〔本文原字を「吾」に改む〕

(ニ) 往者來者 (監) 予心焉 〔本文原字を「監」に改む。〕

(宋) (那) (管) (英)

政 政 | 故 〔全唐文〕

牧 牧 | 牧

爾 爾 | 耳

耀焜 |

永 永 玄 |

安可 安可 將何 將何 〔全唐文〕

尚 尚 當 當

承 丞 丞 丞

卑 卑 減 減

瑕 暇 瑕 瑕

縁飾 縁飾 | 縁飾

才 才 | 材

誠 誠 | 試

是 是 吾 |

監 監 鑿 |

- (1582) 可延〔<sup>恩イ</sup>賞〕於弟姪〔<sup>本文原字を</sup>恩〕に改む
- (1583) (題) 王元輔\*輔元イ〔校注齋殊せず、本文「元輔」澁探の跡認められず〕
- (ニ) 自諸衛而移〔<sup>鎮イ</sup>鎮〕者謂之美遷〔<sup>領イ</sup>領〕\*〔<sup>本文原字を</sup>領〕に改む
- (1584) 以〔<sup>制イ</sup>浙〕江之左抵于海隅〔<sup>本文原字を</sup>制〕に改む
- (1586) 而晟〔<sup>管イ</sup>常〕中此選〔<sup>本文原字を</sup>管〕に改む
- (1588) 知〔<sup>好イ</sup>終〕請老不加優秩〔<sup>本文原字を</sup>終〕に改む
- (1589) 舍奉賓〔<sup>容イ</sup>旅〕以沽名譽〔<sup>舍イ</sup>旅〕に見せ消ちを施す。下、原字を「容」は「客」の誤写か
- (1590) 移大郡稍展〔<sup>奇イ</sup>其〕才〔<sup>本文原字を</sup>其〕に改む
- (1591) 夫自家所以〔<sup>刑イ</sup>刑〕国〔<sup>本文原字に加筆し</sup>刑〕に改む
- (ニ) 成尔始終之孝〔<sup>然イ</sup>然〕に改む
- (1592) 无遠〔<sup>迹イ</sup>迹〕无逸劳〔<sup>本文原字を</sup>迹〕に改む
- (ニ) 輟〔<sup>鉛イ</sup>鉛〕黄之著述〔<sup>本文原字を</sup>鉛〕に改む
- (1594) 吾前令諒為泗〔<sup>州イ</sup>州〕〔<sup>本文原字を</sup>守〕に改む
- (1595) 及領〔<sup>擢イ</sup>擢〕管漕運之務〔<sup>本文原字の旁に加筆し</sup>擢〕に改む
- (ニ) 財〔<sup>給イ</sup>給〕事集〔<sup>本文原字を</sup>終〕に改む

(宋) (那) (管) (英)

賞 賞 | |

元輔 元輔 | 輔元

鎮 鎮 | 領

浙 浙 | 溯

常 常 | |

終 終 | |

舍客 舍客 | 舍旅

奇 奇 | 其

刑 刑 | 形

方 方 | 然

迹 迹 | |

玄 玄 | |

守 守 | 州

擢 擢 | |

給 給 | |

(馬本・全唐文) 近

(1595) 况闡〔平イ〕籠无遺利〔本文原字を「平」に改む〕

(宋) (那) (管) (英)

——

(ニ) 今方其時司馬式〔之イ〕卿〔平イ〕\*佐〔平〕邦国〔本文原字、上〕之〕

卿乎 卿乎 —— 卿乎 平〔馬本・全唐文〕

(1596) (題) 崔元〔備〕張惟素〔摺本七、本文原字を「略」に改む〕

備 備 略 ——

(1597) 嘉約之〔動〕厚〔本文原字を「動」に改む〕

謹 謹 ——

(註) (\* 印のある個所) (1571) (ノ二)「響 摺本」は原左旁にあるを移す。(ノ五)「託」と、加筆の墨と重なり、「訖」

に断定し得ないが、恐らくは「訖」ならん。(1576)注の二字及ぶ「イ」は朱書、合点のみ墨筆。(1577)「求」は書写

者の誤写ならん。恐らく底本は「永」に作られていた個所。(1576) (ノ五)校注「瑕」は原左旁にあるを移す。「イ」の

塗抹は確認し得るも、「瑕」は塗抹されず。(1583) (ノ一)校注「輔元イ」は淡墨なるも塗抹は認め得ず。文中の「元輔」

もそのまま。(ニ) (ノ二)「領イ」の「イ」及び合点、共に朱筆。(1588)「好」、或は誤写か。但し、「終」と誤られ

易からず。いま、念の為挙ぐ。(ニ) (ノ二)原字、末画を欠く「玄」。それに「金」編を加え、更にこれを塗抹し、

「鉛」に改む。(1595) (ノ四)「平イ」は原左旁にあるを移す。

以上、本文の系統変更の問題を含むすべての個所を挙げた。一見して、原金沢本文は宋本・那波本などの刊本に近く、また、本文改変の拠り所となった校注については、管見抄本・文苑英華本に存する篇の本文は、この校注の文字に極めて近いことは明かであろう。

これを更に仔細に検討すれば、

(1) 塗抹以前の原金沢本の例示した文字五十一ヶ所のうち、三十九個所は、宋本・那波本の二本と完全に一致す

る。また、「承」(1578)(ノ三)は宋本と一致し、那波本(「丞」とは相違する。外に、「薊」(1579)(ノ一)とあるのは或いは「飾」の誤写かとも思われ、同様に、「救」(1574)(ノ二)は「牧」の誤写であろう。この二例を原本文書写者の誤写と認めれば、前記、宋本・那波本の二本に完全に一致するのは四十一ヶ所となる。

(2) 宋本・那波本と相違する個所は、十ヶ所である。このうち、「備人」(目)の「人」(宋本・那波本「張」に作る)、「上」(1578)(ノ二)(宋本・那波本「尚」に作る)、「好」(1588)(宋本・那波本「終」に作る)、「勞」(1595)(ノ三)(宋本・那波本「牢」に作る)の四ヶ所は他に同例が無く、意味上からも通じ難いので、何かの誤写ではあるが未詳である。残りの五ヶ所は、何れも他に同例がある。「得」(1571)(ノ六)は宋本・那波本は「徳」に作るが、全唐文「得」に作る例がある。「厘」(1572)(ノ二)は宋本・那波本は「厘」に作るが、校注の「摺本」は「厘」に作る。「暇」(1578)(ノ五)は恐らく「暇」の誤写であろう。とすれば、校注の「摺本」及び那波本と一致する。但し、宋本は「瑕」に作る。「州」(1594)は、宋本・那波本共に「守」に作るが、文苑英華本は「州」に誤り、その誤りに、原本文は一致する。「佐平」(1595)(ノ四)の「平」、宋本・那波本共に「乎」に作るが、これも文苑英華本は「平」に作る。

とすれば、塗抹、及び、それに伴う本文の改変以前の原本文に復元すれば、それは、宋本・那波本々々に極めて近くはあるが、完全には一致せず、但し、若干の相違個所の大部分は、他の何れかの刊本の文字と一致する。従って、この原本文は、塗抹及びそれに伴う本文の改変個所の復元の結果に関する限り、刊本を底本とするものと見做して差支えないといえる。

この巻の原本文が刊本に近い事を示すためには、以上の復元の個所のみでは未だ充分とはいえない。そこで、前述した、行間に併記して施されている校注のうち、系統を考察するのに関連をもつ個所についてみれば、例えば、



- (1572) 雖自尊曰天可汗未称其美雖イ
- (1573) 尚書右丞章綬等朕在東宮時右イ 朝イ
- (〃) 官雖超拜職亦俱具イ
- (1578) 若戮者宜当扶政教厚風俗之選也イ 元
- (1580) 祿養之不逮者イ 元
- (〃) 苟有知者則頭揚之孝……也イ
- (1581) 賜緋魚袋 兼改名玄休兼イ 元 唐イ 元
- (1585) 御史大夫榮陽原開國公鄭綱榮 摺本
- (1588) 礼大夫七十而致仕事イ
- (1593) 聞。聲鼓而長太恩也
- (1595) 某官柳某公 綽イ
- (1598) 肇等与之会合飲イ 元
- (〃) 但以長吏數易其弊頗甚為イ
- などがある。これをみれば明かなごとく、この本文は宋本・那波本と殆んど一致し、たゞ「榮」(1585)が「榮」の誤りである個所に於ては、文苑英華本と同じである。
- この外、表示しないが「凡二十八道」(首)「章綬」(目)「陸廔」(目)「可二冬官」(1573) (宋本「式」に、那波本「二
- |      |      |        |     |
|------|------|--------|-----|
| (宋)  | (那)  | (管)    | (英) |
| 称    | 称    | —      | —   |
| 右宮   | 右宮   | —      | 左宮  |
| 俱    | 俱    | —      | 具   |
| 教アリ  | 教アリ  | 教ナシ俗ナシ | —   |
| 之アリ  | 之アリ  | 之ナシ    | —   |
| 者    | 者    | 也      | —   |
| 三字アリ | 三字アリ | —      | —   |
| 榮    | 榮    | —      | 榮   |
| 仕    | 仕    | —      | —   |
| 聲鼓   | 聲鼓   | 鼓聲     | —   |
| 某    | 某    | —      | 公綽  |
| 会アリ  | 会アリ  | —      | 会アリ |
| 其    | 其    | —      | 為   |



(宋) (邢) (管) (英)

(1577) 拔自祠曹員外。郎イ 摺本无

(1578) 尚書丞掌。決百事。会イ 摺本无

(1579) 奉。上莅其下。其イ 摺本

(1582) 皆可任用。授郡符。故イ

(〃) 国家報施之如此。也イ

(1583) 率著能名。以掌勾陳。可イ

(1589) 乞宰華陰。当道東西。隱華陰イ 州華イ 摺本无 東イ

(〃) 可華。陰懸令。勅 勤 摺本

(1590) 官久年高。於為政。露イ 摺本无

(〃) 帛厚文行。器能。修イ 摺本无

(1591) 学文武之道以。飾厥躬。所

(1592) 但問所務者何。從者誰耳。商イ 摺本无

(〃) 故。以。參其選焉。下

(1594) (題) 授四州刺史。制。同イ 摺本

(1595) 可守。兵部侍郎。依イ前イ 摺本无

(1596) (題) 章弘景。賜爵制。等イ 摺本无

郎ナシ 郎ナシ 郎アリ

会ナシ 会ナシ 会アリ 会ナシ

其ナシ 其ナシ 其アリ

故ナシ 故ナシ

也ナシ 也ナシ

可ナシ 可ナシ 可アリ

三字ナシ 三字ナシ 三字ナシ 三字ナシ

華州ナシ 華州ナシ

勤 勤 勅

露ナシ 露ナシ

修ナシ 修ナシ 修アリ

所ナシ 所ナシ

商下ナシ 商下ナシ

同ナシ 同ナシ 同アリ

依前ナシ 依前ナシ 可依前件

等ナシ 等ナシ 等アリ

(全唐文) 可アリ

(1596) 展四体而一心。誠。時イ 摺本无

(ニ) 爾宜疏封服命。時イ 摺本无

(1598) (題) ……朗州刺史温造並イ 摺本无。可朝散大夫

(ニ) 澧州諸軍事守イ 摺本无。澧州刺史

以上の表示により、明かな如く、「竭」(1596) (ノ二) が宋本々文にある外は、金沢本卷三十三本文は、補入注の文字が無い本文である点で、宋本・那波本と殆んど完全に一致する。

こゝで注意を要するのは、この補入注は、「于」(1573) (ノ一) 「勸」(1590) (ノ一) 「所」(1592) (ノ一) 「下」(ニ) (ノ二) の四ヶ所を除き、他はすべて「イ」とある補入注であり、卷三十三本文が、宋本・那波本をも含めて、古鈔本系統の「イ」本、つまり建長四年の校合に使用された本と、系統上の相違を明かに示している。

尚、補入注については、この外にも、

- (目・1583) 王元輔可左羽林衛將軍知事 摺本。事制(「知事」の「事」は「軍」の誤か)
- (1571) 副使朝議大夫守少府少 摺本。監
- (1574) 張愉可岳州刺史イ 摺本无。同制
- (1578) 蓋所以イ 摺本无。急賢俊
- (ニ) 各於其イ 摺本无。任皆有可称

	(宋)	(那)	(管)	(英)
	知軍アリ	知軍アリ	—	—
	府少アリ	府少アリ	—	—
	史アリ	史アリ	—	—
	以アリ	以アリ	以アリ	—
	其アリ	其アリ	其アリ	—

(1583) 生勲伐之家通吏。之事理イ

(1584) 勉哉是。佇聞報政行イ

(1586) 宣。扞起之儀引而贊之揚イ

(1592) (題) 朝散大夫行。開江開州イ 具令

(1594) 諒之。課前理イ 摺本无 詔詳也

(1595) 時乃。功宜有之イ 転移

(1596) 宜疏封服命時而揚之可。前件依イ 摺本无

の諸例があり、「イ」本よりの補入もみられるが、内容からすれば、これらは何れも、本文の系統に關することではなく、脱字を補足したものとかわれ、さればこそ、宋本・那波本のみならず、管見抄本文も同じくこの文字を有するのである。

以上、復元による原本文と諸本との校比、及び、校合注・補入注が施されている個所の本文々字を諸本のそれとの比較からすれば、卷三十三原本文は、何れも、宋本・那波本に極めて近く、古鈔本系の「イ」本とは大きく相違する。従って、この原本文は宋刊本を底本とすることは最早疑う余地のないものといえる。

但し、恐らくは、卷三十三の底本そのものが刊本であったのではないであろう。卷五十四に於ては、底本が刊本である旨、校合識語に明記してある。若し卷三十三の底本も刊本であるとすれば、同じくその旨が識語に書加えられたであろうが、その事には一言も触れられていない。また、若し底本が刊本とすれば、校合に際し、「摺本」が使用さ

(宋) (那) (管) (英)

理アリ 理アリ | |

行アリ 行アリ | |

揚アリ 揚アリ | |

開州アリ 開州アリ | |

理アリ 理アリ | |

之アリ 之アリ | |

依アリ 依アリ 依アリ | |

れた嘉禎二年の校訂作業自体が行われる筈はない。とすれば、校訂者もこの本文が摺本に近いことは、既に気付いていたであろうが、底本そのものが刊本であるのではなく、少しく前の段階に於て、刊本が底本として使用された筈があり、それに依つて、更に転写されたものと解すべきであろう。但し、後に触れるように、この巻の本文には、刊本自体の種々の特徴がかなりよく留められているので、刊本が底本に使用された段階も、そう旧く遡つたものではないと推測される。

卷三十三の原本文が刊本系統のものであることは略々明かになったが、前述の如き、本文原字の塗抹、改変等の操作により、この原本文が如何に変貌し、結果的にみて、現在みる本文が実際にはどの系統の本文に近くなっているのか。これを吟味することは、原本文の復元とは正しく逆の方向になるが、最後に、改めて、この点を検討して、校訂者の目指す所を明にすることも無駄ではあるまい。

校合が行われた順序に従つて、これを、典拠のない校注、「摺本」とある校注、「イ」とある校注の三項に分けて述べる。

(1) 典拠の示されない校注は、前述の如く、原本文とは別の一本から校合注として加えられたものではなく、原本文の書写者による誤字・脱字等を、校訂者が補正することを主たる目的とするものであり、謂わば、底本の整理や再確認の作業である。従つて、当然、原則的には本文の系統上の改変はみられない筈である。

但し若干の例外があり、これは既に、二に於て、典拠の示されない校注を吟味した際(3)(4)(二〇七〜八頁)に挙げた例がこれに該当し、また、この章の原本文の復元についての表中、その他にも数例挙げた。つまり、単なる誤字・脱字の補正に止まらず、本文の系統上の相違をもつ注も交り、これによつて、本文の系統上の改変に迄及ぶ訂正

が加えられている例である。

この中には「↓」は、（ ）内の原字を矢印の次の字に改めたことを示す、

(1571)	霽 <small>〔漢〕</small>	風	漬	清	清	(宋)	(那)
			↓				
(1586)	常 <small>〔善〕</small>	中	選	管	常	常	常
			↓				
(1592)	玄 <small>〔鉛〕</small>	黄	之	著	述	鉛	玄
			↓				

などの例は、校合注の文字が、宋本・那波本という、刊本と相違することは分つても、他本に同例が見当たらない為に、その系統は必ずしも明かではないが、

(1578)	右 <small>〔卑〕</small>	於	左	減	卑	卑	減	減	(宋)	(那)	(管)	(美)
				↓								
(1580)	来	者 <small>〔監〕</small>	予	心	鑿	監	監	鑿	—			
				↓								
(1590)	稍	展 <small>〔其〕</small>	才	其	奇	奇	—	其				
				↓								

の例をみれば、校合注の文字が、唐鈔本に連なるわが国古鈔本系の管見抄本や、刊本ではあるが、唐鈔本に比較的近いとされる文苑英華本にも同例がみえるので、先の三例をも含めて、刊本類と相違する文字は、恐らくはわが国古鈔本系の一本に拠ったとみてよからう。

これは、補入注に關しても略々同様であり、

(宋) (那) (管) (英)

(1573) 予。今 于ナシ 于ナシ | 于アリ

(1590) 勸勸。於勸為政摺本 勤アリ 勤アリ | 勸アリ

などの例がみられる。

但し、既にこの点には触れた通り、校定者は校合識語で挙げた三種の本文以外には全く触れる所がない。とすれば、第一次校訂時、つまり、寛喜三年に、書写者の手になる原本の基礎的補正の時に当たっても、底本以外に、他の何種かの本を参照したであろうことは想像に難くはない。

校合注は施すことなく、本文原字を塗抹後改めるか、或いは墨筆にて加筆して原字を改める例も、既述の如く、典拠の示されない校注に準ずるものとして、こゝに入れて扱った。但し、この場合には、実は典拠の示し方が無いものであり、系統を改める改変となれば、実際には、「イ」とある注の中に入るべき例もあり得る筈である。いまは、便宜的に、同じくこゝに入れて扱う。

こゝでも、典拠の示されない校注の場合と同じく、

(宋) (那)

(目) 崔元(備) | 略 備 備

(1571) 没(密) | 蜜 密 密

の如く、宋本・那波本と相違することは分つても〔但し、(目)の「備」は(1590)では「略イ」と校注が施されているので、寧ろ「イ」とある校注の中に入れて扱う方が適當であろう。〕、他に同例がない場合もあるが、同時に、



	(宋)	(那)	(管)	(英)
(1579) 貯畜(才)行	↓	材	才	才
			↓	材
(1591) 所以(刑)国	↓	形	刑	刑
			↓	形
(1571) 以(託)于今	↓	訖	託	託
			↓	託
(1574) 会有(政)	↓	故	政	政
			↓	故
				故

の例をみれば、刊本類と同じ文字に加筆して改めたのは、わが国古鈔本系の一本に拠ったものと見做して差支えない

であろう。

とすれば、第一次校訂時に於て、誤字・脱字の補正に交つて、本文原字を系統上異なる本文への改変にまで改めた個所は、原本文の刊本系から、わが国古鈔本系に改変されたものと見做すことが出来よう。

(2) 次に第二次校訂の際施された「摺本」とある校注についてである。前述の如く、卷三十一・三十三・五十四以外は、各卷、底本がわが国古鈔本系であるので、当然のことながら、「摺本」という校合注がそれらの卷では、最も数多く施されている。ところが、卷三十一・三十三(卷五十四には「摺本」とある校合注は全く無い)には、これ他に比して遙かに少なく、それも、誤字・脱字の補正か、不明確な文字の確認のための校注に限られ、原本文の系統を改変する性質のものは全く見当らない。原本文と系統を同じくする「摺本」とある校注としては、至極当然のことである。従つて、第二次校訂に於ては、原本文に対する系統上の改変は全く加えられなかったといえる。

(3) 次に第三次校訂時、つまり、建長四年に施された「イ」とある校合注についてである。この卷に施された校合注のうち、第一次の典拠の示されない校注、及び、この第三次の校注が数の上で多いことは前述の通りであるが、前

者は本文の系統の改変に及ぶものは極めて少ないのに対し、「イ」とある校注は、本文そのものがわが古鈔本系のものであり、その点、この巻の原本文——刊本系統——と大きく相違し、従って、校注の大半は本文の系統上の相違を示すものである。その意味で、卷三十三原本文の改変に及ぼす影響は、第一次に比して遙かに大きい。

既に諸所に挙げた例があるが、改めてこゝで整理して、この「イ」とある校注が、わが古鈔本系であることを、他本との比較に於て実際に示せば、

(1577) 思 <sup>〔女イ〕</sup>	→	玄	(忠)	(那)	(管)	(美)	
(1578) 安 <sup>〔將イ〕</sup> (司)	→	以紀綱	→	將何	安可	安可	將何
(1580) 非 <sup>〔吾イ〕</sup> (是)典	→	吾	是	是	吾	—	
(1591) 方 <sup>〔然イ〕</sup> 成	→	然	方	方	然	—	
(1597) 崔元 <sup>〔略イ〕</sup> (備)	→	略	備	備	略	—	

の如く、刊本とは相違し、わが国古鈔本系の管見抄とは一致する。

これは、塗抹、本文の改変を伴わない、併記の場合も、同様であり、

(1580) 苟有知者 <sup>也イ</sup> 則	(宋)	(那)	(管)	(美)
(1578) 当扶政教 <sup>イ元</sup>	者	者	也	—
(1580) 禄養 <sup>イ元</sup> 之不逮者	教アリ	教アリ	教ナシ	—
	之アリ	之アリ	之ナシ	—

などがあり、更に、補入注に關しても、同様のことがいえる。

(宋) (那) (管) (英)

(1576) 尚書丞掌。会イ摺本无 洪百事 会ナシ 会ナシ 会アリ 会アリ

(1577) 員外。郎イ摺本无 郎ナシ 郎ナシ 郎アリ |

(1591) 以。飾。修イ摺本无 修ナシ 修ナシ 修アリ |

(1596) 一心。誠。必信必イ摺本无 三字 三字 三字 |

などはその一例である。

筆者は管見抄の本文が、唐鈔本の本文を伝えるわが国古鈔本と同系統であることを曾て述べた。<sup>(1)</sup> 以上の比較により、「イ」とある校注は、この古鈔本系の一本であることが一層明かになった。

前項に於て、校訂者は校合注を施する当り、単に行間に併記するのみならず、その校行注により原本文を改変し、その作業は、結局、一種校定本を作る方向に動いていた旨を述べた。この校訂者の仕方をふまえ、「イ」とある補入注について若干触れておきたい。

既に挙げた「イ」とある同類の補入注の数はかなり多く、然も、その大半に、同時「摺本无之」(又は「摺本无」)と付注されている。その如く、そういう場合には、宋本・那波本等の刊本の本文には、この補入の文字は無い。これも既に触れたが、恐らくは、「イ」とある校注を施す際に、同時に摺本をも手元に置いて参照することが出来たのであろう。

この補入注を、校訂者は、単に「イ」本はこゝに文字が入るといふ程度に扱ったのか、或いは、これを本文に入れ

たものを新しい校定本と見做そうとしたのか、その何れとも判断し難い。

校合注に関しては、既に述べた如く、これを本文として取扱う場合には、原本文を塗抹して、その上に新しく書き改めた。初め、原本文の文字に見せ消ちを施して、校合注を新しい本文として扱う方式も採られているが、これは途中で廃め、従って、見せ消ちを施したまゝの文字をも塗抹する例はかなり多い。これは塗抹の方式に二つあって、校訂の過程に於て、後者に統一されたことを明かに示すものである。

若し補入注に関しても、これを本文に入れる意嚮が明かであれば、校合注の場合と同じ手続きが取られて、例えば、

(1577) 員外。郎「イ 摺本无」

というように、「イ 摺本无」の個所は、寧ろ塗抹さるべきであろう。但し、そういう塗抹の方式では、

(1592) 以。下 叅其選焉

の例にみられる、典拠の示されない補入注との区別が無くなるのは事実であるが、これは校合注の場合とても同様であつて、最終的に本文が改変される際には、ここでも、その文字が如何なる本に拠るのかは、最早問題でなくなる。

ところが、これは補入注に関する限り、原則論に過ぎず、実際には「イ」或は「イ 摺本无」の個所のみを塗抹する手続きは全くとられていない。従つて、校訂者がこの種の補入注を、本文に本当に入れようとの意嚮であるのか否か、形式上からみれば不明という外はない。これを校合注に例えれば、校合注として、行間に並記するのと、本文に對して、変更を及ぼさない点で、同一の関係にあるといえる。

然しながら、校合注の場合には、既に前章に述べた如く、特に「イ」とある校合注に関しては、本文原字を塗抹し

て、校合注を本文に新しく入れるか、校合注として行間に併記するに留めるか、そういう個所にそれ程多くないにしても、最終的に決定するまでに、校訂者には若干の動揺、換言すれば、決定を若干躊躇させるものがあつたごとくみえる。見せ消ちを一度は抹消し、後、更に改めて施す個所があることなどは、これを端的に示している。

ところが、補入注に関しては、こういう動揺の跡は全くみられない。これは、補入注については、これを、新しい本文として扱って然るべきか否かの判定を迫られる所までいっていかないとも解し得ようが、補入の個所は、実際には、わが古鈔本系と刊本系の本文の相違によつて、文字の有無は截然と区別され、校合注の場合とやゝ趣を異にする。従つて、これは私見であるが、補入注として挿入する手続きを取つたこと自体が、既に新しい本文と見做したことを意味するものと解したい。

これを認めしめる例証を、卷三十一から挙げる（この巻は卷三十三に準じて取扱うことの出来る巻である）。

(1536) 予有侍臣。<sup>十人</sup>咸。<sup>十人</sup>士之秀者或左右以書吾言動。<sup>或</sup>前後以補吾闕遺<sup>摺本无</sup>

こゝで、「十人イ 摺本无」という補入注を、はじめ、「咸」と「士」の間に入れたが、これは、無論、挿入個所を誤つたものである。それに気付いたのであろう。補入注を塗抹し（但し、「咸」の下の「。」はそのまゝ残つている）、改めて「臣」と「咸」との間に挿入し直してある。二個所の「十人」は同筆と認められる（この場合、上の「十人」を先に挿入したとみることは不自然である）。こゝで、上に移す時、「イ 摺本无」が省略されていることに注目したい。省略された一因として考えられるのは、補入注「十人」のすぐ下に、もとの補入注「十人イ 摺本无」が塗抹されているので、書入れ易くなかつた事もあるう。然し、それよりも、補入注として「十人」とするのと、「十人イ 摺本无」とするのとで、どれだけの相違が意識されたかゝ問題であるう。厳密に言えば、補入注を上に移す時も

「イ 摺本无」は加えるべきであろうが、それ程重大に考えていない為に省略されたとみてよからう。という事は、「イ 摺本无」という典拠そのものはそれ程問題ではなく、唯、「十人」の二字が、本文に補入されば事足りたとみてよいのではなからうか。

これを傍証する事として、更に、次の事例を挙げる。この巻に施されている校注や、典拠のない補入注のうち、必要な場合には、ヲコト点や訓が施されている。これは無論、校訂のもとになっていない点本から移点したのであろうが、その事は、その校注や補入文字を新しく本文として扱う意識が存するとみてよからう。

これは「イ 摺本无」のついた補入の文字についても同様であり、

(1571) 宜。人・有<sup>乎・有イ摺本无</sup>。土受<sup>ことの</sup>。天百禄<sup>を</sup>。

(1573) 為丞<sup>中イ摺本无</sup>。郎<sup>イ摺本无</sup>。給事。官・雖……

(1574) 張<sup>史イ摺本无</sup>。愉<sup>をシ</sup>。可<sup>イ摺本无</sup>。岳州刺。同制

(1576) 充<sup>入イ摺本无</sup>。廻<sup>イ摺本无</sup>。弼<sup>イ摺本无</sup>。祭冊立使制

(1578) 蓋<sup>以なりイ摺本无</sup>。所<sup>急イ摺本无</sup>。賢<sup>を</sup>。俊<sup>を</sup>。扶政<sup>を</sup>。教<sup>を</sup>。

(1586) 重授<sup>てに</sup>李晟<sup>に</sup>。通事。舍<sup>王府の諮議・イ摺本无</sup>。人。制

などの例をみれば、本文と同じく、訓点(ヲコト点)や句読点等が施されている。これは、補入個所として別格に扱っているのではなく、寧ろ本文と同等に、つまり、最早本文並に見做しているものと認めることが出来よう。

これ迄に述べてきた通り、「イ」とある校合注によって、本文をこれに改めた個所は、相当の数に上る。こゝで、「イ」或は「イ 摺本无」とある補入注も、かく解すれば、既に本文として扱われていることになるので、そういう

個所は、これ亦、校合注に劣らず、かなり多数である。とすれば、第三次校合に使用された「イ」で表される本文が、卷三十三原本本文改変に当って、及ぼした影響は極めて大であるといえる。

以上、刊本を底本とする卷三十三原本本文が、三次に亘る校訂により、如何に改変されたかをみてきた。その結果をみれば、先ず、本文書写者による誤写・脱字が概ね訂正されると共に、本文の系統上の改変も加えられ、第一次校訂時に於ても、わが国古鈔本系本文により若干改変が加えられ、次で第三次校訂時に於て、これ亦、わが国古鈔本系の一本である「イ」で表される本文により、かなり大幅な本文改変が行われた。<sup>(2)</sup>

卷三十一・三十三・五十四の三巻を除く金沢本各本の校合注をみると、「摺本」とある校注が多く、「イ」とある校注は少ない。これらの巻は、摺本とは本文上大きく相違し、「イ」本とは極く近いことを意味する。刊本を底本とする卷三十三が、三次に亘る校訂を経て、金沢本の他の各巻並みに、「イ」本に近づいた、或いは、どれ程意識的であるかは別として、結果的にみれば、校訂者は少くともこの本文を「イ」本に近づける努力をしたことは明かである。ついでに附加すれば、前述の如く、訓点をも多くは、「イ」本のそれに改められている。

平岡武夫氏は、白氏文集の校定に当り、金沢文庫本卷三十一について、

金沢文庫本とは、第一に、「金沢文庫」の蔵書印を持つ図書を意味する。しかし、金沢文庫本という名は、特に今の場合、単に蔵書印を持つという外形的な条件を示すだけではなく、内容的にそれが善本であることを意味する。白氏文集についていえば、「金沢本」は常に唐鈔本に近接するものであることを期待させている。

卷三十一の場合、宋刊本をうつしたものが本文であり、惠尊本につらなるものは校記されている異本の方である。第一義の蔵書印を条件とする立場からいえば、この巻の現実に本文になっているものを、金沢文庫の名にお

いて呼ばねばならない。しかし、唐鈔本への近接という立場からいえば、異本を却って金沢文庫本と呼ぶべきである。そうしたければ、他の諸巻において、「金沢本」と呼んでいるものと、その名の概念が通じ合わない。「前掲書(二)序十一頁」

といわれた。これは巻三十一に限らず、巻三十三についても、全く同様である。

そして、私見によれば、校訂者豊原奉重の意嚮もここにあったことが、この巻の校訂操作の全体の経過から窺い知られるのである。従って、校訂者が意図しつつ、例えば、原本文に入れずに、行間に併記するに留めた個所がまゝ残存するように、全面的には果し得なかつたことが、昭和の校定本に於て、初めて、実現したといえよう。とはいえ、新校定本が、金沢本現存巻に限られていることは、校訂本としての金沢本の比類なき価値を如実に示している。

註(1) 拙稿「内閣文庫蔵管見抄について」(『斯道文庫論集』第九輯)

(2) 卷三十三本文の校訂作業のうち、猶残存する失校と思われる個所を挙げれば次の通りである。

(目) 王元輔 (1583) (題) に「王元輔<sup>輔元</sup>」と校注がある。本文は「輔元」に改変されてはいないが、編目の同二字に対しても、少くとも校注は加えられるべきである。

(1578) 教厚風俗之選也<sup>元</sup> 宋本・那波本は「教」「俗」あるも、管見抄「厚風之選也」に作る。わが国古鈔本系本文を註記するとすれば、当然「風俗<sup>元</sup>」とあるべきである。

(1580) 孝思之罔極者 刊本「之」あるも、管見抄は無し。「之<sup>元</sup>」とあるべきか。

(1581) 官寮郡印 刊本類すべて「官」に作る。管見抄をはじめ、古鈔本系本文に徴すべきなし。いま、平岡氏校定本校記に「官寮謂太子司議郎」(三一四頁)とあり。この篇の題名「授駱峻太子司議郎梧州刺史……」とあり、「官」は「官」の誤



写であらう。

(1588) 念其之義方。訓而不隨居貴介之地而不驕。宋本・那波本「其」あり、「之」無し。わが古鈔本に徴すべは無いが、馬

本・全唐文本「其」なく、「之」あり。二句対偶、「其」とあるべきか。

(1595) 郊兵之札 諸本「丘」に作る。「兵」は誤写であらう。

(1596) 礼尊重於復土 宋本・那波本「尊」に作るも、管見抄本及び馬本・全唐文本「莫」に作る。「尊」とすべき箇所。

(1598) 漕州刺史 「漕」は「澧」の誤写であらう。

## 五

前章に於ては、卷三十三の原本文を検討し、この本文の底本が刊本であることを明かにした。この事の傍証にもなるが、ここでは、書写された本文の中に、猶含まれている刊本的要素と思われるものについて若干触れる。

これは本文として略々同様の条件をもつ卷三十一にも、同様みられることであり、既に前稿に於て述べた通り、それは、次の二点に現れている。一つは、金沢本の他巻をも含め、平安朝よりこの当時に於ける鈔本に普通書かれる字体が使用されずに、その個所に、殊更、刊本の文字と同じ字体が使用されていることであり、もう一つは、唐鈔本系統の本文にはみられる筈のない、宋朝皇帝の諱に該当する文字にみられる欠筆の事実であり、これは、この巻の底本たる刊本の刊年を検討する手懸りにもなり得る。

先ず、刊本の文字と同様の字体使用について述べる。「前稿」(「白氏文集金沢文庫本私見」史学四四—三)卷三十一の場合と同じ項目と順序にする。重複事項は省略するか、簡略に述べるので、前稿を参照されると便利である。文字

の種類は前稿に比べ、若干増補を加えた。」

一、この巻の首題は「文集卷第三十三」とあり、尾題も——前述の如く、本文と筆を異にし、豊原奉重自身の筆ではあるが——同様に書かれている(巻卅一も首題は同様で、「文集卷三十一」とあるが、尾題は「文集卷第卅一」とある)。ところが、現存金沢本卷二十以下の他巻をみると、首・尾題共何れも巻「廿一」「廿二」「廿四」「廿八」「卅八」「卅九」「卅一」「卅七」のように、合字で書かれ、宋刊本を底本とする巻三十一・三十三の二巻のみが異例である。刊本類は無論すべて「三十一」「三十三」に作る。

また、この巻の本文をみても、

中書制誥三 旧体 凡二十八道<sup>卅一</sup>

の如く、わが国古鈔本系の校注には合字が使用され、また、

(1580)(題)韓愈等二十九人亡母追贈……

の「二十九」の個所を、管見抄は「廿九」に作る(管見抄は、巻次を卷「卅一」「卅三」の如く、すべて合字に作る)。二十から四十までの数字に合字を使用することは、わが国鈔本類一般に普通みられる所であるところからすれば、この巻並びに巻卅一の巻次の書き方は、刊本類のそれが伝存したものと見做し得よう。

二、次に、塗抹或いは加筆された原本文の文字を復元した結果、原本文の文字は刊本と同様であり、それが、わが国古鈔本に普通みられる書き方に改められている例である(作品番号の次の数字は、金沢本の行数を示す)。

(イ)「職」 原字「職」に加筆して「職」に改められている例。わが国の古鈔本一般・古辞書類、及び金沢本の他巻も「職」と書かれるのが普通である。白氏文集刊本(宋本を使用する。以下同じ)はすべて「職」に作る。この巻の改

変箇所は(1573の5)(1574の7・8)(1578の3・6)(1584の4)(1590の2・6)(1592の4)(1595の5・6)の十ヶ所であり、「職」という文字はすべて加筆・改変されている。卷三十一では、加筆して「職」或いは、数は少ないが「職」に改められるのと、二種類があるが、この巻は後者のみに限られている(中国に於ても、宋以前は「職」に作るのが普通であるが、「唐玄宗鶴鵠頌」には「職」とみえる)。

尚、この巻の「王元輔可左羽林衛將軍知軍事制<sup>1583</sup>」の裏に、「或本」(古鈔本と思われる)から、「盧元輔可吏部郎中制<sup>359</sup>」一篇が増校され、この本文にみられる二例は、何れも、はじめから「職」に作られている。

(四)「亡」 卷三十一に於ては、原字が宋刊本類と同じ字体「亡」に作るのを塗抹して、更めて、「亾」に改めた例が多くみられるが、この巻では、改変された例はない。従って、この項の該当例はないが、前稿との関係上、関連する文字についてここで述べる。

白氏文集宋刊本はすべて「亡」又は「亾」に作り、この巻では同じく「亡」(目の12)又は「左」(目の27)(1580の題)(1591の題)に作る。金沢本の他巻及びわが古鈔本一般は「亾」に作るのに、この巻の如く、刊本に似た字は、比較的稀な例である。同様に、「忘」も、わが国では普通「忘」と書かれるのに、この巻では、総て、刊本に近い「忘」[(1594の7)(1596の3)]又は「忘」[(1580の5)(1595の6)]に作る。同様に「荒」も、宋刊本は「荒」に作り、この巻に於ても、これに類似し、「荒」(1571の2)「荒」(1572の7)に作る。但し、この二字共に、行間に「蕉」に作る校注が施されている。これは、古鈔本からのものであろう。

わが国及び中国(宋以前)では、「亡」を「亾」に作るの是一般に認められ、その他、「妄」「荒」「茫」「盲」「忙」等も、夫々、「晏」「荒」「茫」「盲」「作」に作られることが多い。但し、「忘」に限り、日中両国とも、正字のことが

比較的多い。

(ハ)「賞」 本文原字「賞」に加筆して「賞」に改められた例。この巻に一例あり、「賞」↓賞 1596の3」という例、つまり、原字は「賞」、これに校合注を施し、これに拠って原字に加筆して改めてある。白氏文集宋刊本は「賞」の外に「賞」も若干認められるが、金沢本その他巻は多く「賞」に作る。

日中両国とも、この字は正字が比較的多くみられ、まゝ「賞」が認められる。唐鈔本王勃集数種には、正字の外に、「賞」「賞」も共に認められる。

「糾」 この巻に「糾」に作る例は無く、「糾」(1528の9)が一例あり、塗抹・改変はされていないが、校合注として「糾イ」が施されている。「糾」は金沢本他の巻、及び古鈔本に普通に行われた字体である。白氏文集宋刊本は「糾」又は「糾」に作る。「糾」は觀智院本名義抄に「糾」の古字として載せる。

「悉」 卷三十一には、起筆の「ノ」を塗抹して「悉」に改めた例がみえるが、この巻には改変の例は見当らず、原字「悉」(1585の5)及び、これに準ずる「懋」(1582の6)に作る二例がある。

『干禄字書』に「悉悉悉上俗中通下正」とある。『新撰字鏡』(天治本)には、「悉俗作也悉正作」とある。日中両国とも、宋版本以前には、「悉」「悉」に作る場合が極めて多い。

「京」 宋刊本類は多く「京」に作るが、卷三十一にはこれに加筆して「京」に改めた例がみえる。「京」は金沢本他の巻、及び古鈔本一般に普通みられる。この巻では「京」(1587の1)のまゝのもの一例、「京」(1571の5)に改めたもの一例がある。『干禄字書』に「京京下正」とある。

同類の文字をこゝに挙げれば、「諒」は、このままで加筆されないもの三例〔目の5〕(目の35)〔1574の6〕、加筆

して「諫」に改めたもの十一例〔(1574の題・3・5) (1594の題・1・2・3・6・7・8)〕がある。また、「景」は、改変されぬもの三例〔(目の37) (1571の1・1)〕、加筆して「景」に改められたもの二例〔(1596の題) (1598の2)〕がある。『干禄字書』に「景<sub>景上正</sub>」とある。更に、「就」についても、加筆して「就」に改めたもの一例 (1598の5)、また、初めから「環」に作るもの一例 (1585の8) がある。

これらの文字に関しては、わが古鈔本・古辞書類、また、中国に於ても、宋版本以前では、正字に書かれる方が寧ろ稀である。

(二)以下の項は、前稿卷三十一については挙げなかった文字を増補する。

「典」 宋刊本類は「典」に作る。金沢本他の巻、及びわが古鈔本は「典」が通行する。この巻では、原字「典」の「一」の両端を塗抹して「典」に改めたもの一例 (1586の1)、〔<sub>典</sub>典〕↓<sub>典</sub>とある如く、校合注に従って原字を「典」に改めたもの一例 (1585の7) がある。外に「典」<sub>典</sub> (1573の9) 「典」<sub>典</sub> (1577の5) と、校合注に「典」が併記されるもの二例があり、また、初めから「典」に作るもの一例 (1571の7)、「典」のままのもの一例 (1580の3) がある。尚、わが国古鈔本の一本 (或本) より裏に増校された一篇には、初めから「典」に作るもの一例 (3759の3) がみられる。

『干禄字書』に「典<sub>典上裕</sub>」とあり、わが国の古鈔本・古辞書類、及び、中国宋版本以前は、「典」が普通にみられる。

「寛」 宋刊本類は「寛」に作る。金沢本他の巻、及びわが古鈔本では「寛」が通行する。この巻では、〔<sub>寛</sub>寛〕↓<sub>寛</sub>と、原字が校合注に従って改められたもの一例 (1585の4) がある。

『干祿字書』に「寛寛<sup>上俗</sup><sub>下正</sub>」とあり、わが古鈔本・古辞書類、及び、中国宋版以前には、俗字が普通に認められる。

「修」 刊本は「修」に作る。金沢本他の巻、及び古鈔本は「修」「修」が通行する。この巻では、「脩」<sup>〔修イ〕</sup>↓〔修〕の如く、校合注に従い、原字を「修」に改めたもの一例(1590の6)がある。外に、「修」に作るもの一例(1584の4)「修」に作るもの二例〔(1591の2)〔1585の6)〕があり、また、「修」に作るもの二例〔(1588の1)〔1590の2)〕がある。

「罔」 宋刊本類は「罔」に作る。金沢本他の巻、及び古鈔本は「罔」が通行する。名義抄(観智院本)に「罔<sup>正</sup>」「罔<sup>今</sup>」「罔<sup>俗</sup>」とある。この巻では〔罔〕↓〔罔〕のごとく、「罔」に加筆して「罔」に改めたもの一例(1580の3)、原字「罔」を「罔」に改めたもの一例(1571の3)があり、外に、原字の誤字を、校合注「罔」により改めたもの一例(1590の5)がある。

「張」 宋刊本類は多く「張」に作る。金沢本他の巻、及び古鈔本は「張」が通行する。この巻では、原字「張」を、校合注に従い「張」に改めたもの一例(1573の1)がある。外に、原字が「張」のもの二例〔(1585の8)〔1586の8)〕がみられる。

「底」 白氏文集宋刊本は「底」に作る。金沢本他の巻、及び古鈔本は「底」が通行する。この巻には、原字「底」を「イ」とある校合注に従い、「底」に改めた一例(1590の6)がある。同様に、正字「祇」を校合注に従い、「柅」に改めたもの一例(1576の2)がある。

「鳴」 宋刊本類は「鳴」に作る。金沢本他の巻、及び、わが古鈔本・古辞書類に「鳴」とあるは極く稀であって、「鳴」が通行する。この巻の書写者も、寧ろ正字を見慣れぬ為か、二例とも〔(1580の6)〔1582の6)〕「鳴」に誤る。これを、共に、典拠の示されない校合注に従い、「鳴」に改めている。同様に、「鳥」を「鳥」に誤った一例(目の28)

があり、外に、これは誤用ではなく、原字を「烏」に作るもの一例(1591の題)がある。

その他、「歿」「散」等の「几」の部分で、わが国では普通「口」にし「歿」「散」等にする例が多い。この巻でも、正字に加筆して改めた個所が夫々一例づつ(1580の6)(1597の5)みられる。

三、以下は、この巻の本文原字に、塗抹後、或いは加筆による改変は特に加えられていないが、金沢本の他巻及び当時の鈔本類では一般的に余り使用されず、底本としての刊本の文字が、そのまま、伝存したと思われる例である。

「等」「節」この二字、宋刊本類では無論「等」「節」が使用されるが、金沢本他の巻、及び、当時の古鈔本・古辞書類並びに、中国に於ても、宋版本以前では、古くから、正字で使用されることは少なく、「尋」或いは「等」「節」などと、草冠に作ることが甚だ多い。『干禄字書』にも「考等上通」「節節下正」とある。処が、この巻、及び前稿巻三十一に於ては、正字に作られている例が著しく目立つ。

先ず「等」については、正字通り「等」に作るもの二十一例〔(目〇1579・1580・1582・1592)(1571〇14)(1572〇12)(1573〇1)(1579〇題・4)(1580〇題)(1582〇題・1・3)(1590〇1)(1591〇題・1)(1592〇2)(1594〇1)(1594〇1)(1596〇1)(1598〇2・2)〕であるのに対し、「等」に作るものは僅かに三例〔(目〇1591)(1579〇1)(1580〇4)〕に過ぎない。外に、「イ」本よりの校合注、或は補入は、三例〔(目〇1582)(1582〇題)(1596〇題)〕すべて「等」に作る。また、「等」に「寸イ」と校記するもの一例(1591の題)がある。

この傾向は「節」に関しても同様であり、正字通り「節」に作るもの十二例〔(目〇1579・1592)(1571〇14)(1572〇12)(1575〇3)(1576〇6)(1579〇題)(1582〇2)(1585〇7)(1586〇3)(1592〇題)(1597〇5)〕であるのに対し、「節」に作る例は全く見当たらない。外に、書写者が誤って「即」と書いたのを、校訂者が補筆して「節」に改めた個所が一

例(1579の5)である。更に、原字の冠が不明の文字(1580の3)に、加筆して竹冠にしたもの一例がある。宋刊本白氏文集の「節」のうち、一例(目の576)のみは「節」に作り、他はすべて正字である。竹冠の字について附言すれば、「篤」「符」等も、正字の竹冠を草冠にするのが、わが国及び中国でも同じく通行するが(『干禄字書』に「篤篤<sub>下正</sub>」<sub>上通</sub>とある)、この巻では「篤」(1582の7)「符」[(1582の5)(1584の7)]と、何れも正字に作る。

「凡」 白氏文集宋刊本及び宋刊本類は「凡」に作る。『干禄字書』にも「凡<sub>下正</sub>」<sub>上修</sub>とある。金沢本他の巻、及び古鈔本・古字書類は「凡」が通行し、この巻の使用例は多くはないが、「凡」が二例[(1585の2)(1595の5)]、「凡」が一例(目の1)である。

「憲」 白氏文集宋刊本及び宋刊本類は正字に作る。金沢本他の巻、及び古鈔本類は「憲」が通行する。『干禄字書』に「憲<sub>下正</sub>」<sub>上修</sub>とある如く、中国では、この俗体、及び、「憲」が一般的であり、「憲」は稀に認められる。わが古鈔本・古辞書類もこの両様、更に「憲」などが認められる。この巻では、正字に作るもの四例[(1573の8)(1584の6)(1588の1)(1594の5)]がみられ、これに反し、通行の字体に作るものは一例も無い。外に、原文の欠字の箇所を校訂者が補校した個所に、通行の字体の使用例「憲」(1574の6)が認められる。

以下は、前稿巻三十一に関しては挙げなかった文字例について増補する。  
先ず、主として正字が使用されている例について挙げる。

「備」 宋刊本類は無論正字が使用される。金沢本他の巻、及び、古鈔本類には「備」が通行する。『干禄字書』には「備<sub>上修</sub>」<sub>下正</sub>とある。ところが、この巻では二例[(1571の14)(1572の9)]が「備」に、四例[(1577の7)(1583の3)(1591の5)(1596の1)]は正字が使用される。前二例も正字に準ずると見做せば、鈔本類に多く使用される通・



俗字の例は皆無となる。ただ、「備<sup>備イ</sup>」(1571)が僅か一例みられる。

「屬」 宋刊本類には正字が使用されている。『干祿字書』に「屬<sub>上通</sub>」とある。わが古鈔本類は普通「屬」「屬」がみられるが、この巻では、「屬」(1595の2)「屬」(1576の3)、及び、正字(1579の1)と、何れも正字、或いはこれに準ずる字体が使用される。外に、(1576)には、「屬」が校合注として僅かに一例みられる。尚、前述の裏書(3739)の二例は何れも「屬」に作る。

「傑」 宋刊本類は正字を使用する。この巻も、二例(1571の4)(1579の3)は正字に作り、二例(1579の1・5)は、本文は正字の個所に、校注として、わが国で通行の「傑」を施し、二例(1572の10)(1579の1)は、正字に加筆して「傑」に改めている。

「唐」 宋刊本類は正字を使用する。この巻も、正字に作るもの六例(目の1590・1590)(1571の1)(1572の14)(1590の題・同)があり、金沢本他巻も含め、古鈔本類に通行の「唐」に作るものは一例(1572の2)に過ぎない。

中国では、正字に作るものが多く、「唐」は比較的稀であるが、この字体及び「唐」に作るものが唐初鈔本にみられる。

「曹」 宋刊本類は正字に作る。この巻でも、五例(1577の3)(1578の5・8)(1584の4)(1585の7)すべて正字に作る。前述の裏書の二例のみ、当時わが国に通行の「曹」に作る。『干祿字書』に「曹<sub>上通</sub>」とあり、中国でも、「曹」は早くから認められる。類例として附言すれば、「漕」も、一例(1595の2)あり、正字に作る。

以上は、正字が比較的多く使用される例であるが、次は、当時通行の字体の方がより多く使用されている例である。

「爾」 宋刊本類は、多く「爾」に作る。この巻も、八例 [(1574の7・8) (1575の3) (1577の5・7) (1585の9) (1588の3) (1589の4)] は正字に作るが、他の十一例 [(1571の8) (1572の4) (1582の1・3・9) (1584の9) (1591の4) (1595の1・6) (1596の3) (1598の6)] は、当時通行の「尔」に作る。尚、裏書の篇(3759)の一例は「尔」に作る。「寵」 宋刊本類は正字「寵」に作る。この巻も二例 [(1572の9) (1580の7)] は正字に作り、後例には校注「寵」を施す。他の七例 [(1573の5) (1577の2) (1582の7) (1583の4) (1584の4) (1594の9) (1597の3)] は、当時通行の「寵」に作る。

「當」 宋刊本類は正字の「當」に作る。この巻では、正字に作る一例(目の1574)を除けば、当時通行の「當」に作るもの三例 [(1593の6) (1597の3) (1598の9)]、また、原本文の欠字を校訂者が補った個所の一例(1589の3)、「イ」本よりの校合注の一例(1578の7)が、同じく「當」に作る。外に、二例 [(1574の題) (1598の4)] は「當」「當」何れとも解し得るが、稍々後者に近い。但し、同様な例として、「常」を挙げれば、正字に対し、当時通行のものは「常」に作る。ところが、この巻では、正字に作るもの四例 [(目の1584) (1576の題) (1582の2) (1586の4)] の外、正字と認むべきもの五例 [(目の1576) (1571の9・11) (1585の1) (1597の2)] と、何れも正字に作ることもあり、刊本の字体の保存ということ以外に、書写者の書き癖という要因をも認むべきを思わしめる。

「往」 宋刊本類は正字の「往」に作る。この巻では、正字に作る一例(1581の5)があるが、それに「徃歟」という校注が施されているのをみれば、正字は、或いは使用が稀であったのかも知れない。他の六例 [(1580の1・7) (1584の9) (1589の3) (1594の1・1)] は何れも当時通行の「徃」に作る。外に、原本文の誤字を改めるための校注一例(1587の3)、及び、裏書の篇(3759)にある一例も「徃」に作る。

この外にも、挙げるべき例は多いが、主要なものは略々挙げたので、大概はこれで推察することが出来よう。

以上、宋刊本を底本とした鈔本が重鈔されていると思われるこの卷三十三に於て、刊本に使用されたままの字体の保存と、当時通行の字体への改変とを、原本文書写時の現状と、校訂時にみられる改変状況を併せみながら、実例を以て示した。

この結果からすれば、当時通行の字体の混入も顕著にみられはするが、流動し易い鈔本の割には、比較的よく刊本の文字の原形が保存されているといえよう。その意味からみて、この巻の底本の祖本が、刊本から鈔本へと移った時期は、底本をそれ程遡ったものではないものと推察されるのである。

以上の外に、更に附言する。これも元来は、原本文に加筆して改変された例に入るものではあるが、稍々特殊の例であるので、一括して述べる。前稿卷三十一にも同様のことがあり、宋皇帝の諱に該当する文字に対する欠筆の問題である。

既に、前稿に於て述べた如く、白氏文集金沢文庫本各巻のうち、唐鈔本を承けるわが国古鈔本を祖本とする巻々には、唐朝の皇帝、朝廷、詔勅などに関する文字の上一格を空けている。勿論、これはそれ程厳格なものではなく、当然空格にすべき個所に実施されていない例も少くはないが、全体を觀れば、原則は貫かれている。

ところが、宋刊本系統の本文をもつこの巻、及び、卷三十一・五十四は、当然のことながら、空格は全くみられず（尤も、卷三十一にみられる、唐鈔本系のわが国古鈔よりの継足分には空格が認められる）、その代りに、前稿に述べた如く、この巻と卷三十一の両巻に限り、数文字に於て、欠筆が認められる。

いま、同じく欠筆の認められる南宋紹興年間刊白氏文集卷五十（金沢本卷三十三に当る）（文学古籍出版社印本に

拠る)により、欠筆のある文字を宋皇帝の年代順に挙げ、これと、この巻に認められる欠筆とを比較すれば、次の通りである〔表中「○」は欠筆し、「×」は欠筆せず。〕(宋)は南宋刊本、(金)はこの巻を示す〕。

	(宋)	(金)		(宋)	(金)
(1) 始祖	玄 ○	○	(6) 太宗	耿 ○	×
(2) "	朗 ○	×	(7) 仁宗	徵貞 ○○	×
(3) 祖	敬 ○	○	(8) 英宗	父讓 ○	×
(4) 父	弘 ○	○	(9) 哲宗	煦 ○	×
(5) 太祖	胤 ○	×	(10) 高宗	媯 ○	×

(註) 当該文字の所在を示せば次の通り。( )内、後の数字は各本の行数を示す。

- 一、(宋本) (1) (目) 〇1581・1581(〇題) (1572〇12) (1592〇12) (2) (目) 〇1598・1598(〇〇) (3) (1573〇21) (1576〇〇・12) (1577〇〇〇) (1584〇10) (1589〇〇2) (1596〇12) (4) (目) 〇1596・1596(〇11) (1575〇〇2) (5) (目) 〇1591・1591(〇11) (6) (1573〇〇〇) (7) 徵 (1573〇〇〇) (1598〇31) 貞 (1573〇31) (1575〇1・2) (1578〇〇〇) (1581〇21) (8) (1573〇21) (1578〇11) (1586〇21) (9) (1574〇〇〇) (10) (1571〇15) (1572〇5)

一、(10)「媯」は、宋本二例とも、該文字に「犯御嬖名」と註す。

一、卷三十一にて欠筆の「殷」、この巻本文中に使用例はない。金沢本裏書的一篇(3759)(この篇宋本は収録せず)に使用例あるも欠筆はしない。

一、「懸」「義」「懲」の三字、宋本欠筆はしない。

一、宋刊本の刊年とされる「紹興」は10の高宗の年号である。

次に、この巻の原字に認められる欠筆、並びに、その欠筆個所に対する加筆の有無を検討すれば、

女

(目・1581)：賜緋魚袋兼改名玄休制(原字欠筆アリ。加筆シテ「玄」ニ改ム)

(1581) // (欠筆ナシ)

(1572) 作奠玄朔賓于皇唐(欠筆アリ)

(1584) 三命益敬(欠筆ナシ)

(1589) 敬長畏法(欠筆ナシ)

(1592) 輟(玄)<sup>[註]</sup>黄之著述(塗抹以前ノ原字、欠筆アリ)

(1596) 以孝敬之誠(欠筆アリ)

敬

(1573) 公著檢敬規度(欠筆ナシ)

(目・1596) 章弘景(欠筆ナシ)

(1576) 除檢校左敬騎常侍(欠筆ナシ)

(1596) // ( // )

( // ) 温敬忠実(欠筆アリ)

(1575) 弘貞觀之風(欠筆ナシ)

(註) 現に欠筆のある文字には問題はないが、本文原字に欠筆があり、末画のみを加筆した場合は、写真では無論のこと、実物をもて、判定は必ずしも容易ではない。筆者は、該当文字すべてを螢光燈の光線により透視し、その結果認められる、墨色の相違を以て判定の規準とした。その後、三の註(1)に於て述べた精密な四ツ切写真により、再確認することが出来た。各文字に対する結論に至る迄の検討過程をここに示す。

玄(目・1581) 末画のみ淡墨であり、従って、加筆は明かである。(1581) 末画、他の画に比し稍、肉太。但し、墨色

同じ。欠筆個所に対する加筆によるものに非ずと判定す。(1572) 末画に似たる画様のものもあるも、「一」を留める際、

上に少々はねたもの。末画には非ず。欠筆ありと断定す。(1573)原字「玄」は明かに末画を欠く。これに校訂時に稍、

肉太の編「金」(金に同)を加え、後にこの字を塗抹して「鉛」に改む。透視すれば原字「玄」の欠筆は明に認められる。

敬(1573)末画を含め、墨色・筆致同じ。欠筆なしと判定す。(1576)末画稍々、肉太なるも、墨色同じ。欠筆なしと判

定す。(1576c)外形上は加筆とはみえず。但し、墨色、他の面に比して明かに淡墨。原字欠筆あり、末画を補ったものと判定す。(1577)他画に比し、末画のみ稍々、肉太。墨色も淡墨。原字欠筆あり、末画を補ったことは明瞭である。

(1584)外形からすれば、末画を補ったかともみえるが、全体として墨色が稍々、淡墨で同じであるので、原字に欠筆なしと認めた。但し、若干疑問の余地あり。(1589)末画の墨色、他画と同じ。原字の欠筆認められず。

弘(目・1596)(1596)(1575)三字とも、末画の墨色、他画と異らず。何れも、原字の欠筆は認められず。

卷三十一に関する前稿で触れた如く、卷三十一にて使用の「弘」はすべて「弘」に作る。宋版本には欠筆のある「弘」が使用されると共に、「弘」も二ヶ所認められるので、前稿では、欠筆に準ずるものとして扱った。

また、この字は、同学尾崎康氏の調査に依れば、書陵部蔵通典北宋刊本等をはじめ、南宋刊本には屢々使用されている由。版本以外にも、例えば、歐陽脩の自筆「集古録跋尾」治平元年(1064)(平凡社『書道全集』所載)にも認められた。

ところが、卷三十三では、すべて「弘」に作られている。とすれば、卷三十一・三十三の両巻が、共に宋版本を底本としながらも、それが、同じ版であるか否か、無論、刻工者のこともあるが、疑問を差し挟むべき資料となり得る。

この巻に於ける、欠筆に係わりのある文字は以上の通りである。これを整理すれば、原字に欠筆の認められるのは、「玄」は四ヶ所中の三ヶ所、「敬」は八ヶ所中の四ヶ所、「弘」は三ヶ所の中、結局一ヶ所も認められなかった。

この中で、例えば「玄」などは、欠筆とは無関係に、末画が省かれている例が往々みられるが、これだけの個所に欠筆が認められるとすれば、この欠筆が、宋刊本系の底本に従うものであって、書写者の書癖等、偶然などによるも

のでないことは明かであろう。但し、原本文の書写者及び校訂者が、欠筆に対しどの程度意識的であり、これについて如何程の認識を持っていたかは、知る由もない。

明かに欠筆のある文字が存すると同時に、前表のごとく、原字の欠筆に対し、加筆して末画を補った例も少なからずあり、この加筆は、当然、校訂者によるものとみるべきであろうから、これは唐鈔本系のわが古鈔本——「イ」とある校注の原本であろう——との校比により補筆されたものと見做してよいであろう。とすれば、欠筆の儘に残された箇所は、或いは、校訂者の見逃した貴重な失校箇所というべきかも知れない。

結局、厳密に言えば、この巻の欠筆のある文字は「玄」「敬」の二字になる。前述の如く、卷三十一にも同様欠筆のある文字が存し、それは「敬」（「敬」を含む）「弘」（但し、何れも「弘」とあり、宋本の中にもこの字が使用されているので、欠筆に準じて扱った）「殷」（「殷」を含む）の三字である。但し、この卷三十三には、本文に「敬」「殷」「殷」の使用例がないので、実質的には卷三十一に比して、特に少いわけではない。

卷三十一の場合も同様であるが、この巻の欠筆のある文字は、宋代極初期のものに限る。前述の如く、この巻の底本は何れの段階に於てか、宋刊本を底本とする重鈔本である。加うるに、宋代極初に属する避諱による欠筆がみられる。宋刊本の年代判定には、欠筆の有無のみでは、到底正確さを期し難く、当然のことながら刻工者名がより重要ではあるが、いまの場合は、それは望み難い。ここで、宋刊本を底本とし、宋極初に該当する避諱字に欠筆が存するとすれば、その底本となった刊本を、北宋刊本と推定するに足る一資料は提供されたといえよう。

これ亦、既に前稿で述べた如く、わが国には藤原道長の頃白氏文集刊本が少くとも二度将来されたことが『御堂関白記』に記録されている。その将来年代の寛弘年間は、中国では真宗の代に相当し、前表でいえば、(6)太宗と(7)仁宗

の間にある。その時将来された宋本は何れも現存しないが、この巻の祖本としての刊本と同様の条件を具備しているといえる。その意味で、宋代極初期の避諱字をもつ刊本を祖本とする鈔本がわが国に存するとしても、必ずしも唐突な事とはいえないのである。

金沢文庫本の現存する巻は三十巻に足りない。しかも、当初、全巻揃って書写されたという証拠が無いのみか、その書写奥書、校合識語の年月日を綿密に辿れば、全巻が書写されたとするにはやや無理があるようにも思われる。従って、前述の如く、私見では、入手し得た巻から順次本文を書写し、校訂を行ったものの、七十一巻全巻を書写する迄には至らなかつたものとも推定される。本文の書写、及び、その校訂作業が、共に巻次とは関係なく行われているのもこの為めであろう。とすれば、その本文も、唐鈔本に近い重鈔本から宋刊本を底本とする鈔本に至るまで、異種のもものが取合せられたのは止むを得ない事といえる。

白氏文集金沢本卷三十一・三十三・五十四は宋刊本を底本とするという点からすれば類似し、それだけ、他の巻と相違点をもっている。しかし、卷三十一に続いて、この卷三十三の本文、校合注等を検討した結果からすれば、両巻は種々の共通点をもつと同時に、この巻特有の特徴もみられた。各巻毎に、本文の系統や特徴などについて、今後、更に綿密な検討が必要である。

筆者は前稿文集卷三十一についての結語として、

原金沢本卷三十一は宋刊本系統の一本に拠っていることはほぼ間違いない。しかもそれは、欠筆から判断すれば、北宋刊本である可能性もかなりの確実度をもっているのである。北宋刊本白氏文集は記録の上でこそ存在するが、実物は現存せず、これまで、いわば幻の刊本あった。北宋刊本そのものではないにせよ、若しこの卷三十



一がその本に拠つたとすれば、寔に貴重な存在といふべきである。

と述べたが、これはそのまゝ、この卷三十三に關しても同様のことがいえるのである。

系統の異なる本文が取合せられている白氏文集金沢本のうち、卷三十一・三十三という二卷が北宋刊本を祖本とする可能性があるということは、取合せられていることの実態を示すと共に、取合せ本であるとはいへ、各卷が由緒ある本に拠っていることを明かに示し、金沢文庫本の、その点での貴重さをも改めて確認せしめる結果となつた。

以下は、卷三十三のみに係わる問題ではないが、これ迄述べてきた事とも密接な関連がある二つの点に就て、更にこの機会に附言しておきたい。

その一つは、文集金沢本の校訂者豊原奉重その人に就てあり、他の一つは、建長四年の校合に使用された「貴所之御本」の「貴所」に就ての検討である。

初めに、豊原奉重について、先ずその名前を確認する必要がある。金沢本各卷々末識語にみられるその名は、何れも「奉重」であり、大矢透『假名遣及假名字體沿革史料』（明治四十二年刊）をはじめ、『大東急記 貴重書解題』第一卷（長沢規矩也氏解題・昭和三十一年刊）所載の文集解説でも、共に、「奉重」に翻字されているが、金子彦二郎『平安時代文学と白氏文集道真の文学研究 篤篇』（第一冊）所収「金沢文庫旧藏本白氏文集に関する研究」に於て、同氏は總て「泰重」と読まれ、また、その人に関する同篇中の論考に於ても、總て「泰重」として扱われている。

金子氏の引かれた資料は、近藤守重「金沢文庫考卷之二」(2)所引のものとあるが、いま、守重の文庫考、及び、その中に引かれる資料そのものにも直接當つて検討しよう。

国立公文書館内閣文庫蔵律江戸初金沢文庫本摸写二軸（「国史大系」に収む）のうち、  
卷一奥書

律卷第一名例

文永十年蒙越州使君尊／閣嚴命移點畢于時薙質／初律笄人後朝而已

音博士清原俊隆

此書先年受教隆真／人之説了而件書回禄成／孽化灰燼仍重以俊隆之／

本（先年書写教隆  
本同事也）書写校／合了于時文永十年九月／廿八日

越州刺史平（花押）

文永十年十一月十九日以右金吾校尉奉重遺本／裏書頭書以下多潤色畢彼本奥云

嘉祿貳年仲冬五日書写畢（律学博士四代相承  
秘本也）以彼移之

（「以」以下九字未筆）  
以家々秘本聊比較畢（土御門院  
前武者所豊原奉重）

于時任官依當道之舉拜秘書浴無堀之恩遷監門畢／以家説授原右金吾校尉畢 明法博士中原在判

以大理卿中基光律学博士中明繼右金吾録事中明方／等家本令校合之畢

とある。

また、同文庫蔵令義解江戸初金沢文庫本摸写本十軸（「国史大系」に収む）のうち、令義解七尾に、

令卷第十

當卷故清大外史之本／令紛失之間以原武衛／奉政之本書写點校了／

于時文永三年黃鐘晦日

越州刺史平

本奥之(花)

安貞二年九月十一日書寫了

同十四日委点了 貞永元年八月下旬以或儒／家本重見合了右衛門豊原重

安貞第三之天狹鐘中旬之候以／家説授原右金吾校尉了

抑金吾者依稟庭訓於累葉之／風可瑩鑽仰於玉条之露而中／古以降

家門悉廢学久昧仙砌／之月父祖共忘道徒甞宮

樹之花／爰校尉学始勤学也志元愁(愁カ)／志也因之忒部書律令併授之而已

修理左官城判官明法博士兼左衛門少尉備中権(権カ)拯章久在裏判

とある。また、東山御文庫藏類從三代格第五金沢文庫旧藏本末尾(未見、宮内庁書陵部藏フィルムに拠る。「国史

大系」に収む)には、

類從三代格第五

文永三年十月三日以原／内武衛之本書写校合／畢

越州刺史平(花押)

本奥云

安貞二年四月九日書寫了／函書允豊原奉重同十三日委点了

(金沢文庫印)

とある。

以上は、金子彦二郎氏が金沢文庫考より引かれた奥書類の、原本による再検討であるが、類聚三代格については、

以上の外にも、宮内庁書陵部蔵本に、江戸中期頃の、金沢文庫本よりの転写本で、鷹司家旧蔵本六冊（巻一、三、五、七、八、十二）がある。

（尾）（首題は「類聚三代格」）  
三代類聚格巻第一

金沢文庫

文永三年二月廿八日／以原武衛奉政之本書写點校了

本奥云

安貞二年正月七日書写了／凶書少允豊原奉重／同十日委點了

（尾）  
類聚三代格第三

金沢文庫

文永三年正月十九日以原武衛奉政之本書写點校畢／越州刺史平 判

本奥云

安貞二年三月十五日書写了

（尾）  
類聚三代格巻第八

（印）  
金沢文庫

文永六年六月十七日以原武衛奉政之本書點校合了／越州刺史平 判

本奥云

安貞二年十一月十三日書写了／右衛門小尉豊原奉重／同十二月九日委點了

（巻七は奉重の本奥書の記入無く、巻十二は奥書の記入無し）

以上の識語類にみえる本奥書からすれば、金子氏が「泰重」と解されたのは明かに誤りであり、「奉重」が正しいことが確認されたわけである。<sup>(3)</sup>

ところで、「奉重」を「泰重」と見做した古い例があり、これが、或いは、他に影響を及ぼしたかとも思われるのが林羅山の場合である。国立東京博物館蔵那波古活字本は羅山（及び鷲峰）校本であり、元和四年、羅山の校合識語がみえる。この巻九末尾に、金沢本巻九の校合識語が転記されていて、明かに「豊原泰重」と移写されている。この外、那波本に校注、訓点、金沢本奥書等を書入れたものが少くとも十数部は存し、金沢本の奉重による校合識語を転記したものの中、管見に入ったもので、「奉重」と明記したものは比較的稀である。<sup>(4)</sup>

律令研究の家系としての豊原家については、資料が乏しく、また豊原奉重の閲歴についても知る所は極めて少ないが、いま、ここに挙げた本奥書に記された事実から、豊原奉重に就て少しく述べる。

この資料の範囲内で、奉重の律令の書写活動をみれば、嘉祿二年（1236）から貞永元年（1237）まである。明法博士中原章久が「勤学」「懇志」と讃えて述べている如く、例えば、令第十についてみれば、安貞二年九月十一日にこれを書写し、同十四日に委点を施した後、四年後の貞永元年八月下旬には「或儒家本」により校合を行っているし、律第一についても、嘉祿二年仲冬にこれを書写し、更に「家々秘本」を以て、校合を行っている。また、同じく律令の修学に熱心であった北条実時は、文永十年九月廿八日に、校合の終ったその本文に、更に、奉重の本から、十月十九日に「裏書頭書以下多潤色筆」とある如く、奉重の本から補っている。内閣文庫本をみると、上欄に「犯罪時雖未老疾条」という類の朱書見出しが数多く施され、或いは、裏書に「癱疾事／戸令云癱瘓侏儒腰背折一支癱如此之類皆為——」という類の注が所々に書入れられているのは、恐らく奉重の本に拠って補われた個所であろう。奉重の手校本が実時に尊重されたことは、これによっても知られるが、奉重が諸本を以て校合を重ねる仕方などは、同じく、白氏文集金沢文庫本にみられる所であり、「委点了」などは、書き方までそのまま全く同じである。

ところで、この本奥書にみえる奉重の校訂活動の最後の年、貞永元年八月下旬（律第十校訂時）は、実は、白氏文集の校訂作業と、併行・重複している。

金沢本校合識語のうち、この前後の年月日をみると、

貞永元年八月八日自校了

貞永元年八月八日自校了

右金吾校尉

貞永元年同十日自校了

貞永元年同十日自校了

右金吾校尉奉重

貞永元年同廿八日校了

貞永元年同廿八日校了

右衛門少尉豊原奉重

などがあり、これからみれば、この年八月下旬には、明かに文集と律の本文校訂が重複して行われている。

文集金沢本現存本によって、校訂の日付を辿る限りでは、卷十四本文が但馬房により書写され、これに、「同二月二日加点了」とあるのが、奉重の校訂作業としては最も早い年月であり、恐らく、実際にはこれよりも早くから、既に、作業は始められていたものと思われる。逆に、奉重の律令の書写・校合の作業は、貞永元年八月下旬以後、更に、作業は始められていたものと思われる。つまり、二つの作業が併行してなされた時期は、現在知られる年月よりも長期に亘ったものと思われる。無論二つの作業が実際には同等の比重に於て行われたというわけではなく、恐らく、文集の校訂に重点が置かれたには相違ない。たゞ、奉重の律令に対する関心がこの時期に至っても、猶、並々ならぬものであったことは明かであろう。

奉重が律令の研学に異常な熱意をもっていたことは、明法博士中原章久が律令二部の書を併せ授けたことによって窺われ、また、白氏文集に対しては、既に述べた如く、その校訂作業に、少くみても延べ二十年の歳月を費すことを敢て行ったのである。

とすれば、奉重にとつては、律令に対する関心と、白氏文集のそれとが両立していたということになるか。

白氏文集の校訂作業を奉重が如何なる動機から始めたのか、これを知るに足る資料はこれ迄見出してはいない。或いは、実際には、人に依頼されて始めたとも考えられる。しかし、動機の如何に拘らず、少くとも、校訂作業の全経過——実際には、現在辿り得る歲月よりも更に長期に亘る——をみれば、単にこれを他律的に実行したとは到底考えることは出来ない。

中原章久が奉重の父祖に対し「忘道徒翫宮樹之花」と評したことは、奉重の律令の学が、父祖のそれとは全く趣を異にして示すと共に、これは、その儘、白氏文集に対する態度にも通じるものと見做すことが出来よう。

平安朝以来、白氏文集が盛行したことは、周知の通りであるが、美的な文学的受容の外に、例えば、明法の家による、法制上の謂わば実用面からの文集受容や、これを教訓とする受容例もみられる。惟宗允亮撰『政事要略』（国史大系）本に拠る）には、文集より策三篇、判一篇、新樂府一篇の、夫々略々全篇が収められ、その外にも、「白居易伝」「蘇州禅院白氏文集記」の全文が引かれ、その後、

文集鑿誠触類載之仍抄其伝兼載此説  
と、加えられている。<sup>(6)</sup>

近時の研究によれば、『政事要略』は長保四年(1002)に編纂が終了したとみられ、もと百三十巻であつたが、現存するのは二十六巻に過ぎないので、文集の引用も元來は更に多かつたかも知れない。允亮は明法博士であるので、文集の判や策は実務上の参考にも供されたに相違なく、また、「鑿誠」とも見做されていたのであろう。

鎌倉時代に入ると、文集に対する関心は、無論、従来通りの、文芸的にこれに接することも持続されてはいるが、

同時に、新しい傾向が現われ、例えば、説教のそめに、その教訓的要素を強調する扱いをするなども顯著になつてきた。<sup>(7)</sup>また、政治或いは法制的見地から文集を受容しようとする立場は一層明かにみられる。

その一例としては、文集金沢本校合識語の中に、

(卷四)  
嘉禎二年四月一日比較唐本訖

(以下本書)  
此映 嘉禎三年十一月十日申請吉田諫議桑門經實御本加点了

(卷四)  
嘉禎二年四月四日比較与唐

(卷四)  
喜禎三年十一月十七日申請諫議桑門之御本校点了

(卷四)  
嘉禎二年四月五日比較唐本訖

同三年十一月十九日申吉田大式入道經實御本委点了

と、卷四十一、四十四、四十七の三卷に限り、第二次校合時、つまり、唐本との比較の後、更に、吉田資経本との比較が行われている。白氏文集は卷四十一―四十四が「奏状」卷四十五―四十八が「策林」に当る。現存金沢本卷三十九、及び、卷四十九には、この吉田本との校合識語は無いので、元来、吉田本は、或いは、卷四十一―四十八までの八巻が揃っていたのかも知れない。

吉田資経は藤原高藤流であり、『尊卑分脈』に拠れば、「正三位、大宰大貳、参議左大弁、号吉田大貳、建長二七十三薨」とある。『吉統記』の著者吉田経長はその孫に、また、南朝側で活躍する定房はその玄孫に当り、『吉記』の著者吉田経房、『経俊卿記』の著者吉田経俊等も、何れも一門である。とすれば、資経のところ、白氏文集の「奏状」や「策林」を収める巻が、蔵されるのは極めて自然であろう。



更に、これ以上に適切な例として、国立公文書館内閣文庫蔵管見抄十卷（内、一卷欠）を挙げることが出来る。

管見抄は白氏文集七十一卷の全巻から、適宜詩文を選抄したものであり、正元元年（1239）に成立し、永仁三年（1295）書写本が現存する。詩文が選抄されているが、従来のこの種の本に比して、「中書制誥」「翰林制誥」「奏状」「策」「判」などの、政治実務上の文が数多く抄出されている点は、従来に比し、稀な選出の仕方である。その巻末識語の中に、

古今之間縉素之類抄出此集雖多其人皆為春花事抄出之為秋実事不抄之

と云々、更に、

於今抄者指帰／異之先抽治政之要是依可補私務也次採斎／物之詞是依可養己志也後拾風月之章是／依可悅我目也とある文集觀と、その諸篇の抄出態度は正しく一致する。

管見抄の撰者については、未だ定説はないが、北条実時説がかなり有力である。<sup>(9)</sup> 筆者は未だ実時と断定はしていないが、先に挙げた資料により、奉重と実時との関係について少しく述べよう。

律卷第一にみえる実時の文永十年（1239）十月十九日の識語の中に「奉重遺本」とあるので、この年は、既に奉重の歿後である。現存金沢本にみえる奉重の校合識語の中、最後の年月日は、卷五十四にみえる建長四年（1252）三月五日であり、文永十年は、これより二十年後のことである。実時が古代法としての律令や格式に関心を持ち、その勉強の跡を実時使用の現存本識語類に求めれば、律第七の正嘉元年（1251）に始まり、既に挙げた律第一の文永十年九月廿八日に終る。<sup>(10)</sup> また、奉重の歿年は当然建長四年三月以降であるので、両者の距りは四、五年に過ぎなくなる。但し、これは律令関係のみについての事であり、両人は無論同時代に共に生存していた。実時、奉重が生前、相会うこ

とは、恐らくは期し難いが、前述、明法博士中原章久の奉重評や、その律令校合の仕事については、実時は、少くとも、本奥書を通して、既に充分承知していた筈である。文集の奉重校訂本に対する当時の反響の資料は未だ見出していないが、個人的にも、また、学問上では、その師清原教隆を通して、京都とも密接な連絡のあった実時にとって、この校訂本の存在を知ることが充分可能性がある。

管見抄成立の正元元年(1259)と、現存金沢本識語類最後の歳、建長四年(1252)三月とはかなり近く、前述の如く、実際には、この距りは更に縮少してみるべきである。金沢本々文と管見抄のそれとは、共に、唐鈔本を承けるわが国古鈔本の系統であり、従って極めて近くはあるが、若干の相違があり、管見抄が金沢本を底本として使用したとは見做し難い<sup>(11)</sup>。若し、管見抄が、金沢本を底本としたとすれば、管見抄は白氏文集七十一巻全巻から詩文の抄出が行われているので、金沢本も原は全巻揃っていたことになるが、それは確認し難いし、両本々文の相違は、筆者に、この金沢本を底本とするという点に関しては、否定的ならしめる。

ただ、それが何時、如何なる経路を辿ってであるかは明かではないが、その後、この白氏文集奉重校訂本が、実時創設にかゝる金沢文庫に収められたことは紛れもない事実である。「宮樹之花」を翫ぶことを屑しとしなかつた奉重と、「春花」の事をのみ文集に求め、秋の実りの事を求めなかつたと述懐した管見抄撰者とが、平安時代には比較的稀な同種の文集観を共に懐いていたであろう事は否定することが出来ない。

若し、管見抄の撰者を北条実時とすれば、白氏文集豊原奉重校訂本は、正しく、納まるべくして、金沢文庫に納められたといえよう。そうとすれば、この奉重校訂本そのものが、管見抄と如何なる内的関連をもつか、これを今遽に実証的に説明する迄には至っていないにしても、因縁浅からざることを、疑うことは出来ないのである。

次に、建長三―四年にかけて行われた第三次校訂に用いられた本の校合識語の注記にみられる（前述のごとく、この本による校注を「イ」本として施してある）、「貴所之御本」について検討を加える。

金沢本各巻の第二次校訂は、唐本を以て、嘉禎二年（1230）三月八日（巻六）から同年四月二十五日（巻六十八）までの間に行われ、別に、巻五十四（唐本を底本とする巻）のみは、寛元五年（1247）に菅家本と比較が行われた。その後四年を距て、建長三年（1251）十二月二日より、同四年三月八日まで、この「貴所之御本」による第三次校訂作業が各巻に行われた。

この「貴所之御本」についての手懸りとして、巻四十七・五十二の二巻の識語に、夫々「冷泉宮」という朱書の旁注が加えられている。図版10の示す如く、この「宮」という字は、巻五十二の方は明に「宮」であり、巻四十七の方は、小松茂美氏の如く、「家」と解読される見方もあろうが、これも「宮」と読むのが妥当と思われる。

巻四十七のこの旁注個所の前三行（校合識語のうち）は同じく朱書であるが、旁注三字の朱の色はこれに比して稍々黒味を帯び筆致も異なるので、前三行と同時に書入れられたものではなからう。これに対し、巻五十二の旁注三字は鮮かな朱色であり、この巻の校合識語には、朱書の個所はないが、本文に施されている朱書校合注や、句読点の朱色と一致する。二個所の朱書三字は一筆と認められるが、奉重の筆か否か、遽に断定し難い。

この旁注三字を金子彦二郎氏は前掲書に於て、共に「冷泉家」とされたが（大東急記念文庫『貴重書解題』では「冷泉宮」に翻字）、従い難い。これは、旁注の文字から判断されるのみでなく、建長三年―四年は冷泉為相の出生以前の年であり、従って、同家は未だ成立していない。よしんば一步譲って、この旁注を奉重の頃のものとし、冷泉家成立以後の筆と認めるとしても、「冷泉家」を「貴所」と呼ぶことは適當ではない。また、吉田資経本を借りる場

合には「申請」(巻四一・四四・四七)といふ、菅家本の場合には「借請」(巻五四)というのに対し、「貴所之御本」の場合には「伝下」と貴所の御本に応ずる表現をしていることも無視することはできないのである。

そこで、次に「冷泉宮」について述べる。

『本朝皇胤紹運録』<sup>(12)</sup>によれば、後鳥羽院の皇子に、

頼仁親王 无品、号冷泉宮又児嶋宮、母内大臣信清女

建仁元(1201)一一・二御百日 承元四(1210)三・二「皇子被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>親王<sub>一</sub>官旨<sub>・</sub>頼仁<sub>」</sub>(『百鍊抄』)

とみえる。

『愚管抄』(巻六順徳 岩波大系本に拠る。以下同)に、

信清ノヲトゞノムスメニ西ノ御方トテ、院ニ候ヲバ卿二位子ニシタルガ腹ニ、院ノ宮ウミマイラセタルヲ、スグル御前ト名付テ、卿二位ガヤシナイマイラセタル、ハジメハ三井寺へ法師ニナシマイラセントテアリケル、猶御元服有テ親王ニテヲハシマスヲ、モテアツカイテ位ノ心モ深ク、サラズハ將軍ニマレナド思ニヤ

とあり、また、

院ノ御アトヲ当今ノ外ニツガバヤト思ハセ給フ宮ダチナドヲハシマス

ともみえ、この「宮ダチ」は、主として頼仁親王を指すといわれている。卿二位とは言う迄もなく、院の乳母兼子であり、慈円をして「京ニハ卿二位ヒシト世ヲ取タリ」(同)といわしめた実力者である。実朝の室として、同じく、信清女を推したのも兼子であり、承久ノ変以前、実朝に嗣子なきため、京より親王を將軍として迎える密議が政子と兼子との間で交された際、結局実現はしなかったが、この頼仁親王は最も有力な候補者として推されたことが、同じ

く愚管抄同卷にみえる。

また、『明月記』建暦二年(1212)十二月二日条に、

伝聞、第四親王御元服来廿二日云々、此言年来有稽古之心、殊富文章才名之誉遍天下、而自去夏之比、称上皇之  
 嚴訓、偏好弓馬事、又水練角力、惣以如此、不善之陪臣等添色激励、已抛好文之思之由、人以歎息、而昨日上皇  
 召為長卿、偏不奉勤文道之由、被仰舍之

ともみえる。

承久ノ変後、同三年(1221)六月十五日に、

冷泉宮令遷于備前国豊岡庄児嶋(『吾妻鏡』同日条)

とある如く、以後配所にあり、文永元年(1264)五月二十三日同所に薨じた。

承久三年、親王謫遷以後、「貴所之御本」が校訂に使用され始める建長三年まで、三十年を距てゝいる。従つて、  
 恐らくは、この「貴所之御本」が校訂の為に奉重の手に渡ることに関しては、親王は直接には無関係であつたと見做  
 してよからう。

そこで次に、その御子についても言及する必要がある。

その一子が仁和寺の道乗である。『仁和寺諸院家記<sup>(13)</sup>(恵山書写本)』上(『仁和寺史料寺誌編一』所収)「上乘院」の項に、

宮大僧正道乗<sup>(1286)</sup> 宮、冷泉宮頼仁御子<sup>後鳥羽御孫</sup>前大僧正良恵付法上足、又号小嶋宮

一長者、嘉禎四年三月十八日、直任権大僧都、仁治元年十二月卅日、任権僧正、宝治元年七月五日、転正、建長

三年五月卅日、直任一長者并法務、去廿六日、転大僧正、同六月日、護持僧、同八月十九日、拜堂、正嘉二年二

月二日、辞寺務、文永十年十二月十一日、入滅(五十九)

とある。こゝにみえる「良恵」は九条兼実の息である。

また『血脉類集記』十にも、良恵の付法者の中に、

道乗

法務大僧正、冷泉宮  
東寺一長者

嘉禎三年十一月二十二日己巳元暦於三觀音院受之十御年

とあり、明かに「冷泉宮」とみえる。

この外、『本朝高僧伝』巻五十五にもその伝が記載され、中に「嫌有為世相、求無上菩提」「従良慧僧正受灌頂法、生器完固、任荷真教」や「文永十年、修大仏頂法、降於蒙古、朝家喜賞」ともみえる。(他の一子については詳かではない。)

これに拠れば、奉重が「貴所之御本」を使用して校訂を始めた建長三年は、道乗三十七歳の年に当る。従って、この本が冷泉宮から若宮の道乗に伝えられ、この時期に奉重の手に渡るということは充分あり得ることであり、従って、この本を「伝下」(14)された当事者をこの道乗に充てゝも、強ち不当ではないであろう。以上の事からすれば、前記朱書三字の注記を「冷泉宮」と解しても、特に支障は無いものと思われる。

これに関連して、承久年間の頃に於ける文集受容の有様を瞥見する。

大東急記念文庫に蔵される白氏文集金沢文庫旧蔵本に取合せられている文集卷三・四は、正保二年(1625)藤資慶の書写奥書をもつ江戸時代の写本であるが、その本奥書には、

弘安五年四月九日受菅家之秘説畢 実秀

とあり、この中に菅家本の本奥書が記され、

承久元年九月廿四日申出嚴本移点畢／散位菅

建永元年者〔208〕 聖主嗣宝曆之第八年微官侍／御読之第三年也今奉授此書故所写此本以〔先〕。親侍家之訓備今日授君

之說抑亦藤黃門者累代師於 天子自昔親於我家借／其証本重所見合也為我後伝此本之者努〔力〕／勿許他見而已黃門奥書侍読正家以此本奉授 主上左中丞俊経以此書侍読左中弁親経／公良授澄胤法橋奥書曰披唐白之集授魯丹／之說

とあり、建永・承久の頃、文集卷三・四が書写され、或いは今上への文集の講書が行われたことが知られる。

これは、建久九年〔1198〕に「講詩賦文集七徳舞也」〔猪隈閑白記〕五月二六日条が、承元四年〔1210〕に「於高陽院殿有樂府問答五番」〔一代要記〕三月一五日条が、建保六年〔1218〕に「於禁裡有白氏文集論義六番云々」〔百鍊抄〕六月三日条が、夫々行われた記事とも揆を一にするし、更に、和歌についてはその一端に過ぎないが、例えば、『夫木和歌抄』にみられる、

（車 後鳥羽院）  
人こころうしともいはし昔よりくるまをくたくみちにしたとへて  
年をへてなれけん宮のつはくらめうらやみたえてのちもいく春  
（定家）

前者は、文集卷三「大行路」の、後者は同「上陽白髮人」の、夫々一句を踏まえている。佚書となった『楽府和歌』はこれより、少々後の撰である。尚、新楽府を和歌の題にする例は、既に、〔中絶〕長治元年の大江道国序〔朝野群載〕一）にみえる。

を始めとする新楽府の一句を踏えた多くの和歌もみられる。更に、新楽府のみに限らないとすれば、同じく定家の『拾遺愚草』（員外）に「文集百首建保六年」があり、その序に、

或上人文集の詩を題にて哥よまむとおもひたつことあり結縁すへきよしすゝめ申されしかは老て後のいたつらこ

とかきつけてつかはし、

とあり、その日記に、「終日蟄居、握翫文集」(『明月記』正治二・三・十日条)ともある。しかし、

白氏文集第一第二帙常可<sub>三</sub>握翫<sub>深通和歌之心</sub>(『詠歌大概』)

に、定家の、白氏文集に対する、更に明確な意嚮は示されている。

この「第一第二帙」を、第一・二巻とする見解もあるが、筆者はこれを白氏文集巻二十までと解している。<sup>(16)</sup>白氏が詩作に於て、最も力を注ぎ、一時期を画するものとして、白氏長慶集五十巻があり、その巻二十までにその時期迄の詩作全部が収められている。巻五十以後の作は、その数こそ多いが、幾分惰性的性質があり、巻二十までに、その精髓は殆んど含まれているからである。

後鳥羽院に近い歌人としての慈円は、その歌集『拾玉集』第二冊所収「詠百首和歌」に於て、白詩の一聯百首を並べて、それを和歌に詠じ、その末尾に(多賀宗隼編著による)、

樂天者文殊之化身也当和彼漢字和歌者神国之風俗也須述此懷因茲翫百句之玉章愁綴百首之拙什法樂是北野之社祈願彼南無之誠定翻今生世俗文字之業為当来讀仏法輪之縁者歟

写本云  
承久三年後十月廿五日

と述べている。

以上挙げた諸例は、何れも、「冷泉宮」にのみ係わるものではなく、無論、「冷泉家」にもそのまゝ同様に関連がある。たゞ、これにより、「冷泉宮」家に白氏文集が蔵されるということは、後鳥羽院に連なる環境や、こゝに示された時代の趣向からみて、極めて自然のことといえることは間違いない。



と同時に、白氏文集を所蔵する宮家側と、これを校訂に使用する豊原奉重の側にみられる文集観が、必ずしも同種でないことも明かであろう。後鳥羽院を中心とする当時の宮廷には、猶、平安時代以来の、文学としての文集に対する態度が、そのまゝ継承せられていた。管見抄撰者のいう「春花之事」がこれに相当する。

ところが、管見抄撰者をも含めて、奉重によって示された文集観は、文集に収められている白氏の他の側面、わけでもその政治的・法制的側面に比重を置かしたことは、これ迄の記述に照せば、否定し得ない。無論、奉重の律令修学の成果については知る所が余りにも少なく、また、修学の動機等についても明かではないが、少くとも、明法家としては特に著名でない者として、特にこれ程の熱意を示したことには、前述、『政事要略』撰者などによって示される文集観を継承しつつも、必ずや、新しい時代の中から生まれた要因が作用したことは想像に難くはない。<sup>(17)</sup>

その意味からすれば、豊原奉重による白氏文集の校訂本は、校訂作業自体としても画期的であるばかりでなく、この長期に亘る校訂作業を支え得たものは、鎌倉時代の、武家社会を中心にして生れ、やがて、京都にも反映した、真摯な精神であったと見做すことが出来るのである。(昭和四十七年十二月十五日稿・同四十八年七月二十日補訂)

註 (1) 以下に挙げる文字について、筆者は、金沢文庫本以外の使用例を、わが国及び中国の古辞書・古鈔本・刊本類に於て実地に求むべく、各種の影印本や書道全集類を努めて当ってみた。

わが国に現存するものに例をとれば(含唐鈔本)、古辞書として篆隸万象名義・天治本新撰字鏡・書陵部並旧観智院藏類聚名義抄・玉篇零本六種をはじめ、延喜十三年写の花嚴経音義私記、また、古鈔本としては、伝聖徳太子御筆法華義疏、奈良時代写石山寺藏漢書、成實堂・尊経閣両文庫藏秘府略、唐鈔本王勃集零卷数種、文選五臣注平安中期写三条家旧藏本等をはじめ、守屋氏旧藏奈良時代写経類(『古経図録』)等を点検した。

次で、同じく、中国の資料についても、金石文・漢木簡類以下、各時代の墓誌銘、碑文等にも、二玄社『書跡名品叢刊』をはじめ、各種書道全集を中心に、可及的に点検を加えた。

その結果、わが古鈔本に普通みられる、「職」を「職」に作り、「典」を「典」に作り、或いは、「亡」を「E」に作る類の正字を俗・通字に作る例は、中国に於ても、かなり早くから同様の例がみられ、特に、わが国に現存する前述の唐鈔本王勃集数種の如きは、該当文字の書き様が、全体として、わが古鈔本と極めて類似していることが認められた。『干祿字書』の類の字書は、これら、永年に亘る中国に於ける俗・通字の使用をふまえて、整理が行われたものといえよう。

ところが、白氏文集宋紹興年間刊本や、文苑英華（宋刊本白居易詩文の卷）に於ては、以上、普通に認められた俗・通字が大部分正字（まま、俗・通字が交る）に改められている。そこで、無論、未だ甚だ不充分ではあるが、更に、宋各時代の刊本影印を多く収める『金沢遺文』『金沢文庫図録』の該当写真等に当たったが、この範囲では、同様の傾向がみられ、改めて、書道全集類の宋人の筆跡類にも当ててみたが、ここに於ても、略々同様の傾向が窺取された。

以上のことは、白氏文集卷三十三の底本を、宋刊本として推定する傍証の一部にはなり得よう。以下、各字について、具体的に述べる。

- (2) 内閣文庫蔵金沢文庫考卷之二「好書故事附録卷一現存真本」〔近藤正奇全集（国書刊行会刊）〕では「右文故事附録卷一金沢本題跋」の条には「豊原奉重」に作り、これを校訂に用いた近蔵正齋全集本も同じく「奉重」に作る。内閣文庫蔵写本は正齋の自筆本ではないが、同文庫福井保氏の示教によれば、この写本は正齋の添削の多い稿本である由であるので、当然正齋も「奉重」を承認していたものといえる。とすれば、金子氏はどの本を根拠にして「泰重」とされたのであろうか。

- (3) この「奉」については、「奉重」の外にも、前記令第十奥書の中に「奉政之本」ともみえ、一族に多く「奉」が使用されたのであろう。

また、この外にも、『太平記』卷二十四（天龍寺供養事付大仏供養事）に「豊原泰長」なる人物がみえ、下北面に属し、階層的にも奉重のそれに近いので、この「泰」を「奉」に作る本はないかと、神田本の影印本を調べたが、これも同じく「泰」である。ところが、岩波日本古典文学大系本の当該箇所（『太平記』二・四三六頁頭註）に、『園太曆』『師守記』『結城文書』を引いて、何れも「奉長」に作る由、註記が施されている。とすれば、この「奉長」も、恐らく同じく豊原の一族とみられよう。

(4) 那波本に金沢本校合識語を移写した中で、「奉重」の名まで記入された本は比較的少ない。

（卷九）「泰重」に作るもの 東京国立博物館蔵林羅山手校本。官内庁書陵部水野家旧蔵本。大垣市立図書館本。東大東洋文化研究所蔵本。慶応義塾図書館蔵本。

（卷二十二）「奉重」に作るもの 水野家旧蔵本。慶応義塾図書館蔵本。

（卷二十四）「奉重」に作るもの 水野家旧蔵本。陽明文庫蔵本。

（卷三十三）「泰」に作るもの 水野家旧蔵本。慶応義塾図書館蔵本は「奉」に見せ消ちを施し、「泰」に改む。

（卷六十一）「奉」に作るもの 大垣図書館本。早大図書館蔵深田氏旧蔵本。「泰」に作るもの 水野家旧蔵本。慶応義塾図書館蔵本。

以上をみると、金沢文庫本から直接転記した本は稀のようで、同一の本でも、巻により、一貫していない。つまり、「奉」「泰」の区別に対し、左程意識的ではない。ただ、陽明文庫本は卷二十四の一ヶ所ではあるが、「奉」に作ることもに、唐鈔本よりの重鈔本による継足し篇卷三十一「郭豊貶康州端溪尉制（4004）」の「豊」（本文にも一ヶ所あり）を羅山校本を始め、多く「景」に誤るのに、この個所も、同文庫本は「豊」に作り、比較的正確であるといえる。

(5) いま、第一、二、三次の校訂時の各々、に於て、或る巻の校合年月と次の巻のそれとの間隔を、校訂時毎に表示すれば次の通

りである。

		I	II	III					
二ヶ月以上	2	2	0		五日～一〇日	6	1	4	I II III
一ヶ月以上	2	0	0		五日以下	9	18	16	
二〇日～三〇日	3	0	1		同日	1	3	1	
一〇日～二〇日	4	1	0						

このうち、二次の二ヶ月以上の二回は、嘉禎三年の吉田資経本より、及び、寛元五年の菅家本よりのものであり、共に、稍々性質を異にする。

第一次校訂は寛嘉三年二月二日から、天福元年五月十三日まで、延べ二年三ヶ月を要し、第二次校訂は嘉禎二年三月八日より同四月二十五日まで、一ヶ月十七日の短期間（吉田本、菅家本の校訂期間を除く）であり、第三次校訂は建長三年二月二日より同四年三月八日までの三ヶ月で、これも短期間である。

これは、第一次校訂時の時期は、奉重が白氏文集の校訂の外にも、他に多くの仕事―律令類の―を並行して行っていたことを推定せしめるに足りるであらう。

(6) 白氏詩文の引用個所を示せば、次の通り。

文集卷四五（2035）策林一八弁水旱之災〔『政事要略』卷六〇交替雜事（損不堪佃田）〕

文集卷三新樂府（0136）捕蝗〔『同』同（〃）〕

文集卷四八（2073）策林五六論刑法之弊〔『同』卷六一糺彈雜事（檢非違使）〕

文集卷六一（2955）蘇州禪院白氏文集記〔『同』同（〃）〕

白居易伝〔『同』同(ニ)〕

文集卷四八(3072) 策林五五止獄措刑〔『同』卷八一糺彈雜事(断罪)〕

文集卷四九(3095) 判・得乙与丁俱応拔萃(下略)〔『同』卷九五至要雜事(学校)〕

尚、拙稿「政事要略所引の白氏文集について」(『史学』四五—四) 参照

(7) 拙稿「真福寺藏新樂府注と鎌倉時代の文集受容について」付・新樂府注翻印—(『斯道文庫論集』七輯)

(8) 卷三十一〜五十までの、この種の文が各卷所収の篇中、どの程度に抄出されているかを示せば次の通りである。〔分母が各卷総数(那波本に拠る)、分子が管見抄々出数を示す〕(この表は、既に拙稿「内閣文庫蔵『管見抄』について」(『斯道文庫論集』九輯)にも載せたが、便宜のためその一部を再録す)

31	中書制誥一	2	27	36	中書制誥六	7	48	41	奏状	一	3	13	46	策林	二	17	17		
32	〃	二	4	30	37	翰林制誥一	14	34	42	〃	二	4	25	47	〃	三	19	19	
33	〃	三	7	28	38	〃	二	10	43	43	〃	三	2	11	48	〃	四	21	21
34	〃	四	5	50	39	〃	三	9	55	44	〃	四	6	17	49	判	50	50	
35	〃	五	5	50	40	〃	四	18	68	45	策林	一	23	23	50	〃	50	50	

この中、特に「策林」及び「判」は、共に全篇抄出されているのが注目される。

(9) はじめ阿部隆一氏が「北条実時の修学の精神」(『金沢文庫研究』一四—一六)に於て、北条実時撰者説を出され、次で拙稿「内閣文庫蔵管見抄について」(『斯道文庫論集』九輯)に於て、若干の異見を提出した。その後、管見抄の別名が「越抄」であると判明したことから「拙稿」内閣文庫蔵管見抄と「越抄」について(『金沢文庫研究』一八一—一一)参照)、改めて、北条実時説が有力になってきた。

尚、慶応義塾図書館蔵那波古活字本には、管見抄よりの校合注が加えられ、巻七十一末尾に、校訂者新見正路の識語があり、管見抄を「一縉紳」の撰とする。とすれば、幕末に至る迄、撰者については知られていなかったといえよう。

(10) 実時の律・令・格の修学年月を識語より挙げれば次の通りである。

- |           |            |             |           |
|-----------|------------|-------------|-----------|
| (1) 律第七   | 正嘉元年十一月廿九日 | (8) 類從三代格第三 | 文永三年正月十九日 |
| (2) 令義解第一 | 正嘉二年五月十日   | (9) " 第五    | 文永三年十月三日  |
| (3) " 第三  | 正元元年十月十四日  | (10) 令義解第七  | 文永三年黄鐘晦日  |
| (4) " 第五  | 文応元年八月十六日  | (11) " 第一   | 文永六年三月二日  |
| (5) " 第九  | 文応二年二月八日   | (12) 律第一    | 文永十年九月廿八日 |
| (6) " 第二  | 弘長元年五月十四日  |             |           |
| (7) " 第一  | 弘長三年十二月廿六日 |             |           |
- (11) 拙稿「内閣文庫蔵管見抄について」(「斯道文庫論集」九輯二四九頁参照)
- (12) 『大日本史料』(第四編之七)所収「伏見宮御記録」にも同様の記載が存する。
- (13) 『東寺長者補任』にも略々同様の記載がある。
- (14) 「ヲクル」は類聚名義抄により、私に施した。漢字の「伝」には「授也」「送也」(共に『呂氏春秋』の意味がある)。
- (15) 白氏文集那波古活字本にこの奥書が転写されている例は多く、また、単行で書写されたものに官内庁書陵部蔵本が存する。
- (16) 岩波『日本古典文学大系歌論集能楽論集』所収『毎月抄』には、前記『詠歌大概』と同趣旨の、又古詩の心詞をとりてよむ事、凡そ哥にいましめ侍るならひとふるくも申したれども、いたくにくからずこそ。しげうこのまで、時々まぜたらんは、一ふしある事にてや侍らん。「つねに」白氏文集の第一第二の帙の中に大要侍り。かれを被見せ

よとぞ申しをき侍りし。

とあり、この「第一第二の帙」の頭注に「特に定家は第一・二巻を重んじている」とある。

『政事要略』（国史大系）巻六十一所引白氏文集に「文集<sup>七帙</sup>蘇州禪院白氏文集記」とあり、当時の文集の編成からいえば、これは巻六十一に当る。これは、例えば、白氏文集巻五十一「後序」に白氏長慶集五十巻を「凡五帙每帙十巻」にみられる如く、一帙を十巻と見做せば、計算は合う。これに従えば、前記定家の「第一第二帙」は巻二十迄ということになる。

尚、佐藤恒雄氏「定家・慈円の白氏文集受容——第一第二帙の問題と採句傾向の分析から——」（『中世文学』第十八号）にも、総括的にこの問題が採上げられている。

官内庁書陵部蔵片玉集（後集巻九五）に、冷泉為村が明和八年（1771）に白楽天九百二十五年の遠忌に当り、祭奠を行った記録（「冷泉宗匠家為村卿白楽天祭奠記」）がみえ、その序の一節に、

夫白楽天者傑出於晚唐而詩家之英雄也、其詩一句含許多旨趣、一首尽千方義理、麗句雅懷実応吾磯城嶋之大道、故曩祖  
黄門卿曰、欲詠和歌則当握翫白氏文集矣

とある。先の『詠歌大概』の旨趣からすれば、「曩祖」とは恐らく定家を指すものと解してよからう。何れにせよ、文集に對する尊重・愛好の遺志が、江戸時代に迄伝えられたことを示している。

(7) 筆者は、奉重の律令修学の結果が、具体的には公家側の発布した新制に反映してはいないかと推測している。

鎌倉時代、承久の変以後も、公家側では、太政官符、宣旨、官宣旨或いは院宣という形式をとって、新制が公布され、建暦二（1212）・三・二二新制、嘉祿元（1225）・一〇・二九新制、寛喜三（1231）・一一・三新制、延応二（1240）・三・一二新制、建長五（1253）・七・一二新制、弘長三（1283）・八・一三新制、文永一〇（1273）九・二七新制等がある。

奉重がこれらの案文作製に何等かの形で参与した事を示す確実な資料は見出してはいないが、この中、寛喜三年十一月三日

官旨（「統々群書類従」第七法制部所収）第十条は、

一、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>図書寮破<sub>ニ</sub>古<sub>レ</sub>経書<sub>一</sub>、漉<sub>中</sub>宿紙等<sub>上</sub>事

仰、日貢宿番者雲上要枢也、因<sub>レ</sub>玆貢進暫滯、奉行易<sub>レ</sub>怠、是以為<sub>ニ</sub>造課無<sub>レ</sub>之貢<sub>一</sub>、還涉<sub>ニ</sub>不法之義<sub>一</sub>或破<sub>ニ</sub>經典<sub>一</sub>、或漉<sub>ニ</sub>書卷<sub>一</sub>、春之蔡曰、代之義賤<sub>一</sub>、自今以後、永從<sub>ニ</sub>停止<sub>一</sub>、但又有<sub>レ</sub>限寮役勿<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>闕怠<sub>一</sub>、

とあり、水戸部正男『公家新制の研究』に「本条の如きは他に全く類をみない事項で、当時の実情にもとづく禁令であったと思われる」（同書一八五頁）とある。

さきに挙げた東山御文庫蔵類聚三代格第五（金沢文庫旧蔵本）の本奥書によれば、安貞二年四月九日には奉重は図書允であり、この職はこの時以後まで続けられたのであろう。そして、新制公布の寛喜三年は、安貞二年より三年後に当る。とすれば、この第十条に奉重等の意嚮が反映されているとみる可能性は存する。

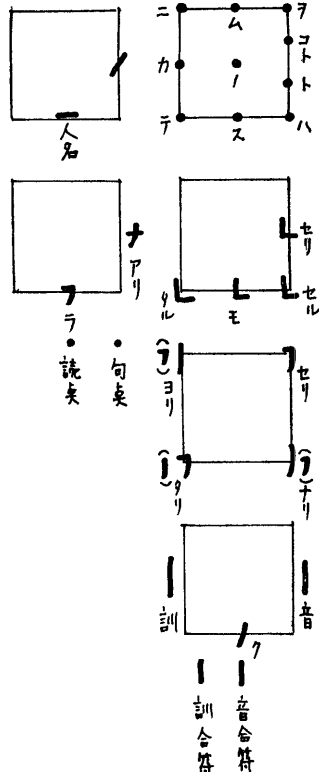
白氏文集金沢文庫旧蔵本の調査・研究に関しては、天理図書館・大東急記念文庫当局の御厚情を辱<sub>レ</sub>くし、また、本文中に挙げた貴重な書籍類の閲覧に関しては、所蔵者各位の御高配を賜った。平岡武夫・橋本不美男の両氏には示教を賜った。

加筆・訂正等複雑な校訂操作の加えられている白氏文集金沢文庫本に対し、精密な写真撮影に関しては、財団法人三島海雲記念財団の御援助を得た。各位に対し、深甚なる謝意を表する。

〔附〕本文中に記した図版1～10のうち、写真については、都合により、今回は総て掲載を中止した。図版9に該当する点  
図・仮名字体表のみを次に載せる。



ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ン	イ
ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ン	イ
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	井		井
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル		給	代
エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	工	季	比
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ヲ	事	
ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ン	イ
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	井		井
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル		給	代
エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	工	季	比
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ヲ	事	



〔注〕（右点図）線点のうち、「ヨリ」「ナリ」「タリ」は、鉤形と単なる線状のものと、二種があり、後者は、朱筆に限られる。音・訓合符、音・訓読符は、共に、朱墨両様である。第五壺の「ノ」は、「通吏」理之事の「通」に施され、「セリ」と読むべきか。

（左片仮名字体表）本文中にも述べた如く、片仮名は、細筆と、稍々肉太の筆と二種が認められるが、一筆とみてよく、明かに別筆と覚しきものは認められない。疊符のある語は、上に挙げた三例の外、「シハく」「コモく」があり、疊符は、夫々、「ハ」の右肩辺、及び、「モ」の右中程から起筆されている。